

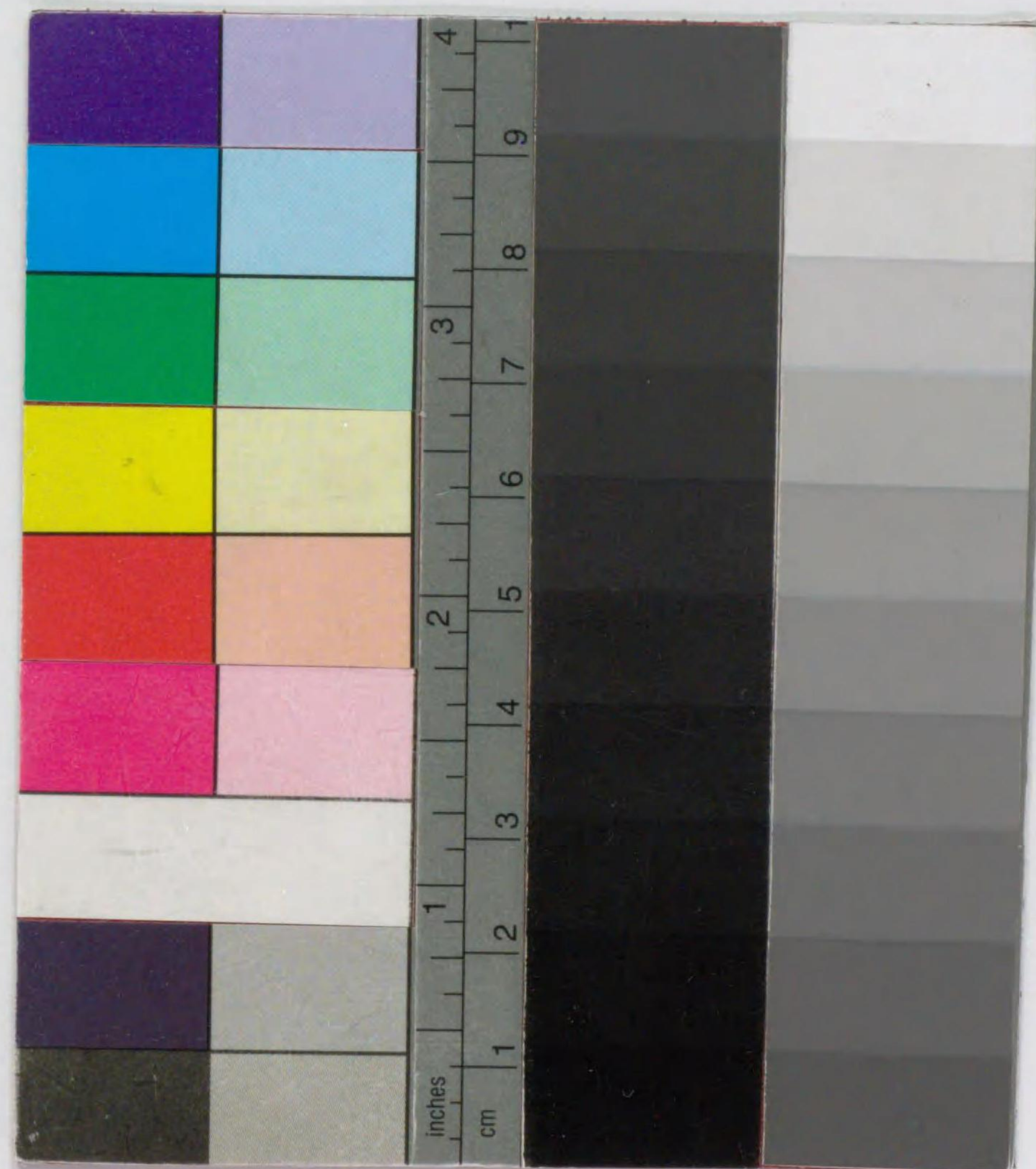
590
429

590-429



1200501525780


農業保險に関する調査
協調會農村課



527

農業保険に關する調査

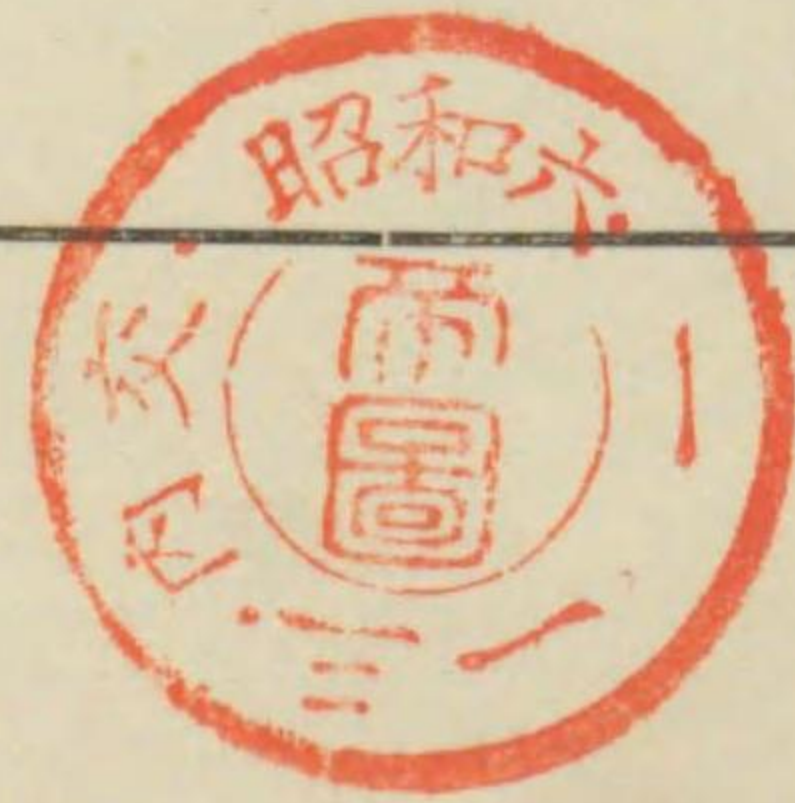
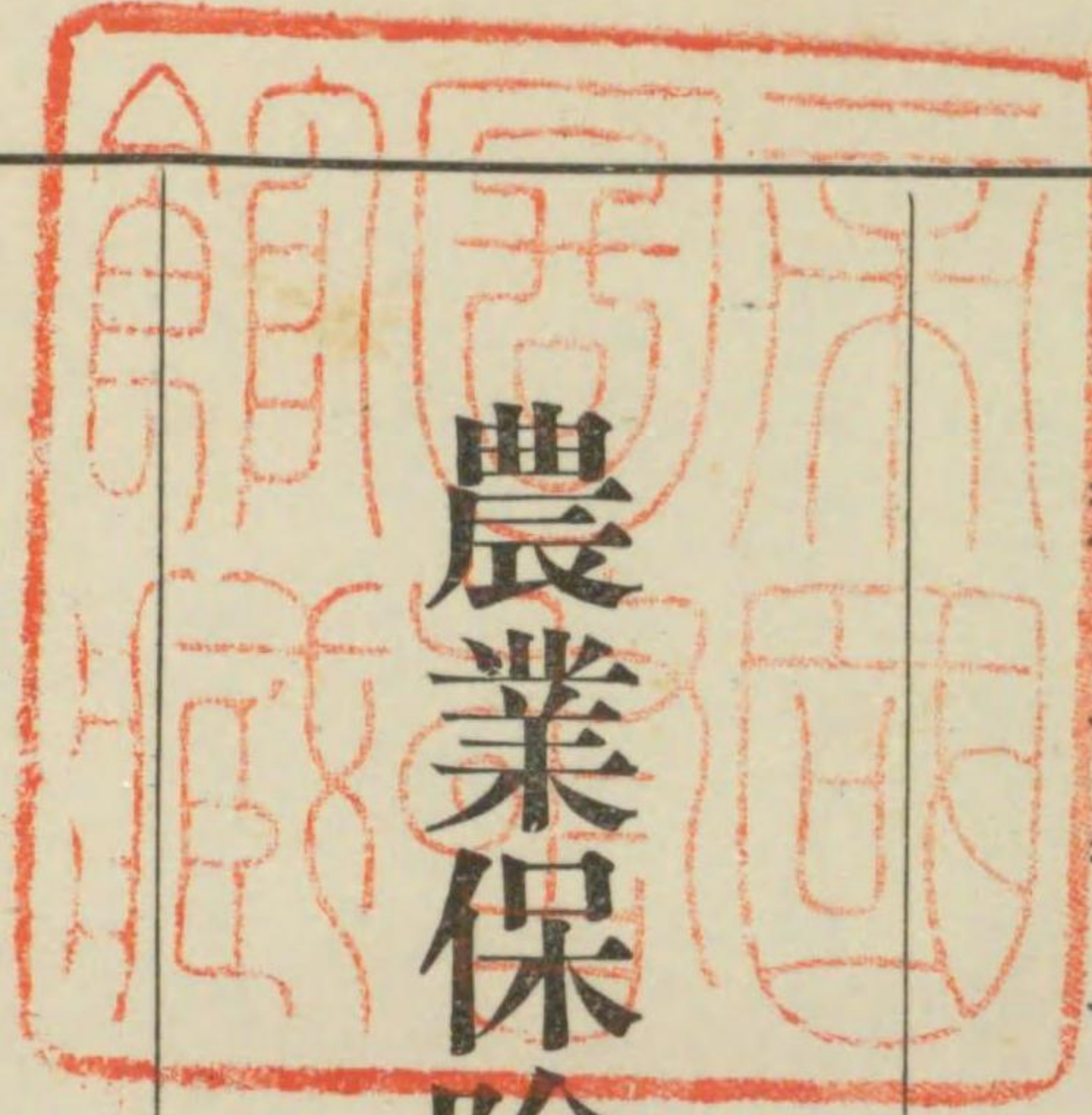
協調會農村課



昭和五年十二月

農業保險に関する調査

協調會農村課



590-429

例言

- 一、本書は農業保険に關する内外の事例を集録せるものなり。特に我邦に於ける事例は實地踏査に係るものなり。
- 一、本書には我邦に於ける農業保険に關する各種類の大半を網羅せるも、家畜保険に就いては、目下調査中につき之れを省けり。
- 一、本書中、第五章は囑託根岸勉治、他章は囑託齋藤榮一の執筆せるものなり。

昭和五年十二月

協調會農村課

昭和五年十二月二日

財團會農林廳

一、本書中、第五章が養蠶保險の概況、第二章が養蠶保險の事例の概況である。

二、本書は、日本調査中の養蠶保險の概況である。

一、本書は養蠶保險の概況を、養蠶保險の事例の概況の大半を、養蠶保險の概況の事例の概況の概況である。

目次

目次

緒言	1
第一章 農業保険の概要	2
第二章 我邦に於ける農業保険の概況	13
第三章 我國に於ける收穫保險	19
第四章 我國に於ける農産物配給上の保險	40
第五章 三重縣に於ける養蠶保險の事例	46
第六章 長野縣に於ける養蠶補償制度	93
第七章 我國に於ける農業火災保險	133
第八章 米國に於ける收穫保險の概観	143
第九章 埃太利に於ける農業労働者保險法	169

第一章 農林省の概況

第二章 農林省の業務

第三章 農林省の組織

第四章 農林省の財政

第五章 農林省の教育

第六章 農林省の衛生

第七章 農林省の労働

第八章 農林省の福利

第九章 農林省のその他

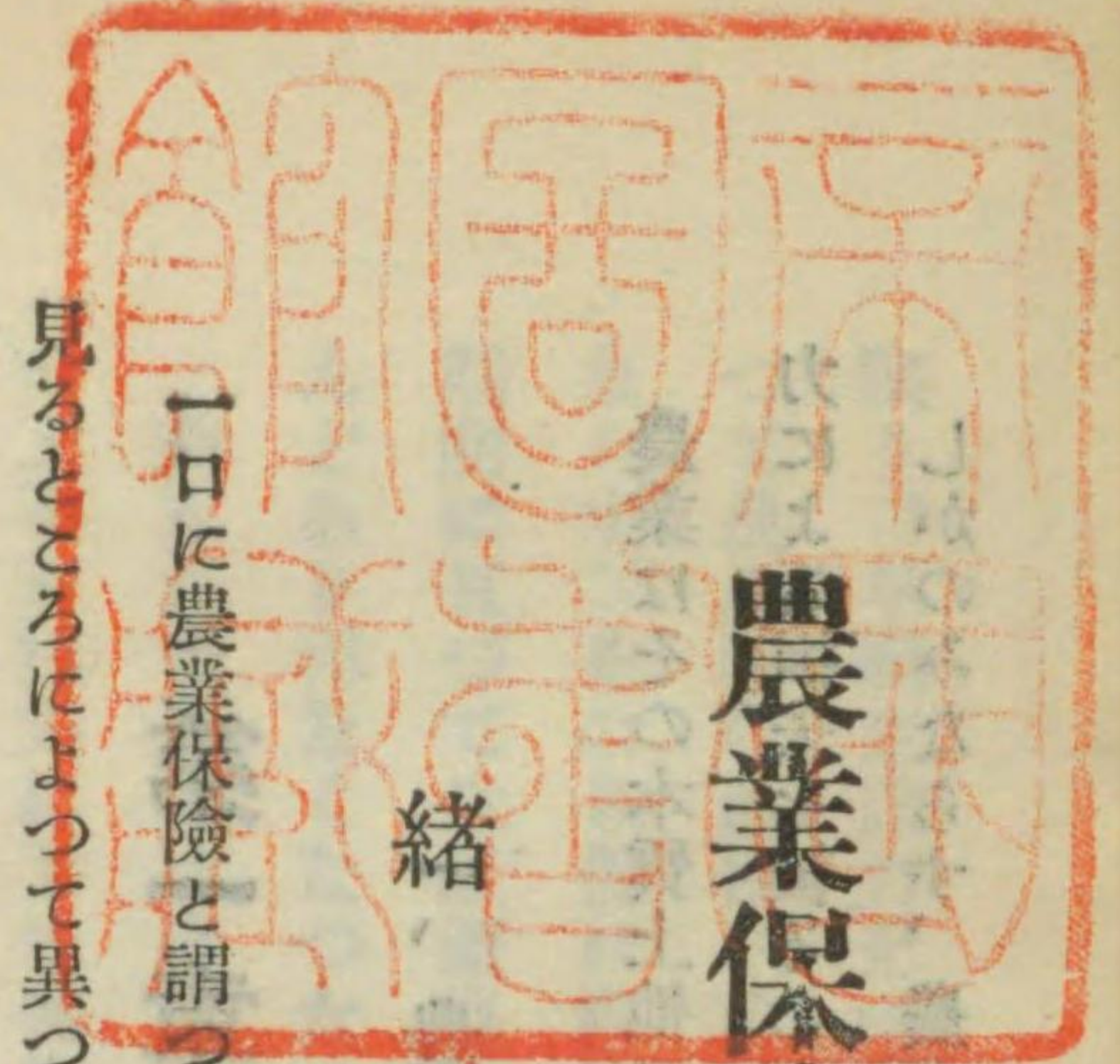
第十章 農林省の将来

目次

農業保険に関する調査

緒

言



一口に農業保険と謂つても、この保険で取扱ふ範圍を如何なる程度にするかは、それ／＼學者の
見るところによつて異つてゐる。獨逸に於て農業保険 (Landwirtschaftversicherung) として取扱ふ
場合は多く雹害保険 (Hagelversicherung) 霜害保険 (Frostschädenversicherung) 及家畜保険 (Vieh-
versicherung) 等である。我邦に於て通俗的に農業保険と言はれてゐるのは、大體農作物の收穫に關
する保険制度の謂ひにして、先年設けられた農林省農務局内の農業保険で行つてゐる仕事も凡べて
この收穫に關する保険のみである。乍併、一方マイエットの農業保険論を始め種々なる論者に於け
る農業保険の範圍はこれより一步を踏み出して家畜保険其他農業に關係ある保険を包含してゐる。
現に農林省蠶糸局長小平權一氏の如きも、農業上に關する一切の保険は勿論農業者の身體及び職業
上に關する保険をも加へてゐる。また農林省が過般参考の爲め、各所に紹介せる農業保険の範圍は

「農業上(農作物、耕地、建物、器具、機械、養蠶)の各種の災害(風害、水害、旱害、凍害(霜害)、雹害、火災、運送の災害、養蠶違作、繭價の下落)及び農業者の疾病、傷害」となつて居り、之の見解も相當に廣範圍である。

斯くの如く農業保險の範圍は未だ一定せず、従つて如何なる範圍までを捕捉すべきかは甚だ六ヶ敷い問題である。乍併、苟くも農業保險と稱する以上は、農業に關係ある一切の保險を包含して一體系化すべしと見る立場から、以下に於ては一先づ小平氏のとつた範圍に従つてこの保險の概要を知り、次いで我邦の農業保險制度の概況を述べて本書の總論とする。

第一章 農業保險の概要

一、農業保險の社會的價値

農業はその本質上他の職業に比して自然力に支配されることが多い。その爲め農業は屢々不可抗力による損失を被るのである。

しかのみならず、農業にはまた收穫遞減の法則が作用するから、土地に不斷の改良が行はれざる

限り、早晚生産力を減退する。その上農業も交換經濟組織に於ては、價格經濟の支配を受くるを以つて農産物の價格、殊に米價の如きその價格の高低が農家に重大なる影響を及ぼすことが多いのみならず、その米價は國民の主要食糧品たる立場から米穀法によつて價格の調節が行はれる爲め、長期間に亘つて生産價格を超える場合は尠なく、隨つて農家が大なる餘剩利潤を獲得することなど殆んどあり得なくなつたのである。

斯くして農業は自然的關係に於ても、價格關係に於ても多くの不利益をもつてゐるので、若しこの上不可抗力による何等かの災害でも發生すると、貧弱なる農家經濟を以つては最早これをつぐなふことが出来なくなる場合もあらう。尤もこれ等の災害の凡てが農家經濟を破綻せむるほどに甚大なるものとは限らず、その程度にはまた自ら相違があらう。例へば我邦に於ては森林の火災水害等は時とすると廣範圍に亘つて多くの人々に莫大な損害を與へるが、旱害の如きは範圍は廣くも個人的の損害は比較的に尠ない場合もある。されば我邦の農業事情に於てはコルツの言ふが如く「農業は他の職業の遭遇せざる……其程度の輕き災害を被る」とのみ見るのは早計である。故にその災害の影響に對する認定は、これが起つた諸邦の農業事情及農家經濟の實情と調査した後でなければその經濟を知ることが出来ない。

即ち、その損害も大規模經營を行ふ大農式の農業經營に於ては、収益上相當彈力性があるから、割合に打撃が尠いが、我邦の如く農業經營が小規模に行はれてゐる國柄では農業者の収益上に彈力性が少ないから、一旦危害が生ずるとその慘状は目もあてられない有様となり、一家が離散して先祖傳來の田地を賣離して小作農となるか、或は他に轉職して農業を捨てるか、又は負債の増大を來たさねばならぬ。(註)

(註) 我國の農業戸數は昭和二年に於て約五百五十六萬あるが、その内五反未満の耕地を耕作する者が百九十四萬、五反歩以上一町未満が百八十九萬、一町歩以上二町未満百十九萬であるから農家の大多數は小農である。即ち平均耕作反別一町九反三步(北海道を含む)となり全く小規模の農業經營である。⁽²⁾ 隨つてその農家經濟も僅少で彼等の平均全所得額は一戸當千六十七圓餘に過ぎず、この中から家計費として計算される一戸當平均九百八十一圓餘を差引けば農家の純益は僅か八十六圓となる。然るに全農家の中には、小作及自作業小作農が三百八十一萬戸あつて全體の約分の二以上を占めてゐる。⁽⁴⁾ それ等の中でも最も大多數を占めるのは小作農で一層小規模の經營であるだけに、その經濟を見れば平均一戸當の全所得は七百六十五圓餘でも、それに家計費七百三十圓餘を要するから純収益は僅か三十五圓位しかならぬ。⁽⁵⁾ 今まで農家が支障

なくやつて來たのは勞力が自家のものであり、且大抵が自足經濟であるためである。

我邦の農家經濟が斯くの如く薄弱なもので、危害に遭遇して堪へられないものであつて見れば、これに對して何等かの救済方法が必要となる。古來我邦に行はれた備荒貯蓄の制度はかゝる危害を填補するために生れたもので我邦農業事情の齎らせる必然的結果である。乍併、備荒貯蓄制度は單に一個人の危害に備ふる爲めに貯蓄する方法であつて、しかも貯蓄した額の限度に於て危害を填補するに過ぎないから、貯蓄額の僅少なる場合には、農家を經濟的破綻から救済することは不可能である。殊に小作農の如く貯蓄する餘裕すらない者には、危害に對する損害填補の必要は、一層多いのである。

この備荒貯蓄制度の欠陥を補つて、危害に遭遇した際の農家を救済するのが農業保険の使命であつて社會的價値も亦茲にある。

この農業保険を經營するに當つて注意すべきことは、狹隘なる地域又は小額なる資本を以つてすれば往々經營難に陥るか、或は保險としての眞髓を發揮出來ず了つてしまふ場合のある重である(註)。その爲めこの事業は、可及的に地域と資本を大きくして經營するのが得策で、國家的救助が必要であるといふ人もある。ブウヘンベルカーなどこれを説く。

(註) 農業保險事業を米國モンタナ洲地方で、僅か五萬圓の資本で私營會社が行ひ、遂ひに廣い範圍の危險に遭遇して失敗したことがある。

また埼玉縣の農家保險組合は廣く一村單位の組合なるが故に、結局備荒貯蓄の範圍を出づることが出来なす。

二、農業保險の意義

農業保險は農業上に生じた種々の危害に對して救済する保險制度の一種である。農業保險も保險制度である以上、矢張り一般の保險論に支配される。即ち保險の學説は大體賭博説 (Speeltheorie) 貯蓄説 (Spartheorie) 給付説 (Leistungstheorie) 損害分擔説 (Schadensstheorie) 財貨需要説 (Vermögensbedarfstheorie) 危害平準説 (Gefahrenstheorie) の六説あるが、農業保險も此等の學説の範圍を出て居らぬ。

先づ農業保險そのものの性質から見れば、その根本は危害に遭遇した際、農家を救済するにあるけれども、それには次の如き要素が必要である。

(1) 農業上に於ける不可抗力に依る危害に基く損害が必ず在すること。

(2) その被害を填補する目的を以て被保險者たる各自が一定の財産上の支出をなすこと。

(3) 危害に基く損害に對しては、その損害の程度に應じて保險金の給付をすること。

これ等の三點が農業保險に對する最も重要なものであるが、またその事業を遂行する爲めに保險經營主體として何等かの團體例へば組合、會社等、或は國家が必要である。又それを助成する爲めには、法律制度も時には必要であらう。

今、これ等の要素から、農業保險の意義を探明して見れば、畢竟するに、共同の目的を以て設立された團體が、不可抗力の危害によつてその構成員が損害を蒙つた場合に、被保險者が相互に扶け合ひ被害者に對して損害を填補する一種の共同分擔制度であると言へる。而かもその共同の分擔を行ふ目的は元來一人で脊負ふべき損害を他と平準させて軽減するにあるから、保險の目的は危害の平準である。故に、學者の見るところによれば農業保險に對する學説は前記六説の中損害分擔説か平準説かが最も要諦を得て居るやうに思はれる。具體的に言へばマーネス等の言ふ如き保險は經濟的の損害を多數に分割して、⁽⁸⁾ 不利益を除くとする損害負擔説と、保險は一定の料金に對して危害の平準を企圖する危險の聯合であるといふマンチエヌ等の危險平準説の何れかであらう。

殊に共同分擔説は、農業保險の通説ともなつてゐる學説で、農業保險制度の如く相互扶助の點が

他保険より一層濃厚なものには最も要を得た學說であると思ふ。乍併、また危険平準説も、農業の如くに經濟的の破綻を起し易い危害に對しては、一人でそれを負はず、一般に平準させる爲めに聯合して損害をなくすることが重大なる保険の目的となる故にこれも誤りではない。

そこで、筆者は農業保険を次の如くに定義出来ると思ふ。

即ち「農業保険とは、擴く農業上に生ずる不可抗力の危害に基く損害を免かれしめんが爲めに、各自が一定の財産上に於ける支出をなし、その支出者が、その契約に基き聯合して損害を共同に負擔し、以て各人に歸すべき危険を平準する經濟的及社會的の行爲である」と解する。

三、農業保険の種類

農業保険の取扱ふ物件は、廣汎に互るもので、單に農産物、家畜、養蠶等の動植物に限定することなく、農業經營を遂行するに當つて、危害を被る人及其の財物の方面にまで及ばねば完全と言へぬ。これが原因となる危害もまた、單に氣象の變調より來るものや病虫害等のみ限らず、廣い範圍の危害に及ばねばならぬ。

そこでいま農業保険として取扱ふ保険の種類を類別するに一般に學說としては、大體保險物件中

心とした物件類別主義と、危害を中心とする危害類別主義との二方面から觀察されてゐる。

先づ物件類別主義に依つて農業保険の種類を定めて見れば次の如くなる。

- (1) 森林等の樹木に對する森林保險
- (2) 米麥等の農産物に對する收穫保險
- (3) 家畜或は養蠶等に對する家畜保險、養蠶保險
- (4) 農業者の財産に對する財産保險
- (5) 農産物の價格減少等に對する價格保險
- (6) 農業者の身體、職業等に對する身體保險、職業保險

此等の物件類別主義に依る保險は、更に大別して、物的保險と人的保險と二大系統に區別される。斯くして物件類別主義によつて農業保険の系統を建つれば、物財の價值消滅或は減少に基く損害填補といふ點は甚だ明瞭に表はし得るが、一方その損害の生ずる原因を捕捉することが出来ない。そして、次に危険類別主義による保險の種類を見るに左の如くである。

- (1) 農業火災に對する火災保險
- (2) 氣象上の危険に對する氣象保險

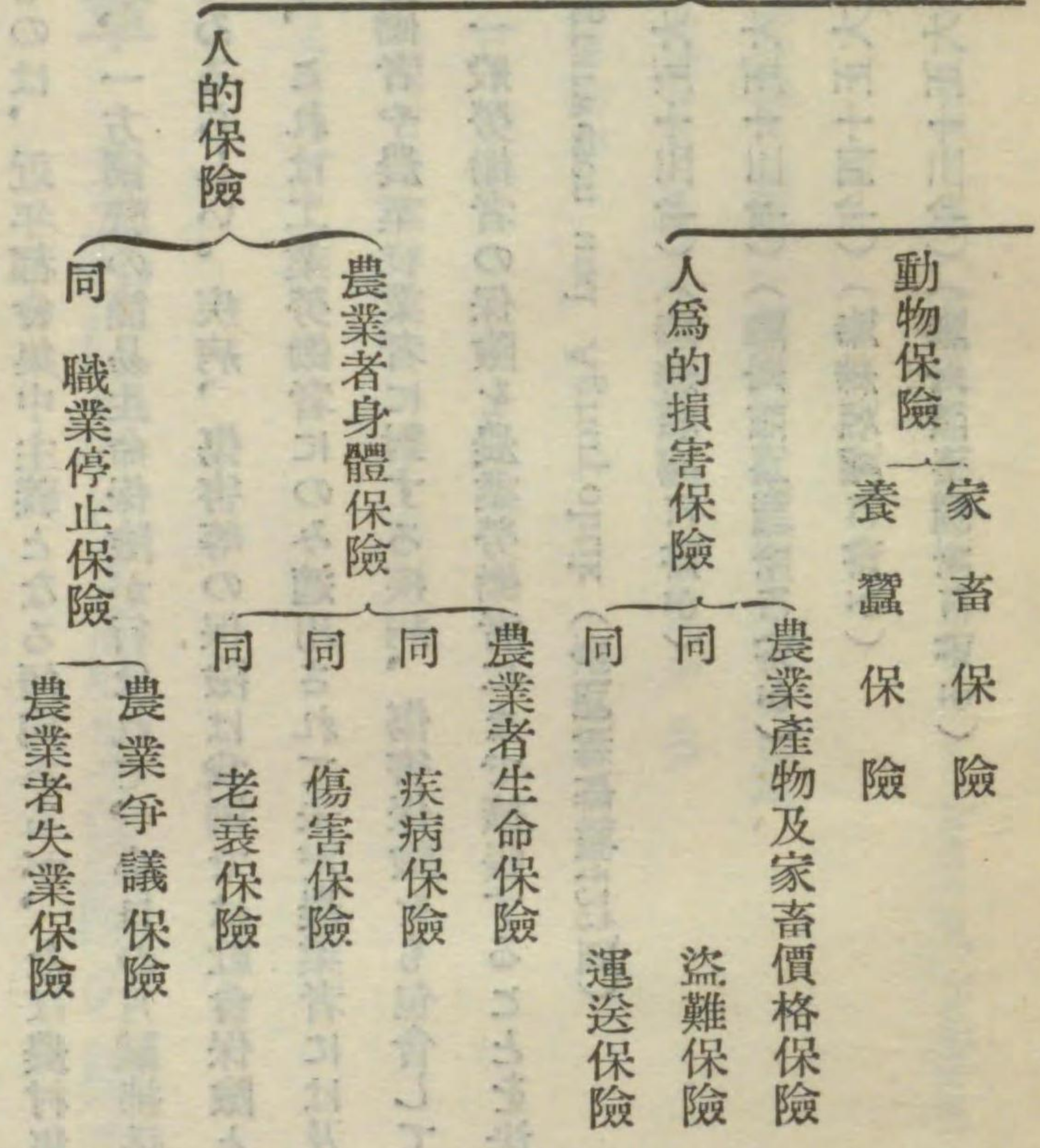
- (3) 植物の病蟲害に對する病虫害保險
- (4) 動植物の疾病其他の危害に對する保險
- (5) 運送、盜難、農産物の價格に對する保險
- (6) 農業上の職業停止に對する保險
- (7) 人の身體に對する危害の保險

この危害類別主義は、さすがに最近行はれ出しただけあつて物件類別主義よりも農業保險の意味を一層よく促へてゐるが、これすら小平氏も言はるゝ如く、⁽¹⁰⁾ 危害の全部が農業保險を成立せしめるものではないから、農業保險の種類を限定するものとも言へない。
 されば、茲ではかゝる區制に拘泥せず、一般に理解し易きやうに分類する。

物的保險

- 農業火災保險
 - 農業家屋火災保險
 - 農業者動産火災保險
 - 森林火災保險
- 收穫保險
 - 氣象保險
 - 植物病虫害保險

農業保險



(備考) 農業者の中には地主、小作人、自作農、農業労働者等を包含す。
 尤も、此等の農業保險の中火災保險、身體保險等の大部分は他の保險に於て取扱はれるから、純然たる農業保險たり得るものは收穫保險、家畜保險、養蠶保險等であらう。

(附記) 農業保険の體系の中には、我邦現行保険制度による一般保険で取扱はれてゐるものも、取扱ひ、可能と思はれるものもある。森林火災保険の如きは、東邦火災保險會社、帝國火災保險會社其他が兼營してゐるし、家屋や動産火災保險は農村でも相當加入者があらう。生命保險は會社及相互組織のものは、近年都會集中主義となる傾向あるが、なほ農村集中主義に依つてゐるものもあるのみならず、一方國營の簡易生命保險が行はれて、小口の月賦拂込制度を採用し而も相當農家にも普及してゐるらしい。疾病、傷害等の保險は我國では社會保險として健康保險が實施されてゐるけれども、これは工業労働者にのみ適用されて未だ農業者には及ばない。乍然獨乙の國家保險法は農業労働者や農業従業者に對する疾病、傷害保險をも包含してゐるし、一九二一年の國際労働總會では一般労働者の保險を農業労働者にまで擴張することを決議してゐる。

- (1) v. d. Golz: Agrarwesen und Agrarpolitik (高岡熊雄譯422頁)
- (2) 農務局調査(大正十三年)(農業要覽に依る)
- (3) 同 上(大正十三年)(農家經濟調査に依る)
- (4) 同 上(大正十四年)(農業要覽に依る)
- (5) 同 上(大正十三年)(農家經濟調査に依る)

(6) Hoffman Crop Insurance (Annals of American Academy of Political and Social Science, No. 206)

- (7) 小平權一(農業保險の機能と組織)(大正十五年) 2頁
- (8) Manes A: Versicherungswesen 1922. 1. Band S. 40.
- (9) 小平權一 前掲に依る。
- (10) 同 上 同 上 33頁
- (11) 東京朝日新聞(昭和三年十一月二十一日)
- (12) Reichversicherungordnu .

第二章 我邦に於ける農業保險の概要

保險制度の發達は、諸外國に於ても、又我邦にあつても近時目覺ましいものがある。唯農業保險のみは何れの國に於ても、漸次發達の過程にはあるが、他の保險制度に比すれば著しい遜色があるこの保險が最もよく發達してゐると言はれてゐる獨逸の如きですら、一般保險制度に比較してはな

ほ相當の逕庭がある位であるから、況んや其他の諸國に於ける普及程度は知るべきのみである。

我邦に於ても近時農業保険の必要を主張するものが漸く多くなつて來たが、最初我邦に農業保険の必要を唱へたのは、獨逸人パウ・マイエツト氏 (P. Mayer) で、明治二十三年に上梓せる「農業保険論」の中にそれを説き、其後明治三十九年石坂博士のものせられた「農政學」中の「農業保険論」、明治四十二年津野博士の「家畜保險論」等の諸論著があつた。最近に於ける農業保険の理論として重なるものには雑誌「農政研究」の「農業保險號」(大正十一年一月)がある外に、最も良く纏つたものには、大正十五年に上梓された小平權一氏の「農業保險の機能と組織」がある。本書もまたこれに負ふところが多い。

以上の如く農業保険は理論的方面に於て漸次その必要が認識せられ、各種の論著が刊行せられるに至つた間に、實際的方面に於ても、第四十六議會には代議士齋藤宇一郎氏によつて「小作保險法案」が提出され、委員附托にまで及んで否決された。次いで第五十議會にも代議士小西和氏によつて「農業保險に関する建議案」が提出されて、可決される等着々その運動の効果をあげつゝあつたが、遂に第五十六議會には、農業保險の一種類たる家畜保險法案が、政府によつて提出せられ、他の農業保険に魁けて通過したのである。この家畜保險法は、若槻内閣の當時から農林省に於て調査

立案されてゐたもので、議會の協賛を経るや昭和四年三月二十七日に法律全十九號を以つて公布され、次いで勅令二百六十二號を以つて同年九月一日より施行されたのである。最近に至つてはまた實際家側から農作物の收穫に関する保険の施行を申請する者が、長野縣を初め各府縣から頻々と打續いたので、保險實施は漸く實際問題化されんとするに至つたのである。仍て農林當局でも、之れが調査をなすべく、昭和三年六月頃から農林省農務局内に農業保險係を置いて農産物の收穫に関する保険の調査に着手したのである。

右の如く、我邦に於いては家畜保險以外の農業保険が未だ國家的に實施されてゐないが、營利會社及各種團體の手によつて家畜、火災等の保險制度が實施された經驗もあり又現に實施されてゐるのである(註)。殊に收穫物の保險に関する施設は、眞實の保險制度でないが、これが類似の制度として共済制度、備荒貯蓄制度等が大寶令の昔から存在し、獨逸保險學の權威マネースをして日本には收穫保險が古來が發達してゐると誤らしめたほどである。

(註) 明治二十七年に日本家畜市場會社が乳牛の保險事業をやり、家畜保險法實施前に畜産組合が行つてゐた家畜共済事業は家畜保險事業とも謂ふべきものである。

いま我邦に於て現存する農業保険及農業保険類低の施設の重なるものに就き、農林省調査及本命

調査の結果を総合してその概況を見るに、左の如きものがある。

(1) 農作物保険

農作物の收穫に関する保険（類似制度）は埼玉縣に百二十九（昭和五年八月現在）の農家保険組合がある外に徳島縣にも同様のものが一組合あり、最近三重縣當局もこれに関する制度を計畫中である。

農作物の取引に関する保険は、静岡縣濱名郡農會が運送、價格、信用等に就いてこれを行つてゐる。また本年から埼玉縣入間郡農會も行つてゐるといふ。

(2) 養蠶保険

養蠶に関する保険類似制度は、昭和五年四月長野縣當局が發布せる養蠶組合災害補償部準則によつて設けられたる養蠶組合災害補償部が三十九組合（昭和五年八月現在）ある外三重縣に一組合、京都府に六組合ある。なほこれ以外に栃木縣には養蠶保険積立規程なるものもあるが、これに準じて設立せられた組合數等は不明である。

(3) 農業火災保険

農業火災保険中森林火災等樹木に関する火災保険は、前記の二營利會社（火災保險會社）其他が、

營業課目の一つとして取扱つてゐるのみであるが、農業家屋に関するものは、静岡縣内の五六組合を始め、東京府、京都府、愛知縣、愛媛縣等に各一組合の相互共済制度がある。右の外に福岡縣信用組合聯合會では共済貯蓄を行ひ、所屬町村の産業組合の建物及内容物の中に一種の火災保險制度を行つてゐるが、之れは純然たる農業火災保險と言へないかも知れぬ。

(4) 災害保険

農業者の身體上の災害即ち疾病、傷害等に関する保険に就いては、愛媛縣内に一組合あるが、保険金を掛金額に應じて支拂ふのであるから、之れも共済制度の壘を出でない。

(5) 家畜保険

家畜保險法によつて目下設立された家畜保險組合は、全國に八十七組合（昭和五年十一月末）であるが、この外三十組合の發起認可を得たものもあるから、總計百三十七組合である。

以上の如く我邦の農業保険は、各國のそれと同じ様に實施時代に入つてはゐるが、前者に比しては未だ甚だ逕庭があると言はねばならぬ。右は農業保険に関する一般人もの理解が足らざること起因するのではなからうかと思はれる。その爲め第二編以下に於て我邦及外國に於ける農業保険の諸事例を記述して参考に供しよう。

(1) P. Mayet. Agricultural Insurance in Organic Connection with Savingsbank, Land-Credit and Communication of Depts. 1898. English Translation.

(2) Maner Versicherungswesen. 1922 S. 328

第三章 我國に於ける收穫保險

第一 收穫保險の内容

一、收穫保險の定義

收穫保險 (Harvest Insurance, Erntevericherung) とは、農産物の收穫量が不可抗力に基く危害に依つて減少した場合にその損害に對して填補をなす經濟的の行爲であると解釋出来る。

乍併、一概に農産物と言ふも廣汎に亘る事から、如何なる農産物が保險物件となり得るか、又不可抗力に基く危害と言ふのは如何なる範圍の危害を言ふか、以下これを物件及危害の上から觀察する。(註)

註 マーネスは收穫保險として氣象上の危害、特に急性的なるもののみを上げてゐる。ホフマンは作物保險 (Crop Insurance) として氣象上の危害、病虫害、穀物價格の下差に對する危害を取扱つてゐる。

我國に於ける收穫保險

二、保險物件の範圍

收穫保險の捕捉する物件即ち農産物も、世界各國互に氣象上の關係や其他の事情を異にしてゐるから、それ／＼相違がある。例へば印度や米國に於ける棉花は兩國では主要農産物かも知れないが我國内地では殆ど産出されないといつた有様である。我邦で收穫保險の中に取扱ふ農産物は主として米麥を中心に國內で栽培される蔬菜、果實類であつて、今回農林省で農業保險の物件として調査してゐるものをあげれば、水稻、陸稻、大麥、小麥、裸麥、燕麥、粟、蕎麥、大豆、小豆、甘藷、馬鈴薯、桑、桃、梨等の二十數種類に及んでゐる。(註)

註 スペインの電害保險が取扱ふ作物は、馬鈴薯、小麥、大麥、ライ、オート、米、玉蜀黍、其他果實等數十種ある。

また我國の大寶令當時の義倉の制度に於て取扱つた物件は米、粟で其の後の備荒貯蓄には大抵米を主要物件としてゐる。

埼玉縣兒玉郡秋平村の秋山農家保險組合の保險物件は、水稻、陸稻、大麥、小麥、花百合になつてゐる。

三、危害の種類

收穫保險の危害はその性質によつて大別するに次の二つとなる。

(1) 氣象上の危害、これは收穫保險の危害としては最も重大なる部分をなすもので、殆ど人力の及ばない場合が多い。更にこれは慢性的氣象危害と急性的氣象危害とに區別される。

(イ) 慢性的氣象危害、これに包括されるものは、早冷、濕雨、早魃等で何れも急激でなく長期間に亘つて來襲し、徐々に作物に被害を及ぼすのである。その危害は長期間に亘つて來るもの故にこの間に於ける實害の部分と耕作者の怠惰による減收の部分とが、保險技術上區別出來ない場合があるから、斯くの如き危害を保險の目的とする時は、故意に減收せしむる弊害も生ずるので、これを收穫保險から除くべしとするブツヘンベルグ等の學者もある。⁴⁾乍併慢性的危害と雖も一概に斯く取扱ふことは出來ない、中には收穫保險の目的となり得るものも多い。我邦に於ても關西方面に起り易い早魃、東北方面に於ける早冷、濕雨等は、これを除外するべく餘りに大きい被害の場合があつて、(註一)これが爲め故意に依る減收等は寧ろ問題にならぬことがある。尤もかゝる大きな危害は毎年來るものでなく、大體に慢性的危害の多くは、豫防法を講ずれば或程度まで防止すること

が出来る(註二)から、この點ではまた注意せねばならぬ。

註一 例へば大正十三年の旱害に依る被害面積が三千町歩に及んだ府縣は兵庫縣の四萬五千四百二十八町を初めに三十二縣あり、これが總被害面積は三十七萬一千九百五十七町歩に達したものである。⁶⁵

註二 旱魃に對する豫防法は灌漑工事の完成によつて得られ、早冷の豫防法は早生品種の撰擇によつて或程度まで達せられる。

(ロ) 急性的氣象危害、これに包含されるものは風害、霜害、雹害、雷害、洪水等である。これ等の被害は、割合に小區域に發生する事が多いけれども、明治四十三年の如く關東一帯に亘る大水害の如き場合もあり、その被害程度に於ても、收穫皆無の場合すら往々見受けられる。然かもそれ等の危害は早急に發生する場合が多いから、殆んど豫防の方法がない。その爲めにこの急性的氣象危害が收穫保險の核心をなすのである。(註)

註 此の外急性的氣象危害の中には山崩、降灰、火山の噴火、埋没等の天變地異に依る危害をも包含するのである。此等危害は時としては甚だ多額の損害を與へる場合もあるが、常に起るものではなく且つ被害區域も狭い場合が多い。乍然、日本の如き地震國では決して看過出来ない

危害である。

以上の如く氣象上の危害には、急性、慢性の區別があつて、その及ぼす影響の稅度を異にしてゐるがこれ等の危害はまた地理的にも發生する種類と影響を異にするので、例へば歐米諸國では雹害による被害が、他の危害よりも遙に大きいために、雹害保險(Hail Insurance, Hagelversicherung)が最も發達してゐる。(註)乍併我邦に於て雹害は、降雹の多い七八月頃には稲作が未だ直立して小さいからその被害は割合に尠い。尤も明治三十四年四月頃埼玉縣下に起つた雹害、先年千葉、茨城の兩縣に起つた雹害などは相當に大きかつた實例もあるにはあるが甚だ尠ない。

註 雹害保險制度のある諸國は獨乙、佛國、伊國、英國、米國、カナダ、ノールウェー、スエデン、丁抹、ロシア、スペイン其他二十ヶ國以上に亘り、中でも獨乙が最も發達してゐるが、今その發達の經路を示せば次の如くである。⁶⁶

年次	保險額	年次	保險額
一八四四年	一一一五 <small>百萬馬克</small>	一八七三年	一、二一八 <small>百萬馬克</small>
一八五三年	三〇七	一八八三年	一、七二〇
一八六三年	六七五	一八九三年	一、二七〇

我國に於ける收穫保險

二三

一九〇二年	一一、八〇六	一九二〇年	一一、八〇八
一九一〇年	一一、八七九		

乍併、我邦には雹害よりも寧ろ霜害の方が重大で、霜害の桑園に及ぼす影響は輕々に看過出來ぬ。(註)

註 大正十三年に於ける霜害は福島の一萬四千七百二十一町五反を最高として、九縣に上つてゐる。

此の外我邦では八九月頃即ち稻作の結實期に襲來し易い颱風など農家の最も恐れてゐるところである。

更らに氣象上の危害は、週期的とは言へないが、同一場所に同じやうな被害が時々起る場合がある。東北地方の早冷は二十年目若くは三十年目といふ様に一定の間隔こそないが、殆んど週期的ではないかと思はれるやうに襲來し、用水に不足してゐる土地は殆んど毎年旱害に見舞はれることもある。

註 また二十日前後に襲來し易い颱風も、一種の週期的な危害と見られないこともない。

註 東北及北海道地方の凶作年次

明治二十二年	北海道の半凶作		
同 三十五年	同 大凶作	北海道	
大正 二年	同 大凶作	北海道	
明治十七年	東北地方の大凶作	東北	
明治三十八年	同 大凶作	東北	
年次	被害地減收平均割合	年次	被害地減收平均割合
大正四年	三割〇分	大正九年	なし
同 五年	三割五分	大正十年	三割〇分
同 六年	二割五分	同 十一年	二割五分
同 七年	四割〇分	同 十二年	二割〇分
同 八年	三割五分	同 十三年	七割〇分

埼玉縣兒玉郡秋平村大字秋山の用水不足に依る旱害(大正四年以後十ヶ年)。

以上の如く種々なる氣象上の危害が、我邦に襲來する結果、屢々凶作が起るので、古來より農業保險類の備荒貯蓄の制度が相當發達してゐる。マーネスが「日本に於ては長い間連續して、米作

に關する不收穫保險 (Misserteversicherung) を國家的に奨勵してゐる」と言つてゐるのは此の事に外ならぬ。

元來備荒貯蓄の制度は、今より千二百十數年前、大寶令による義倉の制度に始まつた。その制度によると、凶作に備ふるために官人、百姓雜色に至るまで、粟を輸せしめ貯穀したのである。⁽¹¹⁾ 但し其後は改正したらしく上々戸より中々戸に至る人のみに輸せしめ、これ以外の人々には徴せられなくなつた。即ち當初は下級に至るまで強制的に行はしめた備荒貯蓄の制度であつたが、後には恩惠的な救貧制度を加味されるに至つたのである。(註)

註 土方博士は此の時の義倉に制度を一種の強制保險の色彩を持つてゐたことに注意すべきであると言つてゐる。⁽¹²⁾

この義倉の制度は一旦中絶せるも徳川時代に至つて再び復活して米澤、津輕、備後等に設置せられた。就中秋田の感恩講の如きは一種の義倉として最も有名で、これ等は明治時代まで存続してゐたが今日は大部分解散された。⁽¹³⁾

一方、義倉と並んで徳川時代には儒者山崎闇齋に依つて支那から社倉なるものが輸入された。社倉は地方にある自治的な共同團體の穀倉として一種の備荒貯蓄の役目を演じたのであるが「義志の深淺に任せ少しも是を強勸不申」などであるのが多いから、強制的に米穀を徴集するのではなく多くは當時の有産階級のみが米穀を支出した義捐的の救算制度であつた。その社倉は會津を初めとして岡山、長島、姫路其他で實行され、明治初年には中泉、大山、永島、京都府等にも出來たが、現在でも京都、兵庫、山梨等に存在してゐる。この外五保の制度、五人組制度、報徳社、頼母子講等を農業保險類似の制度とする人もある。これ等は保險類似の事業を行つたとしても、これが本來の目的ではなくしてたゞ附隨的の仕事に過ぎなかつた。(註)

註 五保及五人組制度によれば、その組の誰かに災害が起つた場合は相互に無償で給養する義務があるが、一定の財産上の支出としてそれを以て給養するのでないから保險とは言へない。報徳社も元來相互扶助への目的でつくられた農家團體ではあるが、貧民の納める金は單に日課錢のみで、富者が支出する金を以て貧民を救済する恩惠的施設であるから、これも相互扶助よりも寧ろ救貧制度といつてよい。

以上の徑路を経た備荒貯蓄制度は、明治の初年には從來救貧的機能と米價調節の爲めの貯穀とが併せ行はれるやうになつたが明治十年には常平局の設置されて、米價調節が備荒貯蓄よりも主たる仕事となつた。其後明治十三年六月には備荒貯蓄法が出來て各府縣をして救荒の爲めに貯穀せしむ

る事となり政府はこれに貯蓄金を補助した。しかしこれも明治三十三年七月一日に罹災救助金法が出来ると同時に廢止せられた。これ等兩法共純然たる救貧制度であり、常平局は米價調節の爲めに設置されたもので備荒貯蓄制度とは言ひ難い程度のものである。

ところが、茲に最も愉快なのは、明治三十二年に施行せられた舊商法の中に純然たる收穫保險の條文があつたことである。即ち同法の中に「土地の果實其他天然物の保險は強雨、洪水、旱魃、暴風雨の如き人力を以つて防ぐ能はざる非常に對して之れをなすことを得」といふ規定があつたのである。しかし、この規定は明治四十四年六月十六日は現行商法が施行されると同時に廢された。その後、緒論で述べた如く小作問題が漸く喧しくなつた大正十二年の議會に、齋藤宇一郎氏の小作問題解決を間接の目的とした小作保險法案が提出せられ、次いで大正十四年には小西和氏の建議案等が提出されるなど農業保險の制定運動が次第に擡頭したが、現在我邦に於いて收穫保險類の制度と見らるべきものは、大正十二年に埼玉縣當局が訓令を出してつくつた農家保險組合といふ收穫保險類の組合と、徳島縣に出來てゐる美馬小作農家保險組合といふ私的組合位のものであらう。

註 埼玉縣にある農家保險組合は、大正十二年三月縣當局が小作問題を經濟的方面から解決すべく、準則をつくつて獎勵した組合である。規約に依れば農産物の減收に基く經濟的損害を填補

する（準則第三條）のであるから、目的は收穫保險であるけれども、大抵の組合がその填補する額を、災害の程度こそ加味してゐるが、最高額を各自が積んだ積立金（出資金）の範圍内に定めて拂戻してゐたのであるから、矢張り備荒貯蓄制度である。大正十五年末現在として全縣に八十五組合、員數四千八百五十人、積立金十萬二千餘圓、被保險反別五千七百町歩に及んでゐる現況は總論中に述ぶ。徳島縣東郡八萬村宇山城屋にある美馬小作人農業保險組合は、美馬儀一郎と稱する地主が小作米收納高の中で五石に該當する金額を積立金として毎年醸出し置き凶作の場合にこれを小作人に補助するもので寧ろ備荒貯蓄的の救貧事業である。これも爭議の結果設立せられたものである。

斯くして我邦には、純然たる收穫保險を實行してゐる組合は殆んど無いが、たゞこれに最も近い方法で損害填補してゐるものは埼玉縣児玉郡秋平村の秋山農家保險組合位であらう。（註）

註 秋山農家保險組合は大正十三年七月に埼玉縣の準則に依つて創立された組合員四十四名の小さい組合である。組合員の出資金（保険料）は田地一反に付五十錢、畑一反歩に付四十錢の割合にて貸附地、小作地、自作地の別なく一應に徴集する。災害填補金（保険金）は出資額の如何を考慮せず、全く災害の程度に應じて填補することになつてゐる。尤もこの填補金は組合が

小さいから損害高を全部填補するだけの金が無いので、至つて少額であるが、その標準は平均して先づ反當皆無十圓、以下一割を減する毎に一圓の割合で減じ、五割減以下には填補しないことにしてゐる。その爲め皆無などの場合には、出資金は少くとも多額の保険金を得る人もある。例へば創立した當年の如きは早害甚しく被保険地田地二十七町八畝の中皆無地一町三反、五割減三町六反、被害者が十七名あつた。此の損害を填補した金額は三百十圓に上り出資金の殆んど全額である。そしてこれを被害程度の割合で填補したから、多く被害を蒙つた人には約五十圓も給付されたものもあつたが無被害者（五割以下の被害者も含む）は所有反別に依る出資金を如何に多額に醸出しても一文の金すら得られなかつたのである。同様の方法で大正十四年は水陸の耕地合せて三百六十五圓の損害を填補し、昭和元年は水田五十圓、昭和二年度は豊作に付一文の填補もしなかつた。

斯くの如く、我邦に於ける備荒貯蓄制度が數百年間に亘つて發達して來たことは、氣象上の危害が如何に農業に重大なる影響を及ぼした結果からで、寧ろその爲めに起つた必然的現象である。故にこの氣象上の危害が甚だ大きければ大きいだけ農業保険の必要は痛切である。最近農林省では凍害、早害、水害、霜害、雹害其他重要なる氣象危害に就いて調査中の由であるから、其の結果に依

つて氣象上の危害による保険を如何なる程度まで我邦に實施すべきかが判明するであらう。

(二)病蟲害の危害 氣象保険の外に收穀に影響するものに病蟲害がある。この危害も區別すれば、普通の病蟲害と傳染性の病蟲害とある。なかんづく傳染性の蟲害による危害は甚しく、瞬時にして思はぬ損害を生ずることがある。そしてこの被害の區域は普通は小區域に限られてゐるが、時には一縣下位に亘ることもある。

乍然、この病蟲害も、近年技術の發達と共に、相當に完備した豫防法が講ぜられて來たため未然に之を防止することか出来る。例へば麥の種子を鹽水で冷却した後熱湯に浸せば病害が完全に豫防せられたり、水田の害蟲を蝶の時代に焼殺すること、或は蟲害の最も甚しき場合に國家が強制的に作物を焼却して豫防せしむる等幾多の豫防法がある。

斯く病蟲害は豫防に依つて防止が出来得るから、これを農業保険から除外すべしといふものもあるけれども、また如何に豫防するとも不可抗力に依つて損害が生ずる場合もあるから、收穫保険の危害として成立せぬこともない。即ちホフマンは、「病蟲害が制御出来る間は重要な作物保険の要素ではないが、制御出来なくなる時には作物の大部分は破壊されると」いつて此の危害を作物保険の原因としてゐる。

- (1) Manes, Versicherung Lexikon (Erntevericherung) S. 386.
- (2) Hafman, Crop Insurance
- (3) 小平權—「農業保険の機能と組織」75—76頁
- (4) Buchenberger, Azrarwesen und Azrarpolitik 2 Band S. 297—303.
- (5) 小平氏 前掲 48—49頁
- (6) Manes, Versicherungswesen 1922. 2 hand. S 225.
- (7) 小平氏 「前掲」 57頁
- (8) 同上 「同上」 46頁
- (9) 埼玉縣兒玉郡秋平村役場調査
- (10) Manes, a. a. O. S. 328
- (11) 農政類篇(賦役令)(元明紀、賦役令集解)
- (12) 土方成美「日本經濟研究」上巻 425頁
- (13) 小平氏 前掲 53頁
- (14) Yoshimoto; A Peasant Sage of Japan pp. 228, 229
- (15) Hafman. ibid, p. 96

第二 集合保険としての收穫保険

以上收穫保険の取扱ふ保險物件及目的の内容を各別に検討したが、元來收穫保険の意義からすれば、これ等の危害を一括して保險するのが本旨である。随つてこの保險の成立は集合的な譯である。要は不可抗力によつて收穫量が減じ、而して發生する危害が保險證券況載のものであれば何でもよいのである。ところが他方に於ては同じ收穫量の減少を保險するものでも、たゞ特定の一危害に因つて生じた時のみならず危害類別主義に基く農産物保險制度がある。即歐米諸國の雹害、霜害保險制度がこれである。この兩者の何れがよいか、各學者によつても異つてゐる。マイエツトに従へば收穫さへ減少すれば、これが原因たる危害に就いては區別せず一括して保險すべしといふ。即ち集合保險 (Kollektivversicherung)たる收穫保險を提唱してゐるのである。換言すれば保險物件を以て基本とし危害の種類に依らないのである。他方ブツヘンバルガー等は集合保險の困難なる事情を開陳しながら、危害類別主義に基く危害保險を提唱し收穫保險を排してゐる。

斯く學者によつて其説を異にしてゐるがこれ等は双方の見解の相違に基くものであるから、一概に收穫保險を否定も出来ない。同時に又收穫保險にも次の如き缺點のあることを忘れてはならぬ。先づ收穫保險の缺點を見るにゴルトは次の三つの理由を擧げて之れを排斥する。

- (1) 危害の發生及經過が明瞭でなく保險の基礎薄弱。
 - (2) 農業者の行動如何によつて危害豫防可能。
 - (3) 故意又は不注意に依る農業者に對しても保護することになる。
- 又、小平權一氏の收穫保險を否定する論據も要約すれば次の如くである。
- (1) 拙劣な農業者が割合に多くの保險金を得ること。
 - (2) 各事項毎に損害推算の不可能。
 - (3) 故意に依る減收防止の困難。

其他收穫保險の短所を指摘する學者は甚だ多く、小野博士も我邦の小作制度の實情から收穫保險殊に稲作に對して「結局は小作人の保險行爲を以て地主の小作料を安定せしむる結果」として否定してゐる。

收積保險にかゝる短所ある爲めに兎角に論議せられるのであるが、さりながら農業の如く、程度

の差こそあれ、常に種々なる危害に見舞はれ易いものには必ずしも收穫保險を排斥する譯にもゆかぬ。尤も危害類別主義に基いて、諸外國で行はれてゐるやうに電害保險、霜害保險等の如く種々なる保險を各別の制度で實行すればよい譯であるが、これは甚だ煩雜である。とは言へこれを或る危害に限つて實行すれば、それ以外の危害に基く農産物の損害は填補されず、結局片手落になる。されば煩雜なるを厭はず凡べての危害を類別的に保險すれば、今度は同一生産物がその生産行程中に二つ以上の危害を蒙つた時、損害の認定が困難になること收穫保險の缺點と同様である。例へば、農作物の危害の中で電害、霜害、病蟲害等の保險が別々に分けて附せられてゐたとし、此等の危害の中二つ又は三つが同一生産行程に於て同時又は累時に生じた場合に、何程が電害であり、何程が蟲害として保險すべきやの認定に困難が生ずる。況んや危害類別主義による保險の数が多くなるに従つて、その困難は一層甚しいであらう。尤もこれに對しブツヘンベルガーの如く、一切の危害保險を種々なる理由を附して否定し、唯だ電害保險のみを認むれば右の困難から脱れうるであらうが然し其他の危害を國家的救済や農業警察の方面に任せ、それでも豫防出来ない被害は各人に負擔せしめよといふ彼の説は、電害の保險を認めてゐる限り均衡が取れない。尤もその否定の理由として收穫保險が社會主義的臭味があり且つ危害防遏に障害あることなどを擧げてゐるけれども、右は見



解の相異でそれ以上現實に即して重大な問題は弾力性なき農家の經濟的損失ではなからうか、殊に我邦の農家にはこれが大切であると思ふ。

元來我邦に於ける備荒貯蓄制度はその内容を危害類別主義とせず物件類別主義によりたるものにして如何なる危害を問はず、收穫が減じた場合に拂戻す制度である。そして缺陷が少なかつたからこそ數百年の古より現在に至るまで打ち續いて發達して來たのであらう。また最近に於ては前記の埼玉縣兒玉郡秋平村の秋山農家保險組合が大正十三年以來五ケ年間も收穫保險に近いものを施行してゐるが、その結果に於ても未だ同保險の缺點は現れてゐない。即ち同村がこの問題に就いて實際に經驗した諸點に對する回答を連記すれば次の如くである。

- (1) 同一農産物に對する二つ以上の危害率の算定は困難で、畢竟減收に因つて保險給付額を算定する外はない。
- (2) 故意に危害を豫防せざる者は、小區域の組合では、組合員同志に一切知れるからこの憂ひはない。又そうした被疑者は初めから組合に入れないし、加入後これを敢てする者は除外することも出来る。更に故意に減收させたとしても故意に依る減收の程度は多年の經驗で算定出来るから、内規で斟酌することに定めてゐる。

(3) 農家が技術の巧拙で收穫に相違のあるのは己むを得ないが、怠惰に依つて保險金を得んとする者も狭い土地であるから直に知れるので怠けるものも少い。のみならず各自が保險の妙味を知つて勤勉となり、組合員相互が協力して農事の改良、災害防止に努力するやうになつてゐる。

(4) 災害の填補方法として減收量の程度に應じて被保險者に填補するのは、被害が大きい時は如何と思つたが、實際は大正十三年の如き近年稀なる旱害でさへも全耕地に亙つて被害を生じなかつたから、被害なき人の積立金と均霑して被害者の損害を減收額に應じて填補することが出来た。況んや毎年生ずる二三割の減收では大したことはない。尤も五割以下では填補しないことになつてゐる。

これは勿論一地方の而かも小區域に於ける一例である上に、回答がまた質問の要點に完全に觸れてゐないから、この例に依つてのみ收穫保險の欠點が全く覆へされたとは云へないが、我邦に於ける收穫保險を實行した成績の一例としては見通すべからざる参考資料である。

以上の如くにして歐州諸國には殆んど行はれない收穫保險も我邦の實情に於ては適用することが可能であるかも知れない。故にこれに對しては研究すべき餘地があつて一概に反對出来ないと思ふ

附記

米國では雹害保険等の危害類別主義に依る單獨保險制度もあるが、雹害保険等を除いた收穫保險も一九一七年一九二〇年とに實施せられてゐる。尤も收穫保險はその後も繼續して行はれてゐるが、まだ試験的のもので完全とは言へない。

- (1) P. Mayet: Agricultural Insurance. part 2.
- (2) A Buchenberger: Agrarwesen und Agrarpolitik 2 band. (八木芳之助 277頁) Grundzüge der Deutschen Agrar Politik 1897, S 178
- (3) v. d. Golz: Agrarwesen und Agrarpolitik (高岡熊雄氏譯424—425頁)
- (4) 小平權一氏「農業保險の機能と組織」
- (5) 小野武夫氏「農業保險と社會保險」(農政研究第三卷第一號)
- (6) Buchenberger: a. a. O. (八木芳之助譯275—277頁)
- (7) International Review of Agricultural Economics. 1927.

第三 結 言

斯くして收穫保險は理論上からすれば我邦に實施する必要がある保險で、古來からそれに類似の制度が相當に發達して來たのである。乍併收穫保險そのものはまた本質的の欠點があるので、若し我邦に實施するとすれば技術の問題、及びより根本的な問題として我邦獨特の危害の研究、小作制度との關係などを更に檢査した後でなければならぬ。

第四章 我國に於ける農産物配給上の保険

第一緒論

農産物に對する危害は、生産行程上に於てのみ發生するものではなく、配給行程上に於ても種々なる危害によつて起つて農家が思はざる損害を被る場合がある。然るに生産行程上に於て生じた凍害、旱害、水害等の危害に對しては、集合的にせよ、類別的にせよ、何等かの方法で填補される制度が、設けられることがあるも、配給上に於ける危害填補の制度に至つては、外國に於ても尠ない蓋し配給行程上の危害として多く擧げられるのは運送上の危害、盜難による危害、信用上の危害、價格上の危害等で、此等の危害は農産物以外の一般貨物にも同様に起るものであるから、特に、農産物と限定して保險することが尠ない爲めである。唯だ僅かに英國で一九一七年に穀物生産法 (Cereals Production act 1917) を制定して小麥及燕麥の最低價格を定め、それ以下に低落せる場合に國家が賠償する制度を設けたこと(註一)、また米國の或る會社が農産物の價格を保險したことがある位である。とは言へ農産物配給上の保險の特に必要なるは、配給上の危害が農家經濟に及ぼすこと甚大なる爲めである。殊に次に見る理由によつて現在の我邦農家にはそれが緊要である。

一、農家經濟の非弾力性

我邦の農業經營は小農經營が中心をなしてゐるから、農家經濟に弾力性が乏しく、何等かの事由によつて農家經濟の採算上に齟齬を來すと、農家は忽ち破産に瀕することすらあり得る。そこで、これを救済する一方法として農業保險が行はれるのであるが、配給上の危害は特にその損害程度の甚だしいことがあるから、この保險的價値は更らに大なるものがある。例へば輸送遅延の爲めに蔬菜が腐敗した時の如きは比較的多額の損害を被ることが後述の實例をもつて證明される。

二、農業取引圏の擴大

一般に我邦の農業は非資本主義的經營と言はれてゐる。その生産物の販賣に對しては資本主義的機構に於ける價格構成の條件に支配される。隨つてこの點に關して農業は資本主義に對抗する爲めに營利化せねばならぬ。營利化の一現象として最近農村に出荷團體、販賣組合、農業倉庫等が各地

に設けられ農産物の共同販賣や供給調節を農民自身が直接行ふに至つた。共同販賣は内地は勿論米國、大連等の遠隔地の商人にまでの直接取引を開始した。それは農家から見ると取引圏を擴大した譯けであるが、その半面には、從來商人の負擔に屬してゐた農産物の運送、盜難、價格下落等による各種の損害が自己の負擔に轉嫁されるに至つたのである。随つてこれに對する損害填補の方法が必要になつて來たのは言ふまでもない。

斯くして配給上の保險が、我邦の農業には必要となつて來たにも不拘、まだこれを實施してゐるところは殆どない。たゞ以下記する静岡縣濱名郡農會が農事業取引共濟部を設けて、この保險制度を採用してゐるに過ぎないから、先づ該共濟部の内容と實蹟を索ねて、將來に於ける農産物配給保險制度の參考資料にしよう。(註二)

註一 Isaac Connel—The Corn production Act 1917.

註二 埼玉縣入間郡農會でも最近この種の保險を初めたといふが内容は不明である。

第二 濱名郡の農業事情と共濟部設立動機

濱名郡は、静岡縣の最西部で愛知縣に接し、北に連山を擁し南に海を控へたる氣候溫暖の土地で

あるから(註)、一般農作には最も適したところである。その上交通機關には、東海道本線を初めとして他に三線の私設鐵道が、同郡の主要部に通じてゐるから、氣候の溫和と相俟つて、同地方一體は米麥は勿論、果實、蔬菜、養鶏等から近郊型農業に屬する温室及フレイム園藝に至るまで熾に行はれてゐるのである。いま同郡内に於けるこれ等の産額を示せば、次の如くである。

主要産物統計

米	一一六、〇六一石
麥	八三、五五二石
蕎麥	二〇〇〇、〇〇〇圓
蔬菜	二〇〇〇、〇〇〇圓
温室蔬菜	三〇〇、〇〇〇圓
鶏卵	一五〇〇、〇〇〇圓

斯の如く農事の進歩せるところでは、また農産物の取引方面も、比較的早くから改善され、既に大正六年七月には東南部六ヶ村の有志で丸濱青果物聯合組合と稱する出荷組合が設けられ、東西の

我國に於ける農産物配給上の保險

遠隔なる市場に蔬菜果物等の共同直接販賣が行はれてゐた。これが成績良好なるや、大正十年には雄踏、天龍寺の九組合が出来てこれに加入し、大正十四年には遂に濱名郡全域を構成區域とせる濱名郡出荷組合聯合會が設置されたのである。其後此の聯合會に屬する出荷組合の發達數は次の如くで、現在は東郡三十九ヶ町村中未設置の町村は僅か七ヶ村である。

年次	組合數
大正十四年	一七
同 十五年 (昭和元年)	一七
昭和二年	二六
同 三年	三〇
同 四年	三二

而して出荷團體の取扱ふ主要品目は午芻、葱里芋、馬鈴薯、甘藷等の蔬菜類、柿等の果實及温室園藝作物類にして、取引方法は多く郡農會の手を経て、帝國農會販賣斡旋部の斡旋により東京、大阪、神戸、横濱、名古屋、金澤、北海道、大連等の各信用ある指定問屋に販賣するのである。次は聯合會設立以來の年度別荷物取扱高を示す。

年度別取扱高

年 度	取扱總額 圓	出荷主要品目
大正十四年	三一、六八一	午芻、西瓜、里芋等
十五年	七八、一三六	午芻、葱、西瓜等
二年	二〇二、六五七	白菜、葱、西瓜、馬鈴薯
三年	三一八、三二一	白菜、葱、西瓜、甘藷、馬鈴薯、蕃椒
四年	三七一、二五二	白菜、葱、馬鈴薯、藍、蕪臺、西瓜、糸瓜、甘藷

斯く出荷團體の取扱數量や取引圈が擴張されるれば、出荷に對して種々なる損害が発生するやうになる。そこで出荷團體聯合會は、各組合から取引上の關係一切を責任をもつて引受けてゐる關係上これ等損失に對しても責任を負ふて所屬各組合に填補してゐたのである。蓋し、これを若し組合に負はせば、聯合會を通じて配給することが減じ、配給上の統制を亂す危懼があるからであつて、その爲め組合の支出せる損害補償は毎年次の如き金額を示してゐた。

我國に於ける農産物配給上の保險

農業保険に関する調査

四六

年度	出荷取扱高 圓	提害填補高 圓	取扱高ニ對ス百分率 %
昭和元年	七八、一三六	三二一	〇、三九
昭和二年	二〇二、六五七	六〇六	〇、二九

然るに其後聯合會の支出する損害補償金が、荷物の取扱高の増加と共に、相對的に増加したのと、一方養鶏組合聯合會が出来て、鶏卵の出荷量が昭和三年以降急増したのとで、從來聯合會でやつてゐた共済事業を鶏卵にも擴張すると共に、新たに郡農會が主體となり、昭和三年の御大典を記念に四月一日より濱名郡農會農業取引共済部を組織せるが、この時郡農會は基金壹千圓を支出したのである。

註 濱名郡の平均温度は華氏十八度以上。

第三 共済部の組織及保險の内容

農業取引共済部は、事業を規程及施行細別に隨つて遂行してゐるが、その内容は左の如くである。

(一) 組織

1) 目的及構成

規程第一條によれば、共済部の設置は「農業取引の圓滑なる進展を期する」のであつて、その爲めに、配給を阻害する種々なる經濟上の損害を相互組織によつて救済せんとするのがその目的である。そして共済部に加入し得るものは、同郡内の出荷組合及養鶏組合であつて(第二條)昭和五年四月に於ける構成員たる出荷組合數は三十二組合、組合員數は一萬千七百九十八名、養鶏組合員數は不明であるが、組合數は三十一組合である。共済部はこれ等組合の性質によつて内部の構成を養鶏部、青果部、園藝部の三つに分つてゐる。(細則第十五條)

(2) 共済資金

共済部が積立て、損失補償に充當する資金を共済資金と稱する。共済資金は、濱名郡農會の醸出したる基金及加入者の掛金等からなり(第五條)、恰も保險會社の資本金及保險料總額に該當する。この共済資金は青果部、養鶏部、園藝部等の各部でそれ／＼積立てるのである。

(イ) 運用

共済資金は農會の一般會計をもつて取扱ふべき性質のものでないから、この出納は凡て共済部の特別會計とし(第四條)、保管は確實を期する爲め、郡農會評議員の議決した確實なる銀行に於てす

我國に於ける農産物配給上の保險

ることになつてゐる(第十二條)。但しその銀行に預金する額は金七百圓を最低限度として、當座預金にせねばならぬ(細則第十七條)。

(ロ) 割戻

配給上生ずる損害の中でも、次に見る如く天災や市場價格の下落によるものを補填しないのであるから、共濟資金は割合に少額を以て足り、資金が共濟金の支拂に支障を來たさぬ限度に達した場合は、農會評議員會の決議を以て、特別配當金としてこれを加入者に割戻すのである。(規程第十三條)但しこの特別配當金の割戻しは、共濟資金壹萬圓以上に達した時に限られてゐる。(細則第八條)割戻の方法は所屬聯合會を通じてなされ(細則第二十一條)、分配額、共濟掛金納入總額を控除したる差額を基準として按分によつて決定するのである(細則第十九條)。但し割戻を受ける資格のある者は(イ)加入後三ヶ年以上にして(ロ)且つ共濟金の支拂を受けたことがあつても、その金額が掛金の納入總額を超過してゐない者に限られてゐる(細則第二十條、第二十三條)。

(3) 經營

共濟部の經營には專屬の役員を置かず農會役員が之れを處理し、經費は共濟資金の中から支出する(細則第十四條)も、帳簿だけは左記のものを備付けるのである(細則第二十五條)。

- 一、加入者名簿。二、出納簿。三、共濟掛金原簿。四、收支明細簿。五、共濟金支拂明細簿。

(二) 保險の内容

(1) 保險の種類

前記の如く配給上の保險には數種類あるも、その中に共濟部が損害を補填する保險は、運送、信用價格の三種類に限られ、盜難は運送中に罹つたもののみ運送保險に包含せしめてゐるのである。即ち規程第七條によれば、共濟金の支拂は左に該當する場合に行はれる。

- 一、加入者ノ取引物カ輸送中ニ於テ不可抗力ニヨリ價格ニ一割以上ノ損害ヲ招致シタルトキ、(運送保險)
- 一、加入者ノ指定取引商店カ破産其他ノ原因ニヨリ賣掛代金ノ回收不能ニ陥リタルトキ(信用保險)
- 一、取引上不可抗力ト認ムベキ翻騰ニヨリ時價ニ比シ著シキ懸隔ヲ招致シタルトキ(一種ノ價格保險)

この中實際に多く保險されるのは、運送保險で、信用保險も、共濟設置以前に姫路市の某商店が破産した時五六十圓を補償した實例のあつたやうに、稀にはある。唯共濟部の行ふ價格保險は、市

我國に於ける農産物配給上の保險

場價格（時價）の下落した場合を補償するのではなく、單に取引中に生じた「不可抗力の齟齬」の爲めに貨物が市場價格より著しく下落することを條件として補償するのであるから、これが實際に適
用せられる場合は甚だ尠なからう。尤もこの保險で補填する「不可抗力の齟齬」の場合は、實例に
徴すると、運送中に生ずることが往々あるけれども、凡てこれ等は運送保險で處理されることが多
い。故にこの價格保險は、一般にいふ價格保險とは内容上に於て相當に相異しゐるところがある。

(2) 被保險物件

被保險物件は、郡農會が所屬聯合を通じて販賣斡旋したるものに限つて居り（細則第二條、第九
條）然らざるものは、たとひ構成組合が販賣する物件と雖も被保險物件とならぬ。被保險物件を農
會斡旋の貨物のみに限つたのは、農會が販賣統制を期する爲めの必要に出でたのであるが、また一
方に於ては農會の手を経ずして販賣する物に保險すれば、保險料の補促難に陥るといふ保險技術上
の欠點があるからである。

(3) 保險料（共濟掛金）

保險料は被保險者が支出する料金で、共濟部で言へば、共濟資金を構成する共濟掛金を意味して
ゐる。

(イ) 拂込義務

保險加入者（被保險者）は、農會を通じて販賣された取引に對しては、その全部に共濟掛金を拂
込む義務を負ひ（第九條）、一旦納付したる掛金は、如何なる事情あるも特別配當金として割戻す以
外は拂戻をなさぬのである（第十八條）。故に共濟部は、農會斡旋の取引に就いては、強制保險を採
用せるものと見られる。

(ロ) 金額

規程第八條、細則第十三條によれば、掛金に等級を附せず、平均保險料主義をとつて、凡べて取
引手取金の千分の四を納付するのである。右は從來から出荷團體聯合が採用してゐた制度を、その
まゝ踏襲した爲めで、最近貨物の取引先が大連の如き遠距離に及んでは、この平均保險料を固執す
ることが不可能となつた。そこで規定は斯の如きにも拘らず、危険の惧が多い遠隔地及戰亂時等に
は、特約を以て掛金を増額してゐるのである。されば外觀は平均保險料主義でも、實際は等級保險
料主義が幾分加味されてゐると言はねばならぬ。

(ハ) 納付手續

先づ掛金の納付に當つては、加入者の所屬聯合會が毎月五日迄に前月分の組合別取引精算高を共

濟部に報告し（細則第十一條）共濟部はこの報告に基いて掛金を決定して（細則第十條）毎月十五日迄に聯合會をして取纏め納付させるのである（細則第十二條）。

(4) 保險金（共濟金）の支拂

共濟金は共濟金から支拂はされるのであるが、この支拂が共濟部の眼目であるから、これに對する規程が一番詳細を極めてゐる。

(イ) 支拂條件

共濟金は共濟部が取扱ふ保險の目的たる危害が発生すれば、如何なる程度でも支拂ふと言ふのではなく、細則によれば各危害に應じたる支拂條件を規定してゐる。

A、運送保險（細則第五條）

一、輸送區域||組合荷受後指定取引商に到達する迄の區域

一、發生事項||積載車船の衝突、轉覆、積載物件の破損、變質、紛失、盜難

一、損害率||貸切貨車扱の場合は價格に對し一割以上の損害、小口扱若くは貸切貨車扱 部分

的事故の場合は價格に對し三割以上の損害、但し自然的消耗は損害の率に計算せず

B、信用保險（細則第六條）

一、取引商店||所屬聯合會が指定契約を履行中の商店

一、發生事故||破産による契約不履行、天災、火災による賣掛代金の回收不可能

一、損害率||一口の取引總額に付き一割以上の損害

C、價格保險（細則第七條）

一、發生事故||天候の著しき變異、取引市場に於ける不測の滯貨、其他

一、損害率||時價に比し三割以上の低價

一、時價算出||濱松市に於ける大量取引の平均價格

この外配給上の危害でも、天災及戰亂時の場合、加入者の惡意若くは、重大なる過失ある場合には救濟金は支拂はぬのである。（規程第十五條、第十四條）、尤も戰亂等の場合でも、特約あるものはこの限りでない（規程第十五條）。

(ロ) 支拂金額

支拂金額に就いては、特別の規定がないから、大體は損害高の全部を補填する眞の保險制度になつてゐると見做される。但しこの場合に於ても、一口五圓以下の零細な損害には補填しない（細則

第八條。

乍併、その支拂も、各部の救済資金を超過しては事實上支拂が出来ないから、この限度内に於てのみ支拂はれるのである（細則第十五條）。尤も、救済金の支拂總額が資金を超過した場合には、農會の一般會計から、その年度を限度として金壹千圓を補填する途が構ぜられてはゐるが（第十條）、更らに之れを超過すれば、資本現在高を所要金額に按分して支拂ふ外はない（細則第十六條）。恰も普通の保險會社が保險金に資本金及積立金を支拂つても不足する場合は、保險金の按分支拂をなすと同様の仕組である。

(八) 支拂手續

A、支拂の請求

事故が発生したる時は、加入者は速かにその請求手續をなさねばならず、若し請求を發生後三ヶ月以上遅らせば請求權を失ふのである（第十八條）。而して支拂を請求するに就いては支拂請求書の外に左の如き書類を救済部に提出するを必要とする（細則第四條）。

一、事故の生じたる理由書 日時、場所原因事故の概要

一、損失見積書 品目、數量、損害の程度並損失價格算出の基礎

一、證明書 輸送中の事故はその責任者、信用並價格に關する事故は販賣幹旋所長若しくは關係團體長の證明

B、事實の審査

支拂請求書が提出されるれば、救済部は請求金額三百圓未滿のものに限つては郡農會長、副會長、農事監督の評議で決定し、三百圓以上は農會評議員會が決定する（第六條）。審査に當る場合に審査機關は、提出された書類を目標に更に荷物取扱人の證言及當時の市場價格等をも詳細に調査し救済金の請求を不當と認めたる時は支拂を拒絶するのみならず、既に支拂つたものには救済金の一部若しくは全部を返還せしむるのである（規程第十六條）。また審査の時各方面の陳述等が區々の場合、例へば、證言による當時の價格が相異してゐるやうな時には、審査機關は當時に於ける最低の價格を採用して最低の損失高を算出するを慣例とする。

C、支拂

救済金の支拂は、所屬聯合會を通じて行はれる（細則第二十一條）。

(二) 支拂後の權利移轉

救済部が組合に救済金を支拂ひたる後は當然その貨物に對して有する一切の債權は、救済部に移

轉する（規程第十九條）。例へば鐵道事故の賠償金、火災、盜難等の保險金、賣掛代金の請求權等は凡べて救濟部が保有することとなるのである。

第四 共濟部の實蹟及影響

救濟部の設立された當初は、その基礎が安定せぬ爲め、加入者及び組合相互が特に警戒して事故防止に努めたる結果、成績意外に良好にして實施前に於けるほどの危害が発生しなかつたといふ。今、救濟部の實績を見るに次の如くである。

一、實施後の荷物取扱高及掛金

救濟部は、その構成を前記の如く養鶏部、青果部、園藝部に分けてゐるから、これに従つて昭和三年及四年の荷物取扱高及掛金を見よう。

部	昭和三年度		昭和四年度	
	取扱高	掛金	取扱高	掛金
養鶏	五三四、七九三、七八	二、一三九、二五	六三三、七三一、五二	三、五三四、九七

青果	一五一、四二二、五〇	六〇五、六五	一五九、〇〇五、〇〇	六三六、〇二
園藝	六五、五七二、五〇	二六二、二九	一〇二、八三〇、〇〇	四一一、三二
合計	七五一、七七八、七八	三、〇〇七、一九	八九五、五六六、五二	三、五八二、三一

即ち取扱高が昭和三年より四年の方が増してゐるから、掛金も之れに準じて多い。昭和五年度の成績は未だ年度中故知れないが、農會算定の豫算によると、養鶏部（養鶏組合）の取扱高は五十七萬五千圓、青果及園藝部（出荷組合）は三十萬圓と見積られ、これが掛金は双方で三千五百圓（養鶏組合二千三百圓、出荷組合壹千二百圓）になつてゐる。されば昭和五年度 出荷京及掛金共に幾分か減少するやうに豫測してゐるらしいが、右は最近の不況を考慮せると豫算なる故に大體内輪に算定せる爲めであらう。

(二) 實施後の共濟金支拂高

實施以來荷物の取扱高は毎年増加した。従つて掛金額も殖えて來たが、それに應じて、災害の發生も、昭和三年度は一件であつたものが、昭和四年度にも一躍四件に増加してゐる。たゞ幸ひなことは總額に於て三年度より少ないのである。

A 共濟金支拂高

我國に於ける農産物配給上の保險

年度	昭和三年度	昭和四年度		
部名	件数	金額	件数	金額
養鶏部	—	—	—	—
青果部	—	—	—	—
園藝部	—	—	—	—
合計	—	二六二、五〇	—	二六二、五〇

B、共済金及支拂明細書

組合名	事故發生期間	品目	災害事故ノ事由	共済金支拂高
濱名郡部北部 糸瓜出荷組合	自昭和四年二月五日 至同 年三月十九日 (昭和三年度)	乾生薑	價格暴騰ニヨル 買替	二六二、五〇
中ノ口村 出荷組合	自昭和四年九月十四日 至同 九月十七日 (昭和四年度)	甘藷	輸送遲延ニヨル 價格ノ下落	八五、二〇
長口村 出荷組合	昭和四年八月十三日 (昭和四年度)	西瓜	同	一一、一九

芳川村 出荷組合	昭和五年三月十四日 (昭和四年度)	葱	輸送中暖氣ニヨ ル腐敗	一一〇、四五
白協村 出荷組合	昭和五年三月十四日 (昭和四年度)	葱	輸送中暖氣ニヨ ル腐敗	一一、六三

以上の外には本年度(昭和五年)に於ては未だ(昭和五年八月迄)災害が発生して居らない。また右に掲げぬ災害が起ることも屢々はあるが、多くは運送上の災害等にして、鐵道省其他から賠償を受けて解決するので、共済金を支出する災害は割合に僅少なのである。いま損害率を見る爲めに共済金額と取扱高及掛金と比較するに次に示すが如く實施前より頗る好成绩をあげてゐる。

年度	共済金	取扱高	掛金
昭和三年	二六二、五〇	七五一、七七八	三、〇〇七
同 四年	一三〇、四七	八九五、五六六	三、五八二

(三) 共済部の財政狀況

災害が起らぬ限り共済部の財政が裕福になるのは言ふまでもない。設立以來の共済金と共済部經我國に於ける農産物配給上の保險

費を控除した後の共済資金の積立状況は次の如くである。

年度	積立額	積立總額
昭和三年	三、七〇七・一九	
昭和四年	三、六六三・一七	七、八一〇・三六
昭和五年 (豫算)	三、八五〇・〇〇	一一、七二〇・三六 (豫算)

斯くして昭和五年末までには、共済資金は壹萬圓を突破するらしいから、本年始めて規程第十三條、細則第十八條に基いて加入者に特別配當金を行ふといふ。故に郡農會で作つた昭和五年度の共済部收支豫算決定書には特別配當金として金七百圓を計上してゐる。

収入		支出	
内 譯	一〇、九〇〇圓	内 譯	一〇、九〇〇圓
(1) 掛金	三、五〇〇	(1) 共済金	一〇、〇〇〇
内出荷組合	一、二〇〇	(2) 特別配當金	七〇〇
養鶏組合	二、三〇〇		

(2) 雑収入(利子其他)	三五〇	(3) 雑費(經費其他)	一〇〇
3) 繰越金	七、五〇〇		

四 共済部設置の影響

共済部が設置されて以來、滿二ヶ年餘を経過したのみであるから、これが影響が如何なる程度にあるかを明確に知る時期には達してゐない。乍併共済部が設けられた爲めと、安心して取引が出来る様になつたので、組合の設立數も増加するのみならず、出荷組合の取扱ふ總額が、昭和三年度から、前記の如く急増せることも、一つにはこの影響と見て差聞なからう。斯くて、共済部の設置は畢竟出荷團體の配給統制に有効であると共に出荷團體の團結を固める一つの楔でもあると言へる。以下某方面の調査に係る加入者の共済部に對する意向を記載しやう。

「前略該施設ニヨリ出荷團體ニヨル農業取引ノ危険ヲ保證セラレ郡農會町村農會ハ生産ト販賣トノ連繫ニ關シ勇敢ニ指導スルコトヲ得(中略)而シテ加入組合ニ於テモ取引上ノ危険ヲ保證セラレルコトニヨリテ資本並ニ法ノ保護等更ニ無キ任意組合トシテ意ノ儘ニ活動スルコトヲ得ル利益ヲ受ク(下略)」

第五 結 論

以上をもつて濱名郡農會が實施せる農業配給上に於ける保險施設を一瞥した。この施設は、我農村で多く採用してゐる様な保險類似の共濟制度ではなく、名稱は共濟部でも内容は被つた損害額の全部を補填する保險制度の仕組になつてゐる。たゞこれを「共濟」と名づけてゐるのは、我邦のる保險法に對するを牴觸を考慮した結果らしい。

而してこの保險が現在のところ、各國では多く失敗してゐるのに我邦の一地方である濱名郡で効果をあげてゐるのは、左の三つの原因によるものゝ如くである。

(一) 被保險物件(保險の目的物)の種類が青果、鶏卵等に限られてゐること。
若し被保險物件の種類に米麥等の穀物類を加へるならば、農産物の大部分を、この保險が捕捉する代りに、數量及取扱高も巨額にのぼるから、補填額も僅少で済まぬ場合が多からう。然るに斯く種類を青果、鶏卵等に限れば、保險に捕捉するものは、一部の副業的農産物のみ過ぎなくなるけれども、補填額が僅少であるから、共濟部の運用が容易である。

(二) 價格保險の限界が狭いこと

配給上の保險で痛となるのは價格保險であるが、共濟部は價格保險の範圍を最も困難なる市場價格の低落による補填にまで延長せず、不可抗力の災害から生じた時價以下の低落のみを補填することに止めたので、英米諸國の如くこの保險から來る失敗を免れ得たのである。たゞその爲め配給上の保險として最も有効なる價格保險の價値を大部分削減したのは止むを得ない。

(三) 豫防法の完備

運送、信用保險は、交通機關の完備、信用調査制度の整備によつて豫防することが出来る。文化の發達は益々交通機關を完備させる上に、鐵道省其他の損害賠償制度があるから、損害高はこれに轉嫁させられる、また、信用上に於ては、最近農産物に於ても、農會等が主體となつて漸次販賣網を整え來たにつれて、商人の信用調査が共に行はれ、確實なる指定商人にのみ、取引きをなさしめるから、この危害は或程度まで除かれるのである。

斯くして、共濟部は着々その實績をあげ得たのであるが、而も主要農産物に保險することが出来ず、また一般格價の低落に對しても保險することも出来ないものであるが、さらばと謂つて餘りに廣範圍に之れを行ひ、反つて「元も子」も共に倒れるよりは、寧ろ優つてゐると言ふべきであらう。

第五章 三重縣に於ける養蠶保險の事例

はしがき

最近絲價補償問題や養蠶組合法の制定が論議され、大衆黨では養蠶保險法の即時制定を要求する等蠶絲問題が相當社會の注目を引きつゝある。蓋し我國の養蠶は重要産業であつて、昭和三年度の産繭價額は實に五億五千萬圓、産米價額の約三分の一に達し、その數量は漸次増加の傾向にある。従つて養蠶業に従事する養蠶農民の數も著しく多く、大正九、十、十一年に於ける多少の減少を除けば逐年増加の傾向を示し、昭和三年度には二百萬戸を突破し、總農家戸數の約四割弱に達してゐる。

これら養蠶家は大體小作農及び自小作農等の農村下層階級に屬する者が割合に多く、自作農階級も相當あるが、地主の如き農村上層階級に屬するものに至つては、かゝる繁雜な業務に關與することを欲しないやうである。されば養蠶業は大體に於て農村の中下層階級特に自小作農及び小作農階級に重大な關心を有つものであるといふことが出來よう。

且つ養蠶經營は他の農業に比較して自然的並に經濟的危險が頗る多く、先づ桑葉收穫には桑園凍害の如き一夜にして收穫皆無に歸するが如きことがあり、更に養蠶違作に至つては、縱令、學術の進歩と育蠶技術の發達ありとはいへ、飼育上種々病害防止の困難なるものがあるなどして收穫が安定せず、時にこれは夏秋に於て甚しきをみる。また養蠶經營では全收穫が自己に屬する代りに全危險を負擔し且つ收穫物の殆んど全部は賣却せねばならず、従つて繭價變動は直接農民に米價より強く響き、その變動極まりなきことは農民の常に悩みつゝあるところである。これは養蠶業が副業より漸次專業に轉化するに従ひ、益々農民經濟を支配することが大となるであらう。かく養蠶業は我國の産業上重要な地位を占め、農村下層階級が重大なる關心を持つばかりでなく、他の農業に比して頗る危險に直面して居る事を考へる時、養蠶農民問題は社會政策及び經濟政策上から見て頗る重要な事柄である。

されば我國の養蠶農民の現状よりして養蠶家が不可抗力により損害を被つた場合、損害を補償すべき養蠶保險の如きものは最も必要とするところではあるまいか。然るに我邦では眞に中小農養蠶家の立場を考慮した桑葉、育蠶、繭價等に關する社會政策的施設を見ず、只僅かに最近養蠶組合等

で自主的に相互扶助制度を實行するを見るに過ぎない。されば、かゝる發生過程にある養蠶保險の如き現在小規模とはいへ將來益々重要な役割を演ずべきものではあるまいか。私は最近三重縣阿山郡長田村に於ける相互扶助制度を實地調査したるを以つて、こゝに養蠶保險の一事例として紹介する次第である。

一、長田村養蠶事情

三重縣は本邦でも有數な養蠶地であり、また阿山郡は縣内に於て相當養蠶の盛んなところである。而して、長田村に於ては貧富の懸隔左して甚しからず、土地所有状態の如きも五町歩以上は僅かに二戸にして、三町歩以上は八戸、一町歩以上は四十七戸、五反歩以上は五十七戸、他は皆五反歩未満にして、大土地所有者なく、大體に於て土地は均分され、自作農家六十九戸、小作農家三十一戸、自作農家百三十七戸の割合で一般に小農が多いやうである。而して養蠶業は米作に次ぐ重要な産業にして各農家は副業として殆んど養蠶經營をなし、さながら養蠶村の觀がある。一般農家が如何に養蠶業に關心を持つて居るかは養蠶戸數、桑園反別並に收繭額等が雄辯に物語つてゐる。長田村に於ける養蠶戸數は總戸數並に農家戸數に對して如何なる割合にあるか最近に於ける各字別戸數

を示すと次の如くである。

字名	總戸數	農家戸數	養蠶戸數
朝屋	五九	五六	四六
百田	二五	二三	二〇
平尾	三六	三一	二〇
市場	四〇	三五	二七
寺内	三二	二九	二三
木根	五三	五〇	三三
三軒家	一五	一三	一〇
合計	二六〇	二三七	一七九

以上の如く總戸數は二百六十戸にして、その中農家戸數は九割強の二百三十七戸であり、養蠶戸數は百七十九戸にして全農家戸數の七割五分を占めてゐる。

桑園反別は總耕地面積(田畑)二百六十町歩の約三割即ち六十三町歩で、畑の殆んど全部は桑園たるの有様である。而して一戸當り桑園耕作面積は約三反歩にして全國的に見て少い方ではなく、

大體に於て桑葉量は自給自足の状態にある。

更に農産物を見るに、産米額の年十二萬圓産繭額の約九萬圓が其最たるものにして、遂に下つて麥の五千二百圓があり、その他松茸、筍、鯉、食用蛙等がある。而して最近に至り産米額の十二知萬六千餘圓に對して産繭額は實に十萬五千餘圓を示し、養蠶が如何に農家經濟上大切であるかをすることが出来る。

然らばこれら養蠶家は如何なる規模に於て養蠶を經營してゐるであらうか。掃立枚數別の養蠶戸數を示すと大體次の如くである。

字別	二―五枚	六―一〇枚	一一―一五枚	一六―二〇枚	二一―二五枚	二六―三〇枚
朝屋	二戸	三戸	一戸	一七戸	八戸	四戸
百田	―	四	一二	四	一	―
平尾	―	七	六	五	―	―
市場	三	一〇	一〇	二	―	―
寺内	―	五	一一	六	―	―
木根	一	六	一〇	九	三	三

三軒家

合計

七

三六

六四

四七

一二

七

養蠶家百七十三戸中、最も多きは十一枚乃至十五枚にして十六枚乃至二十枚及び六枚乃至十枚のものこれに次ぐ状態である。

従つて、養蠶労働は大部分家族労働に依存するものにして、只多忙の時のみ一時的に外部労働によるのである。而して外部労働は各養蠶家が上簇や繭搔の時に無償にて勞力の交換をする場合と賃銀を支拂つて雇傭する場合とがあり、兩者は相半ばする位である。外部労働を雇傭するは約二十戸位にして毎戸が一人を一週間位雇ふ程度にして、養蠶労働のため出稼する者も僅少である。昭和四年度に於ける決定賃銀額を示すと次の如くである。

田鋤賃―反當二圓

田搔賃―反當一圓

田植賃―二食付一圓二十錢、辨當持一圓五十錢

養蠶雇―一日五十錢

繭搔賃―一日八十錢、一貫目春十錢夏秋十三錢

我國に於ける養蠶保險の事例

桑摘賃—一貫目春二錢夏秋四錢

除草賃—反當四圓五十錢、一日一圓二十錢

而して繭は一般に村内製糸家或は上野町の押坂製糸と關西製糸に個人的或は共同的に賣却する。其割合は大體共同販賣が六分で個人販賣が四分である。

二、養蠶保險實施の動機

長田村の農家は大體米作と養蠶とに依存して居り、従つて、米、繭の收穫の増減は農家經濟に重大な影響を與ふるものである。然らば、これら米、繭の年々の收穫状態はどうかと云ふに、米作は過去三十年間に唯一度水害のため全村二百數十町歩中の二十町歩が收穫皆無に歸したゞけで、その他にはかゝることなく、毎年收穫量は反當り二石數斗を標準として豊凶の差が上下一割の範圍を脱したことはないといはれてゐる。

然るに、養蠶經營は殆んど收穫の貨幣化を目的としてゐる關係上現金収入が多く、従つて自然投機的になり易い傾向がある。さればこの村でも従來は自己の勞力、桑葉等の經營要素に考慮すると少く、無謀なる掃立をする向もあつたが、最近に至りかゝる傾向も減少し、漸次堅實に經營する

やうになつた。併し、養蠶には自然的並に經濟的危險が多く、相當注意しても不可抗力の天災により一般に收穫の減少する場合が生ずるは已を得ざるところである。大正十一年以來長田村の養蠶戸數、蠶種掃立枚數、收穫量及び價格を示すと次の如くである。

(一) 春蠶

年次	養蠶戸數	掃立枚數	一枚當り收穫量	一枚當り收穫價格
大正十一年	一七三	七五七	七、六四三	九五、一九六
大正十二年	一八一	八六一	七、四九五	九五、三三七
大正十三年	一八一	八五八	八、三〇九	九五、一八八
大正十四年	一八〇	八一三	八、五五七	一〇四、三二六
大正十五年	一八一	八八三	七、五〇二	七四、九一二
昭和二年	一八五	八五二	八、一三五	六〇、一八九
昭和三年	一九二	八四一	八、三三九	五九、一三七

この表で見ると、收穫量は大正十二年と昭和三年では蠶種一枚に付一貫目の差があり、また其價格は昭和三年の約一倍になつてゐる。收量並に價格とも年により相當の開を示してゐる。

(一) 夏秋蠶

年次	養蠶戸數	掃立枚數	一枚當り收穫量	一枚當り收購價格
大正十一年	一七四	一、三五五	四、〇〇六	三八、九三五
大正十二年	一八七	一、三九四	四、一〇五	三八、五三五
大正十三年	一七七	一、五一八	四、九八〇	四五、一六七
大正十四年	一八六	一、七八四	五、一一五	四九、二三〇
大正十五年	一八八	一、六七二	四、七七二	三三、八四五
昭和十一年	一八一	一、五三五	四、七一一	二〇、三二一
昭和十二年	一八四	一、七二三	四、六〇四	二三、四九八

夏秋蠶の收量は一般に春蠶に比較して少いが收穫増減の差は甚しく蠶種一枚當り收量も年により、甚しきは一貫以上異なり、大正十四年の蠶種一枚當り收購價格は昭和二年の約三倍に達し、大體收穫量の増減の差も大であるが價格は尙更大である。

斯く蠶種一枚の收穫價格が或年には二十圓のものが他の年には五十圓となり、しかもこれは全村の平均である。されば各養蠶家が毎年相當枚數を掃立てる場合、その繭収入は個別的に見る時、そ

こに一層甚しき變動のあることが想像される。而もこれらの統計にあらはれた數字は其村全般的の豊凶作が主であるが、これらの收穫増減にはつきり現はれないところのものがある。即ち個々の養蠶家が飼育上個人的に不慮の失敗を被り、甚しき違作を生ずることこれである。而して本村では毎年數戸の違作者を見ない年はないと云はれてゐる。かゝる人々は養蠶失敗により忽ち生活に窮する者もあり、そのため農村逃亡の餘儀なきに至る場合も生ずるのである。

かく養蠶家は養蠶經濟上著しく危険にさらされて居り、其生活が安定せざるを以て、終に昭和三年度の養蠶組合總會に於て、最初は大なる救済はなし得ざるとも、かゝる違作者に對して蠶種代でも給與してはと救助方法に關する議論が持ち上り、爾來村當局で研究した結果、村長の發案により桑葉並に繭價は暫く措き養蠶飼育上の違作に關する養蠶保險を實施せんとして、「長田村養蠶組合互助規約」を制定し昭和三年秋蠶より實行する豫定であつたが、都合上昭和四年春蠶より實施するに至つたのである。

三、養蠶保險の組織

長田村に於ける養蠶保險は即ち大正四年四月養蠶同業者相互の利益増進のために設立された養蠶

組合が組合の一事業として實行せるものであつて、組合員は平素各自が出資金―保険料―を據出しこれを積立置き、若し養蠶經營上に損害を生じた場合、これに對して積立資金中から救助金を支出して、その損害を軽減或は補填しやうとするものである。されば隣保救済、相互扶助といふ農村特有の情味を多分に含んでゐる相互組合保険である。

(一) 構成員

この養蠶組合は長田村の養蠶業者全部より成つてゐるのであるから、結局、被保険者は全村の養蠶業者といふわけになる。而して、これら組合員は其年により多少の増減があり、また春蠶と夏秋蠶とによつて少々の差異はある。大部分の者は兩期に跨がつて飼育に従事するが、中には其の何れか一期のみしか飼育しないものもある。昭和四年度に於ける養蠶戸数は春蠶百七十三戸、夏蠶百七十一戸、秋蠶百七十六戸である。

(二) 被保険者の義務

先づ組合員各自は蠶を飼育するに當り其掃立枚数の多少に拘らず災害救助資金―保険料―として金五十錢を均一に齎出するのである(第六條)。但し、一回の掃立枚数が二枚未滿なる者には當初より飼育せざる者と見做して保険料を出す義務を課してゐない(第六條但書)。即ち一回二枚以上を掃

立てる者が保険料を出し、従つて被保険者の資格を得ることになる。

組合員の第二の義務は病蠶を發見したる時又は蠶兒を放棄せんとする時は速に之を組合長に届出づることである(第七條)。

第三の義務は成績不良にして作柄第四條以下―後述―なる時は各期毎に左の様な様式により産繭處分後十日以内に組合長の手許まで調書を提出するのである(第八條)。

養蠶災害調査

長田村大字 氏名

春秋蠶別掃立枚數	枚	本	二	等	玉	高	耕作桑	従業員
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	園反別	
不作の原因	病蠶發見時期	第五齡起き當時蠶兒の數	蠶種	成繭	先繭	販賣	先繭	

○注意 本調書は春蠶一枚ニ付七貫秋蠶三貫五百以下ノ場合ニ各期毎提出ノコト



斯くして違作調査に便ならしむるのである(第十二條)。

(三) 執行機關

養蠶保險に於て最も重要な事柄は災害程度を正確に知りて救助金を決定することにして、これを行ふため種々の執行機關がある。即ち組合全體を統制するものとして組合員中より選出された組合長があり、その下に副組合長、幹事、書記各一名ありて一切の事務を統べてゐる。また全村を七區に分ちその各區から組合員の互選により選出された組合員が七名あり、これが諮問機關となつて居り、其他に村農會技術員がある。

組合長は組合委員からの種々の届出(註)を受理整頓し、これと調査書とを比較考量し、更に技術員をして組合員の不作状況を實際に調査せしめる等各種の方法にて可及的に正確に災害程度を明にし、委員會に於て組合委員の諮問を経て救助金を決定するのである(第九條)。而して、本資金の收支に關しては毎年適當の方法によつて組合員に周知せしむることにしてゐる(第十一條)。

註 委員提出

考 備	其 他	晚 秋 蠶	風 穴	春 蠶	年 度 氏 名			
					掃 立 枚 數	上 繭	二 等 繭	下 繭
				枚	貫	貫	貫	上繭一貫目 價 錢 格

四、養蠶保險の原理

この養蠶保險は、養蠶組合員にして、不可抗力の災害により蠶作不良たりし者に對して相互救助するものであつて(第一條)、その保險金額の決定基準並に條件は大體次のやうである。

我國に於ける養蠶保險の事例

(一) 保険金の決定基準

(イ) この養蠶保險金の根本的決定基準は、救助範圍を「收穫皆無」より「收穫半作」までとし救助金の最高を金五十圓にしたことにある。即ち最高救助金五十圓が收穫皆無者に與へられ、これが標準となつて收穫不良の最低限たる皆無状態から、その最高限たる普通作の二分の一量に至るまでの間に於て、蠶作に應じて、救助金額に種々の遞減的段階を定めるのである。されば一ヶ年を通じて、不可抗力の災害により收穫量が二分の一以下なる者は救助資格を有することになるのであるが、更に次の如き詳細なる規定並に條件を要するのである(第二條第一項)。

(ロ) 養蠶は一ヶ年の飼育回数を春蠶及び夏秋蠶の二回計三回とし、一回の掃立枚数が二枚未満なる時は飼育せざるものと看做し、救助金額は春蠶期と夏秋蠶期とに分ちて算定されてゐる。即ち救助金の歩合は春蠶四、夏秋蠶各々三の割合であつて(第五條)春蠶並に夏秋蠶に對する最高救助金額は實際上次の如くなる。

$$\text{春蠶最高救助金額} = 50 \text{圓} \times \frac{4}{10} = 20 \text{圓}$$

$$\text{夏蠶最高救助金額} = 50 \text{圓} \times \frac{3}{10} = 15 \text{圓}$$

$$\text{秋蠶最高救助金額} = 50 \text{圓} \times \frac{3}{10} = 15 \text{圓}$$

一ヶ年を通じての最高救助金額は五十圓であるが、實際上は各期に分つを以て、春蠶を飼育しない者は金二十圓、夏秋蠶を飼育しない者は各々金十五圓づゝ減ぜられ、各期に於ける最高救助額は春蠶二十圓、夏蠶金十五圓及び秋蠶金十五圓が標準となる。

(二) 收穫高の決定上考慮すべき諸條件

「養蠶組合互助規約」は最高救助額並に救助範圍を決定せるばかりで、蠶作不良の各段階に於ける救助額は決定して居ないが、大體春蠶は皆無の場合二十圓、半作の場合十圓、夏蠶は各々皆無の場合十五圓、半作の場合七圓五十錢を標準として其間は委員會に於て蠶作に應じ各段階の作柄並に救助金を決定するもので、その際考慮すべき諸條件は大體次の如くである。

(イ) 蠶作状態の基準となる收穫量は組合公定の標準收穫量であつて、春蠶は一枚に付本繭七貫匁目、夏秋蠶は各期共一枚に付三貫五百匁目を普通とし、一貫以下の場合には收穫なきせのを見做し、繭質不良のため歩込をなした時は之を控除してゐる。故にこの單位量を基礎とし各人の掃立枚数を乗じたものが、各人の收穫量となり、保險金はこれの二分の一以下の者に與へられる(第四條)。

(ロ) 第四齡期以前に於て蠶兒を放棄せる者に對してはこれまでの手数は大ならざるを以てその

放棄せる部分は始めより無かりしものと認め、之に就いては救助金を支給しないことにしてゐる(第二條第二項)。

(ハ) 各自の能力以上を飼育して失敗せる者に對しても考慮せるものであつて、即ち桑園反別及び労働人員に比して掃立枚數が無謀なるものであると認められた時には規定額から相當の減額をすることにしてゐる(第二條第三項)。

(ニ) 組合員が故意に救助金を受けるがための手段を採り或は虚偽の申立や虚偽の調書を提出し又は調書を提出せざる者には救助金を支給しないことにしてゐる(第十二條)。

(四) 其他實施上の規定

養蠶保險資金は組合の確立と共に漸次増加するであらうが、現在では養蠶保險施行以來日尙淺く資金には一定の限度がある。されば不可抗力により著しく蠶作不良の場合には規定保險金を支拂ふことの出来ない場合の生ずるのは必然である。かゝる場合を考慮して、不可抗力により凶作者が餘りに多數にして本規定が定めてゐる救助金額を支給し得られない時は、第二條並に第三條に規定した給與金額を低下して、積立救助資金の現在高を凶作の程度に應じて按分支給することにしてゐる(第十條)。

五、養蠶保險と養蠶經營費

斯くして被害組合員は其損害を填補されるのであるが、この交附された救助金は彼等の損害を事實上如何なる程度に填補し得るであらうか。今假りに一年を通じ春蠶、夏蠶、秋蠶孰れも收穫皆無に歸し、従つて最高救助金額五十圓が交附された場合を想定し、この五十圓が當該農家の一年間の養蠶に關する生産費損失をば果してどの程度まで償ひ得るかを示す爲に、左に四宮氏の同村に於ける一戸當り生産費推定を擧げて見よう。

一戸當り一年收穫量を假りに七十貫とし、これだけの收穫を得るに何程の生産費を要するかを見る。但し桑葉は三反の自作桑園より、一反につき三百貫採取され、而してこの三百貫より二十貫の繭がとれるものとすれば、一戸當り生産費は大體次の如くなる。

- 一、蠶種代(八枚) 二〇圓
- 二、桑園(三反)栽培費 一〇二圓
- (イ) 公課(一反四圓) 一二圓
- (ロ) 肥料(一反二五圓) 七五圓

我國に於ける養蠶保險の事例

(ハ) 資本償却(一反五圓)

十五圓

三、不足桑葉購入代(一貫三〇錢、一五〇貫)

四五圓

四、飼育費

四〇圓

合計

二〇七圓

以上によれば桑園を自作せる養蠶農家にあつては、一ケ年の平均生産費が先づ二百七圓入用といふことになるので、收穫が皆無に歸せば、交附される保険金―救助金―の五十圓は、その生産費の約四分の一を償ふことになる。これは大體平均状態を假定したもので桑園を小作せる者にあつては公課の代りに更に、その五六倍にも相當する地代を納めなければならぬから事情はまた異つて來る。

六、養蠶保險實施の成績

長田村養蠶保險は昭和四年度の春蠶より夏秋蠶に至り實施され第一年を経過したばかりである。昭和四年度の養蠶状態並に養蠶保險實施の成績を示すと次の如くである。

(一) 昭和四年度養蠶概況

(イ) 春蠶

字名	養蠶戸數	掃立枚數	收穫量	收穫價格
朝屋	四五	二九六	一七八九、五	一四六七、三九
百田	二二	九七	六九五、九	五八四、五五
平尾	一八	七五	六二八、〇	五一四、九六
市場	二五	一〇四	六九三、〇	五六八、二六
寺内	二二	九七	七四七、〇	五九〇、一三
木根	三二	一九五	一四一三、七	一一四九、二三
三軒家	一〇	五〇	四三〇、〇	三五六、九〇
合計	一七三	九一四	六三九七、一	五二四一、四三

(ロ) 夏蠶

字名	養蠶戸數	掃立枚數	收穫量	收穫價格
朝屋	四四	二二一、〇	一〇九八	七〇二、七二
百田	二一	七八、五	三四二	二三五、九八

我國に於ける養蠶保險の事例

農業保険に関する調査

八四

字名	養蠶戸數	掃立枚數	收繭量	收繭價格
平尾	一八	六〇、〇	二二六	一四四、六四
市場	二六	六九、五	二二三	一三六、三二
寺内	二二	八〇、五	三四六	二二二、七九
木根	二九	一二〇、〇	五七七	三六九、二八
三軒家	一〇	三九、五	二〇九	一三四、八九
合計	一七〇	五五九、〇	三八一	一九三六、六二
字名	養蠶戸數	掃立枚數	收繭量	收繭價格
朝屋	四六	二七七、〇	一三六五	九五五、〇〇
百田	二一	八五、五	四四六	三三八、九六
平尾	一九	八二、〇	三五一	二四五、七〇
市場	二六	六九、五	三六〇	二六二、八〇
寺内	二二	一〇三、五	五一〇	三八七、六〇
木根	三一	一十三、五	七五〇	五二五、〇〇

(ハ) 秋蠶

三軒家	一一	四九、五	二六五	二〇七、四二
合計	一七六	八四〇、五	四〇四七	一一五二二、四八

(一) 養蠶保險實施成績

然らば昭和四年度の各期に於ける違作者は何人で、如何なる程度に保険金が交附されたであらうか、元來、本村の養蠶保險の原理として交附金は收穫皆無五十圓、半作二十五圓を標準としてゐるが、違作者多き時或は凶作甚しき時には其額を一般に低減する代りに、違作程度少く、資金に餘剰ある場合には普通作以下であるが半作に至らない者にも可及的に保険金を交附せんとしてゐる。昭和四年度の各期に於ける養蠶保險の實施成績を見ると次のやうである。

(イ) 春蠶

元來春蠶は夏秋蠶に比較して違作程度が少い傾向がある。昭和四年度春蠶に於ける掃立者百七十戸中、養蠶保險規定により保険金を交附された者は僅かに二戸にして、各戸はそれ〳〵十四圓及び十圓六十錢を救助金として受けてゐる。兩者の災害事情を示すと次の如くである。

事例一―長田村大字長田 寺南芳松氏

耕作桑園反別―五反歩

我國に於ける養蠶保險の事例

従業人員—五人

掃立枚數—六枚

總收繭高—本十五貫、二等八百匁、玉一貫二百匁

不作の原因—前年病斃蠶の不消毒、室溫不調、食桑不充分

病蠶發見時期—五齡五、六日目、斃死二、三日より運動不活發

第五齡起き當時の蠶兒の數—不明

蠶種購入先—武田綿生館

成繭販賣先—高見商店

以上の如く寺南氏の標準收繭量は本繭四十二貫一匁×611匁であるが實際收量は十五貫で普通作の三割六分に過ぎない。而して協議の結果、救助金十四圓を交附されたから、減收一貫目に付約五十二錢を得たこととなる。

事例二—長田村大字長田 廣地九助氏

耕作桑園反別—七反六畝十九步(買入三百貫)

従業人員—五人

掃立枚數—十枚(武田繭種一枚半)

總收繭高—本三十八貫七百四十匁、二等一貫二百匁

不作の原因—昨年度軟化病の蠶室蠶具の不消毒、溫度の不調

病蠶發見時期—五齡五、六日目

第五齡起き當時の蠶兒の數—約十五萬頭

蠶種購入先—府中村土橋谷口某氏

成繭販賣先—高見商店

廣地氏は總減收高約四十二貫の半作にして救助金十圓六十錢交附され、減收一貫に付約二十五錢の割合である。

(ロ) 夏 蠶

昭和四年夏蠶の被害者は春蠶に比し輕微の違作であるが數は多く、掃立者百七十名中十二名に達し、救助金額六十六圓にして一人平均凡そ五圓五十錢餘支給されてゐる。その災害状態並に救助金額を示すと次の如くである

被害者氏名	掃立枚數	收繭高	一枚當り收繭高	一枚當り減收額	救助金
我國に於ける養蠶保險の事例					

長尾 すと氏	五、〇	一四、〇〇〇	二、八二〇	〇、六八〇	三、六七〇
三山新兵衛氏	四、〇	一一、四三〇	二、八五七	〇、六四三	三、四七〇
北寺 繁松氏	三、〇	五、五七〇	一、八五四	一、六四六	八、三三〇
百中清太郎氏	三、〇	六、九五〇	二、三二六	一、一七四	六、三三〇
狭間信太郎氏	四、〇	一一、三〇〇	二、五七五	〇、九二五	五、〇八〇
木村 兼松氏	三、五	九、二二〇	二、六三四	〇、八六六	四、九八〇
澤田角右衛門氏	三、〇	八、〇〇〇	二、六六七	〇、八三三	四、六七〇
寺土喜三郎氏	五、〇	一三、〇〇〇	二、六〇〇	〇、九〇〇	四、三七〇
馬場定之助氏	三、五	九、〇〇〇	二、五七一	〇、九二九	四、八六〇
谷辻六太郎氏	四、〇	一一、〇〇〇	二、七五〇	〇、七五〇	四、〇五〇
安本源五郎氏	二、五	二、九四〇	一、二七六	二、二二六	一一、〇二〇
狭間猪之助氏	六、〇	一六、二〇〇	二、七〇〇	〇、八〇〇	四、二二〇

(八) 秋 蠶

秋蠶の救助金取得者は救立者百七十六名中十五名にして救助金額百八十一圓七十八錢一戸平均十

二圓十二錢、減收一匁に付五錢四厘である。各戸の災害状態並に救助金額を示すと次の如くである

被害者氏名	掃立枚數	收滿高	一枚當收滿高	一枚當減收額	救助金
比澤庄之助氏	六、〇	一七、九八〇	二、九九六	〇、五〇四	二、七二〇
中木 抱吉氏	三、五	八、八〇〇	二、三七一	一、一二九	六、〇九〇
三山新兵衛氏	四、五	一一、三四〇	二、五二〇	〇、九八〇	五、二九〇
木村 兼松氏	四、〇	九、六〇〇	二、四〇〇	一、一〇〇	六、九四〇
安本源五郎氏	三、五	二、九〇〇	〇、八二〇	二、四七七	一五、〇〇〇
上市 龜松氏	六、〇	六、一四〇	一、〇二三	一、四一五	一三、三七〇
澤田角右衛門氏	三、五	七、八〇〇	二、〇八五	一、八四〇	七、六四〇
角田鐵次郎氏	六、〇	九、九六〇	一、六六〇	〇、九八五	九、九三〇
平井重兵衛氏	四、〇	一〇、〇六〇	二、五一一	〇、九二九	五、〇一〇
寺南 由松氏	四、〇	三、〇〇〇	〇、七五〇	二、七五〇	一五、〇〇〇
谷中 源七氏	七、〇	二〇、八〇〇	二、九七一	〇、五二九	二、八五〇
山口猪之助氏	三、〇	六、二〇〇	二、〇六七	一、四三三	七、七三〇

我國に於ける養蠶保險の事例

寺上喜三郎氏	五、〇	一二、七〇〇	一、八一四	一、六八〇	九、〇七〇
百中清太郎氏	三、五	五、九八〇	二、二五一	一、二四五	六、七四〇
北寺 繁松氏	三、〇	八、九三〇	二、九七六	〇、五一四	二、一七〇

養蠶保險實施狀態を見ると違作程度が普通作の半分に達しない者にも保險金を交附したやうである。

(本稿を草するに當り實地調査に際し種々便宜を與へられた長田村の蘭川技手並に同村助役に深く感謝する)。

長田村養蠶組合互助規約

第一條 本村養蠶組合員ニシア不可抗力ノ災害ニヨリ蠶作不良タリシモノニ對シ本規約ノ定ムル所ニヨリ相互救助スルモトス

第二條 救助ノ範圍ハ一ケ年ヲ通シ收購量二分ノ一以下ナルモノニ對シ最高金五拾圓トシ蠶作ニ應ジ之ヲ給ス

但シ、第四齡以前ニ於テ蠶兒ヲ放棄セルモノニ對シテハ其放棄セル部分ニハ救務金ヲ支給セズ

且ツ桑園反別及勞働人員ニ比シ掃立枚數ノ無謀ナルモノト認メタルトキハ相當減額スルコトアルベシ

第三條 救助ノ適用ハ一ケ年飼育回數ヲ春蠶及秋蠶二回計三回トシ春蠶ヲ飼育セザルモノハ金二十圓秋蠶ヲ飼育セザルモノハ一回ニ付金十五圓ヲ減ズ

但シ一回ノ掃立枚數二枚未滿ナルモノハ飼育セザルモノト見做ス

第四條 收購量ハ春蠶一枚ニツキ本繭七貫秋蠶一枚ニツキ三貫五百匁ヲ普通作トシ一枚ニツキ一貫以下ノ場合ハ收購ナキモノト見做ス

第五條 救助金ノ歩合ハ春蠶四、秋蠶各三ノ割合ニヨリ算定ス

第六條 本村養蠶業者ハ災害救助資金トシテ飼育回數毎ニ掃立ト同時ニ金五拾錢醸出スルモノトス

第七條 本村養蠶業者ハ病蠶ヲ發見シタルトキ又ハ蠶兒ヲ放棄セントスルトキハ速ニ組合長ニ届出ツベシ

第八條 本村養蠶業者ニシテ成績不良ニシテ作柄第四條以下ナル時ハ各期毎ニ別記様式ニヨリ産繭處分後十日以内ニ組合長ニ調書ヲ提出スベシ

第九條 救助金ノ決定ハ組合長之ヲ調査シ組合委員ノ諮問ヲ經テ之ヲ定ム

我國に於ける養蠶保險の事例

第十條 不可抗力ニヨリ凶作多數ニシテ本規約ノ定ムル金額ヲ救助スルコトヲ得ザルトキハ第二條第三條ノ給與金額ヲ低下シ救助資金現在金ヲ按分支給ス。

第十一條 本資金ノ收支ハ毎年適當ノ方法ニヨリ組合員ニ周知スルモノトス

第十二條 組合員ニシテ故意ニ救助金ヲ受ケムガタメノ手段ヲ採リ或ハ虚偽ノ調書ヲ提出シ、又ハ調書ヲ提出セザルモノニハ之ヲ給セズ
本規約ハ昭和四年春蠶ヨリ之ヲ實施ス

第六章 長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

第一 諸論

農業保険体系の中には、飼育動物の危害を補填する動物保険制度も包含されるが、養蠶保険は、この一種類に屬し、我邦の如き養蠶國には殊に重要な保険である。即ち、我邦農業上に於ける養蠶の地位は頗る重要であつて繭産額は、全國農産物中で第二位を占めてゐるのみならず、重要輸出品の隨一たる生糸の原料たる關係にあるから、これを保護する必要上是非共養蠶保険制度を實施すべきである。

養蠶保険を字義の上から解釋すれば、蠶の病害に關する不可抗力の損害を補填することのみを意味するのであるが、實際は桑園の凍害、雹害、旱害等により災害補填をもこの範疇に入れるのが通例である。即ち、別稿三重縣下に於ける養蠶保険もこの二つの異つた保険を包含してゐる。斯くして養蠶保険とは蠶の飼育上に關係ある災害の一切を補填する制度を謂ふのであるが、なほ養蠶業者

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

により以上重要な影響を及ぼすものは、繭價の低落に因る損害である。これは小農家の養蠶經營に對しては、時としてはその死命を制することすら無いとも限らぬ。

而も、繭價の變動は次の統計が示す如くに甚しいのみならず、その變動の原因は全く、養蠶業者の左右出來ぬ外的事情によることが多い。

(農林省統計ヨリ算出)

年次	繭 (一貫目當)		玉 (一貫目當)		屑 (一貫目當)		平均
	上	下	上	下	上	下	
大正七年	八	二	四	六	三	五	一八
八年	六	七	四	四	三	三	一六
九年	〇	〇	三	三	三	三	九
十年	一	〇	三	三	三	三	九
十一年	一	〇	三	三	三	三	九
十二年	一	〇	三	三	三	三	九
十三年	一	〇	三	三	三	三	九
十四年	一	〇	三	三	三	三	九
昭和元年	八	一	三	三	三	三	〇

二年
三年

六 六

二 二

二 二

六 五

即ち、繭價が斯く變動するのは「繭の生産費と何等頓着なく主として收繭當時の生糸相場によつて繭價が定まる」(註一)からであると言はれてゐるが、生糸價格の決定は更らに、米國等に對する輸出状況や、人造絹糸に抑制される上に、間接には米國の經濟事情に支配されるのである。(註二)それ故繭價が幸ひ正常價格以上に昂つてゐれば問題は無いが、若しそれ以下の場合に於ても、養蠶業者としては、これを人為的に正常價格にまで引上げ得ない立場にある。そこで繭價低落の場合にもまた養蠶業者の損害高を補填する必要が生じて來るのであつて、養蠶保險の内容に更らにこの價格低落の補填をも加へねば完備せる制度とは云ひ得ない。

然るに、我國では未だ養蠶保險として、桑園の災害から繭價の低落に至るまでの一切の危害を補填する制度のあることを聞かぬ。たゞ長野縣の養蠶組合に設置せられたる災害補償部及び栃木縣の養蠶組合が實行せる蠶業保險積立制度等がこれに類似せる施設として存在する程度である。就中前者は後者より遅ること約二ヶ年にして設置せられたるだけに、その内容が整備してゐるから、以下本論で、この補償部の内容を檢査しよう。

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

一 横濱正金銀行調査報告第六十三號「生糸貿易と外國爲替」大正十五年四八頁（土方成美著 日本經濟研究に據る）

二 土方成美「日本經濟研究」上卷八二頁、岡田温「農業經營と農政」三三四頁

第二 長野縣の養蠶事情

長野縣に養蠶組合災害補償部が何故設けられたか、それには同縣の養蠶事情が基礎をなしてゐるの言ふを俟たぬ。

先づ長野縣の繭産額は昭和二年の調査によると主要農産物生産高（註一）、一億二百九十七萬餘圓の中で四千六百九十八萬餘圓を占め、これが割合は四十五%に及んでゐる。更に全國に於ける繭産額の主要農産物生産高に對する地位は、三十一億二千四百萬圓の中で四億九千六百萬圓、即ち一五%にしか當つて居らぬから、この割合から見ても長野縣が全國でも主要なる養蠶縣であることが知られる。また長野縣の農家が、養蠶から得る収入も農家一戸當總収入の三四%八を占め、これを全國の一五%六に比較すると甚だ多い。以下昭和三年に至る最近五ヶ年間の同縣養蠶状況を統計的に

示せば次の如くである。

種別	年次	大正十三年	十四年	十五年	昭和二年	昭和三年
養蠶戸數		一四九、一三三	一五、三八八	一五、三八八	一五、一八五	一五、四一六
桑園反別		五九、二三三	六、四四四	六四、一〇七	六七、三三三	六九、六〇九
掃立枚數		二、一九三、一八八	二、三三三、七五五	二、三三三、六〇二	二、三三六、九五〇	二、五五五、六一一
收繭額		九、〇四七、〇六〇	一〇、五三三、三六八	一〇、一三三、六三〇	八、五五五、九九八	一〇、三三六、五三三
收繭價格		七五、七六三、三三七	一〇六、七五四、〇八一	八三、六三三、六九九	四六、九三三、七九九	五八、〇六九、五四七
蠶種製造額		四、四四七、八六六	四、七七二、二七五	五、〇六六、九九九	四、九〇五、九四一	五、九〇六、一〇三
一戸當收繭額		六〇、六六六	六九、五二三	六五、六五八	五四、五八九	六四、八〇七
一戸當收繭價額		五〇八	七〇五	五四三	三〇一	三六七
桑園反當收繭額		一五、二七六	一七、一三六	一五、八〇七	一三、六六二	一四、七四八
蠶種一枚當額		四、一三五	四、五三九	四、三六九	三、五八七	四、〇〇一
生繭一貫價格		八、三七〇	一、〇一四	八、三五	五、五一	五、六六

即ち養蠶戸數及桑園反別、掃立枚數等は年を追ふて増加しつつあるので、長野縣の養蠶は絶對的には發展してゐると言へるが、養蠶業者一戸當りの内容から見れば、大正十四年を頂點として爾來

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

收繭額、收繭價格等が餘り香ばしくない。右の原因は生繭價格が同年を最高として、漸次下落に傾いて來た爲めで、養蠶業者の盛衰が如何に繭價に左右されるかを証明する一例である。なほこれに就ては、昭和二年に至る最近十ヶ年間の同縣下に於ける繭價格の變動と養蠶家一戸當の收入との關係を見れば、一層明瞭になる。

A、繭價及農家收入の變動狀況

年次	繭相場			農家收入		
	實價	指數	實價	指數	實價	指數
大正七年	八七三	一〇〇	八八四	一〇〇	三三六	一〇〇
八年	一三三	一四	一一九	一五	一四	五七
九年	七六六	八	五二四	二九	四九	八七
十年	七三〇	八	七一四	二九	一九	七二
十一年	一〇五三	三三	一〇二九	二六	三三	四二
十二年	一〇六三	三三	九六三	二六	三三	四二
合計						

年次	平均繭相平均收繭	平均繭相平均收繭	平均繭相平均收繭
十三年	七〇九	九	一〇〇四
十四年	一一〇九	一一	一一〇三
十五年	九〇五	一一	八三三
昭和二年	六八五	七	五六一
合計			

B、繭と實收入との關係

年次	春			夏			秋			計		
	實收入	平均繭相平均收繭	平均繭相平均收繭	實收入	平均繭相平均收繭	平均繭相平均收繭	實收入	平均繭相平均收繭	平均繭相平均收繭	實收入	平均繭相平均收繭	平均繭相平均收繭
大正七年	三三	二六	二六	四九	三七	三五	五七	六四	六三	六四	六三	六三
八年	三六	二九	二七	四九	三五	四一	八三	六七	八八	六七	八八	
九年	一七三	二九	三三	一九	三九	三二	七二	六〇	四四	六〇	四四	
十年	一七三	二九	三三	一九	三九	三二	七二	六〇	四四	六〇	四四	
十一年	二九四	二七	三三	三三	二九	四一	四一	五三	五二	五二	五二	
十二年	三三七	三〇	三三	三三	三三	四一	六八	五三	七三	五三	七三	
十三年	三三三	二九	三三	三三	三三	四一	六八	五三	七三	五三	七三	
十四年	三六四	三三	三三	四三	三七	四四	七八	六九	六八	六九	六八	
合計												

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

農業保険に関する調査

十五年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
昭和二年	一八五	三六八	二〇九	一七九	三〇八	三三六	三〇〇
							五七六
							四三五

100

備考 (1)平均繭相場ニ依ル収入トハ十ヶ年平均繭相場(春九圓二十七錢、夏秋八圓八十錢)ヲ

各年各期收繭量ニ乗ジタルモノナリ

(2)平均收繭量トハ十ヶ年平均收繭量(春三〇貫五十七夏秋四十貫三十七)ニ各年各期ノ繭相場ヲ乗ジタルモノナリ。

尤も養蠶業の収入のみを斯く調査しても、これと同時に繭生産費を調査せねば、農家の純所得は知られない。それを知るには 養蠶純所得 = 養蠶収入 - 繭生産費 の公式を以つてせなければならぬが、之れを調査すべき材料がないので、甚だ粗雑であるけれども、長野縣下の繭一貫目當りの生産費調査(註二)と同年の相場とを對照する外はない。それによると次の如き關係が現はれ、大正九年の如き特殊な場合(註三)を除いては、大體繭價の高い時には純所得も割合に多い。

年次	春			秋		
	價格	生産費	差	價格	生産費	差
大正九年	七・六六 _四	一・一五八	(一)三九二	—	—	—

十三年	七・三八	七・〇二	三六	一〇〇四	八・〇五	一九九
十五年	九・二六	八・三一	九五	八・三一	七・三二	九九

斯くして養蠶業者の運命は繭價の高低に支配されるのみならず、養蠶には前記の如く、桑園及違作等の不可抗力による災害が発生する、本縣下に於ける桑園の災害は殆んど連年に亘つて発生してゐるが、多くは一部の地方に限られ、被害の縣下全般に及べるは、大正十三年五月十一、十八の兩日及昭和二年五月十二日の霜害のみである。殊に昭和二年度に於ける霜害の面積は五萬二千二百餘町歩にして、桑園總反別に於ける割合は九七%に達し、その災害額は一千四百九十九萬五千三百餘圓即ち總災害額の半數を占めてゐる。

長野縣に於ける桑園の災害に関する調査

年 度	災害回数	災害種別	災害反別	災害金額	災害地方	
					西筑摩、更、上高井、下高井、下水内	上水内、下水内、北佐久、南佐久
大正元年	二	霜害	九四五、二 _町	一七、〇三 _町	—	—
二年	一	霜害	(一ヶ所不明)	(一ヶ所不明)	—	—
四年	一	霜害	一〇、〇〇	不	明	—
			一、三三九、四	九、〇〇〇	更級、埴科	—

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

農業保険に關する調査

年次	被害の種類	被害の箇所	被害の面積 (ヘクタール)	被害の金額 (千円)	被害の箇所 (備考)
五年	霜害	一六、三三、一	一、二〇〇、〇〇〇		南佐久、北佐久、小縣、諏訪、上伊那、東筑摩、南安曇、北安曇、更級、埴科、上、下高井、上、下水内、長野、松本
六年	水害	三九、三、七	三、六、三、三		北佐久、小縣、上伊那、北安曇、更級、埴科、上高井、上水内
八年	霜害	一五〇、〇	一三、〇〇〇		上伊那
九年	霜害	五、六八、七	三、四〇、一九〇		上伊那、下伊那、西筑摩
十年	霜害	一、〇四、〇	三、八八三		諏訪、上伊那、南安曇、更級、埴科、上水内
十三年	早霜害	二四、七、〇	四、七〇、三、七六		縣下全般
十四年	霜灰焼岳害	(一ヶ所不明)	(一ヶ所不明)		上伊那、松本、東筑摩、南安曇、上水内
十五年	霜害	三、三六、〇	六、七、七、三		上田、小縣、長野、上、下水内、諏訪、上、下高井、更級、埴科、南、北佐久、縣下全般
昭和二年	霜害	五、三三、三	一四、九五、三、三六		縣下全般
昭和三年	凍害	七、三六、〇	二、三三、八、五		下伊那、上伊那南部、西筑摩南部
合計		二五、九四、三 (二ヶ所不明)	三、八五、〇、四一 (三ヶ所不明)		

桑園と同様養蠶にも違作がある。養蠶の違作に關する調査を統計的に表現することは、至難とされてゐるが、長野縣下に於ける違作調査の指數を見るに次の如くである。

年次	大正十年ヲ一〇〇トセル蠶種一枚當收繭額指數	前年度ニ對スル増減點數	自大正十年至十四年五年間平均增加點數及昭和元年及二年ノ推定指數トノ差(不作點數)
大正十年	一〇〇		
十一年	一〇六	六	
十二年	一一二	六	
十三年	一二三	一一	
十四年	一三四	一一	
十五年	一五六	二二	
昭和二年	一九七	四一	
		平均増加 八・五	

備考 算定方法

- 一、本表ハ六種一枚當收繭額ヲ其ノ基礎トセルモ六種ノ改良及技術ノ發展ガ正常ニシテ生産力ハ連年ニ向上セルモノトシテ指數ヲ推定算出セリ
- 二、長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

農業保険に關する調査

二、自大正十年至大正十四年五ヶ年間ハ略平年作ト推定セル故同年間ノ平均増加率ヲ算出シテ推定セリ

註一 主要農産物生産高調

種類	生産高	百分比
米	三、三〇、六九三	三〇・一%
麥類	三、六二、五三三	三・五%
食用農産物	三、七六、三三八	三・七%
果實	一、八九、三三八	一・八%
蔬菜及花卉	五、七〇、一八四	五・五%
工藝農産物	九〇、五四九	九・九%
合計	一〇、三三、六六六	一〇〇%

種類	生産高	百分比
綠肥用作物	一、三三、五九九	一・三%
果樹苗	三、六四三	—
桑苗	八〇三、五〇三	—
茶苗	四、九三、七九九	—
合計	一〇、三三、六六六	一〇〇%

註二 生産費内譯

春繭生産費

種類	明治四十四年	大正五年	九年	十三年	十五年
繭種	〇・一三二	〇・一五〇	〇・五三六	〇・三三六	〇・四五〇
桑葉	一・二六六〇	一・七七一四	五・四〇二	二・二六一	四・〇五〇

種類	明治四十四年	大正五年	九年	十三年	十五年
勞賃	一・一七〇	一・七七一	四・一〇〇	三・三八〇	一・五二〇
室損	〇・四三七	〇・六六九	〇・七〇〇	〇・五六五	〇・四〇〇
賃具	〇・三七四	〇・五〇六	〇・八四四	〇・四九六	〇・八九〇
合計	四・七七三	四・八八三	一・五八二	七・〇二八	八・三一〇

夏秋繭生産費

種類	明治四十四年	大正十三年	十五年
繭種	〇・一五二	〇・三三七	〇・三三五
桑葉	二・八二六	二・九〇二	三・五九一
勞賃	一・二三四	三・八八三	二・六六〇
室損	〇・四七四	〇・五六五	〇・二五〇
賃具	〇・三五七	〇・三七一	〇・四四五
合計	五・〇四三	八・〇五六	七・三二一

註三 大正九年ニ繭價生産費ノ高カツタノハ桑葉ガ高カツタ爲メラシイ

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

第三 補償部の設立と組織

一、補償部の設立経過

以上長野縣の養蠶事情を一瞥すると、養蠶が他の農業に比較して重要な地位にあるので、これから生ずる危険率の問題もまた看過出来ない。然るに従來同縣ではこれに對する救済方法を講じたことがなく、僅かに養蠶組合でなせる貯蓄が、この場合役立ち得る程度のものであつたらしい。乍併それすら甚だ僅少で大災害に對しては九牛一毛にもあたらず。即ち長野縣下の養蠶組合は、昭和二年度の調査によると全國總數八千七百四十二組合の中で一千七十二組合を占めてゐるが、貯金を有せる組合は四百三十三組合のみで、その金高は十一萬一千七百九十六即ち一組合平均二百四十六圓である。これを組合員一人當の平均貯蓄高になほして見れば九圓十八錢になり、全國的平均組合員一人當の貯蓄高十一圓十四錢と比較して遙に低い、かゝる僅少額をもつて養蠶業者が價格の暴落桑園の災害、養蠶違作等より來る損害に處することは勿論不可能である。そこで養蠶補償（保險）の問題が自ら擡頭して來たのは當然と言はねばならぬが、これが設立に至つた直接の動機は昭和二

年の災害救済と金融改善とであつた。

(1) 災害救済

先づ昭和二年度に於ける養蠶の災害を見るに發生した時こそ異れ桑園の災害、違作、繭價の下落等の災害が重ねて起つた。即ち五月十二日の夥しい霜害に次いで夏秋繭の甚しい違作があり、更にその價格に於ても、前年度に春繭一貫目當九圓五十五錢夏秋繭八圓三十一錢であつたものが、同年度には春繭が六圓八十五錢に下落し、夏秋繭も亦五圓六十一錢と釣瓶落しに暴落したのである。その爲め養蠶業者は、收繭量が著しく減じたのに加へて價格が下つたので非常な窮況に陥入り、今後かゝる場合に對する救済方法を講ずるの必要を痛感し遂に補償部の制度が目論まれるに至つたのである。

(2) 金融難緩和

然るに一方この制度の實施を促進せしめたものは養蠶金融の欠陥である。養蠶業に對する金融は種々の方面から行はれて居り、好況時代は金融難を感じざるも、同年の如く一旦悲況に陥るやそれに對する金融が梗塞される場合があるので、補償部を設けて徴集せる資金をもつてこれを緩和することにしたのである。保險で徴集する資金を以つて金融難を緩和することは、養蠶保險に限らず、

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

何れの保険制度にも伴はれる保険の附隨的長所であるが、これが爲めに長野縣では他の災害救済方策をとらず養蠶保険類似の制度を實施して一石二鳥を得んとしたのである。

斯くして長野縣養蠶組合に補償部を設置することになつたのであるが、その基本的調査として縣當局は先づ同縣内に於ける養蠶事情を調査すると共に、既に農業保險類似の制度を實施してゐる埼玉縣の農家保險組合、栃木縣の蠶業保險積立制度等を調査し、昭和三年八月までに「養蠶組合に於ける災害補償部規約要領（蠶糸課私案）」を作製した。そして同私案は、同年九月十七日より開會された長野縣蠶糸業調査會に「養蠶業ニ於ケル災害ノ經濟的對策」の一つとして諮問されたが（註一）これに關する調査會の答申書は次の如くであつた。

- (1) 蠶糸課私案ノ養蠶組合ニ於ケル災害補償部規約要領ノ第六ニ左ノ但書ヲ加ヘ之ヲ認ム
但特別ノ事情アル場合ハ此限リニ非ス
- (2) 養蠶組合ニ於テ補償部規約準則ニヨリ事業ヲ實施セル場合ハ縣ニ於テ其積立金ノ二割以上ヲ連年補助セラレタキコト

この答申書に基いて縣蠶糸課で正式に「災害補償部規約準則」及「災害補償資金の拂戻標準並共同資金の支出運用標準」を作り昭和五年四月一日から實施するに至つたのである。その結果最近まで

に補償部設置を申請せる養蠶組合數は四十六組合に及ぶも、實際に設置せられたるものはまだ三十九組合である、但し本年中には六十五組合が設けられる豫定であるといふ。

二、補償部の組織

長野縣の養蠶補償部は、相互組織とせるが、獨立の組合ではなくして、養蠶組合の中に設置されたる一部門である。いま養蠶補償の内容を検するに先立つて補償部の組織を見よう。

(1) 補償部の設置

養蠶組合が災害補償部を設置するには單に届出づれば足る届出主義になつてゐるが、實はそれによつて縣當局より奨励金が交付されるから、豫め設置申請をなして置くので、事實上は一種の認可主義に類似してゐる。そして補償部が奨励金を得るには暗黙の條件として、補償部の組織を大體準則に基いてつくらねばならぬらしく、またその構成も養蠶組合の構成する範圍に限られてゐるから一組合は大抵左の内容をもつて組織されるのが普通となつてゐる。

構 成 員 數

三十名内外

關係桑園反別

十二町步内外

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

收 蒔 總 額
積 立 金 額

二千百貫内外（一戸當收蒔額七十貫）
七百圓内外

(2) 補償部の機關

補償部の最高機關は組合總會で、補償部の眼目たる補償部資金の拂戻並に運用等にはこの總會が最後の決定權をもつて居り、これに對して組合員は異議を申立つることは出來ない。（準則第十二條）

乍併、補償部の事業を執行するのは部内に於ける特別の機關で、その機關は組合の諸機關から獨立して、仕事を遂行するのであるから、この點に於て、補償部は恰かも獨立した組合に類似してゐる。

(イ) 部長

部長は委員の中から互選するか或養蠶組合長がその任に當り（準則第二條第二項）部内諸般の事務を處理する（準則第三條第一項）

(ロ) 幹事

幹事は委員中より互選し（準則第二條第二項）部長の協議に與つて事業の執行を補助するのみ

ならず、部長が事故あるときは、部長の代理をなすのである（準則第三條第二項）

(ハ) 委員及委員會

委員は組合員中から選舉し、委員會を組織して（準則第二條第二項、第三條第二項）補償部中樞の機關となり、左の事項を審議して組合總會に提出することが出来る。

(a) 災害事實の認定並損害評價に關する事項（準則第三條）

(b) 被補償者及補償金額の決定に關する事項（同條）

(c) 共同資金の支出並運用に關する事項（同條）

そして委員會は、必要と認めたる場合に組合總會の開催を要求する權限をも有つてゐる。（第四條）

(3) 會計

補償部に要する經費は、組合の一般豫算から、その年度に豫算に従つて支出するのである（準則第十三條）が、補償部資金はその性質上一般會計から分離し、特別會計として取扱ふ（準則第十二條）。そして資金の保管は、郵便貯金として預け入れ、最も安全な方法で保管することになつてゐる（準則第十二條）。

註一 諮問事項

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

第一「養蠶業ニ於ケル災害ノ經濟對策如何

養蠶ニ對スル災害特に桑園ノ災害ハ連年殆ト其例ヲ見ザルコトナク凍害、雹害、水害、旱害等就中凍害ハ其ノ區域廣ク爲ニ養蠶經營ノ基礎ヲ危險ニ陥ラシム（中略）蠶作ノ安定ヲ得ルハ養蠶經營ノ基底ヲ爲スモノナリト雖ドモ現今ノ飼育技術ヲ以テシテハ尙能ク自然ヲ支配スル能ハズシテ往々違蠶ヲ來シ養蠶經濟ヲ破壊スルニ至ル（中略）生産費ヲ割ラザル繭價ノ維持及安定ハ養蠶業ノ依テ成立スル經濟的基礎ナリ。然リト雖モ蠶糸業組織ノ現状ハ恒ニ繭價ノ安定ヲ期待シ得ズ屢々甚シキ低落ヲ來シ（中略）農家經濟ノ脅威スルニ至ル（中略）養蠶經營ノ基礎ヲ確立シ養蠶業ノ安定ヲ期センニハ如上ノ如キ桑園及養蠶上ニ於ケル災害並繭價低落ニヨ經濟的損害ヲ合理的ニ補填セザルベカラズト信ズ依テ之レガ對策ニ就キ意見ヲ求ム」

第二（省略）

第四 災害補償の内容

災害補償部は規約準則によれば、その第一條に於て

「本補償部は組合員協同團結して不可抗力に因る桑園に於ける氣象上の災害、養蠶の違作並に繭價

低落に基く經濟的損害部補償し、併せて共同資金を造成し經營の合理化に資し相互扶助の實を擧ぐるを以て目的とす」となつて居り、外觀では純然たる保險制度の如く見ゆるが、内容は保險的機能を充分に發揮し得る仕組にはなつてゐない。恰も、埼玉縣の農家保險組合が、名稱は保險組合であつても、本質は全く保險類似の備荒貯蓄の施設に近いものであるのと軌を一にしてゐる。以下これが内容を「準則」及「災害補償金の拂戻標準並共同資金の支出運用標準」に隨つて檢査する

(1) 危害の種類

長野縣に於て補償さるべき危害の種類は、桑園の災害、養蠶の違作及繭價の低落の三つになつてゐる。

(イ) 桑園の災害

桑園の災害に就ては、準則にその種類が限定されてゐないところを見ると、不可抗力によつて生じた災害は凡べて補償されることになる。前記長野縣の統計に徴すれば、霜害を第一として降灰に至るまで種々なる危害が同縣に發生してゐるから、相當廣汎なる種類の自然的危害が含まれるものと見なければならぬ。乍併それ等の危害の程度には「標準第一」で限界點を設け五割以下の僅少なる場合は補償しないのである。

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

(ロ) 養蠶の違作

養蠶の違作に就いても五割以内の減収は補償しないことになつてゐるが、違作の原因には何等の制限を加へてゐないから、病害其他の如何なる危害でも故意ならざる限り、補償の目的となるのである。

(ハ) 繭價の低落

繭價の低落は程度の問題で即ち「標準第一」によれば、繭價の低落の限度を生産費に置き、これ以下に低落した場合のみ補償することになつてゐる。たゞ生産費の内容を如何なる標準に置くか最低生産費とするも実際上は技術の問題となるであらう。

(2) 補償資金の拂込

長野縣の補償部は相互組織である關係上、組合員がその掛金を積立て、「補償部資金」として支拂に充當せねばならぬ。この資金は組合員の納付金、奨励金、補助金並に寄附金をもつて構成し、(準則第五條)、これを使途の性質に隨つて、災害補償資金と共同運用資金とに區分してゐる。

(イ) 組合員の納付金

補償部資金の該心をなすものは組合員の納付する掛金で、保険料に該當する。

(a) 納付金額

準則第六條によれば、組合員は、納付金を桑及繭の兩被補償物件を基本として各別に支拂ふのであるが、その金額は各補償部によりまた、その時期等によつて相異なる。大體の標準は、今のところ次の如くである。

一、桑園一反歩に付き金壹圓五十錢

一、上繭一貫目に付き金三十錢

而してこの金額の算定は、保険技術上からすれば種々の統計的計算を基礎とせねばならぬが、補償部が算定せる基礎は、大體補償部の構成單位を基本として災害率、價格狀況、金融上の關係等を考慮して決定するものゝ様である。この納付金額の八割が災害補償資金として積立てられる

(準則第八條)

(b) 納付期日

養蠶業者の収入は一定の時期に限られてゐるから、組合員が資金を納付する時期もまた考慮せねばならぬ。

準則第六條第二項によつて、この時期を見るに耕作桑園に基く納付金は春蠶終了後、收繭額に

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

59
42

基く納付金は冬期の繭販賣直後となつてゐる。

(ロ) 補助金

補助金は縣當局が補償部を設置せる養蠶組合に對して交付するものにて、長野縣蠶糸業調査會の答申案の如く、最初は補償部積立金の二割以上を連年補助することになつてゐたが、最近の緊縮状態で僅に五分に制限されたのである。随つて一補償部の積立金が毎年七百圓とすれば三十五圓が連年交付される補助金である。この補助金に組合員納付金の二割及び寄附金等を加へたものが共同資金となる。(準則第八條)

(3) 補償金の給付

何れの保険にしても、多く問題となり易いのは、保険金の支拂に就いてあるが、この問題を防ぐ爲め補償部は、準則以外に「支拂標準」の特別規定を設けて、嚴重にこれを取扱つてゐる。

(イ) 給付金額の査定

給付金額の査定を行ふに當つては、先づ災害事實の認定、災害高の評価等を行ひ、これを土台に「準則」及「標準」の規定に随つて金額を査定するのであるが、それは委員會が行ふのである。但しこの査定を實際に行ふ場合には、損害高の評価等について、相當困難なる問題に直面することありと

豫想せらるゝも、その査定方法に就いては兩者(準則及び標準)とも何等の規定なく、たゞ損害評價の時期と資金拂戻の時期とを定めてあるのみである(準則第十條)。

(ロ) 給付金額の制限

一般保険に於ても、損害高の程度に應じて保険金の支拂に差別をつけるのを原則とするが、補償部資金の支拂に關しては、次に示すが如く一般保険以上の嚴重なる制限を附してゐる。この制限ある爲めに見方によつては、保険の範疇に入らないのである。

(a) 納付資金支拂總額の制限

通常の保険に於て損害が発生したる場合は、保険料金の拂込高に關係なく、契約高に達するまで保険金を支拂ふことになつてゐるが、補償金の「準則第八條」から推測すれば、補償金額の限度は損害高の如何に拘らず、納付金額の範圍内に限られ、その納付金も全額の八割以上は支拂はれない蓋し納付金の中、二割は共同資金として、天引され別途に使用さるからである。

(b) 保険の種類に關する制限

一般保険に於ては、數種の危害を總括してなす集合制度の保険を採用する場合に、これ等の危害中の何れか一種類でも發生すれば、保険金全額に至るまで支拂ふのを常とする。然るに補償金に於

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

ては、保險料を納付する際には、僅かに桑及繭に區別する位で、殆んど集合保險の形式をとつてゐるが、支拂に對しては、全く類別主義に依つて左の割合で各危害による補償金の最高金額を制限してゐる（準則第八條）。

- 一、桑園の災害による損害に對しては……………災害補償資金の四割以内
 - 一、養蠶の違作による損害に對しては……………災害補償資金の三割以内
 - 一、繭價低落による損害に對しては……………災害補償金の四割以内
- (c) 損害程度による制限

被保險者の被る損害の程度が尠ない場合に、契約金の總額を支拂ふことは不當とされてゐる如く補償金の給付も損害の程度に應じて支拂を限定してゐる。その制限は「標準」の中に規定されてゐるが、それによると何れの危害を問はず。原則としては五割以上の災害を被つた場合に六割以内を補償することになつて居り、五割を超ゆるものに對してはそれ〴〵次の如き段階を附してゐる、（標準第一）但し繭價の低落の場合は何程でも生産費に充てるに足るだけの額を償はれる。

- 一、桑園の災害に因る損害に對するもの
- (イ) 收穫皆無となつた時は桑園災害拂戻金の全部、

- (ロ) 七割以上の減收を來したる時は桑園災害拂戻金の八割以内、
 - (ハ) 五割以上の減收を來したる時は桑園災害拂戻金の六割以内、
- 一、養蠶違作に因る損害に對するもの
- (イ) 八割以上の減收を來せる違作に對しては違作拂戻金の全額、
 - (ロ) 五割以上の減收を來せる違作に對しては違作拂戻金の六割以内、

(4) 共同資金の運用

保險が齎らす間接の利益には災害發生の防止、社會の協同心の涵養等あるが、就中前記の如くして醸出された保險料をもつて金融上の圓滑を得る關係上補償部は補償資金の中に、共同資金なるものを造成し、災害補償資金に無關係なる別途の方法でこれを運用するのである。

共同資金は、その中五割を(一)組合員の經濟的損害に對する給付資金及特別貸與金にあて、残りの五割を(二)桑園養蠶改良上の組合の共同施設資金及特別貸與資金として運用する（準則第八條）のであるが、詳細なる支出の方法は、「標準第二」に於て左の如く規定されてゐる。

(A) (一)に對する運用方法

- (イ) 組合員全部若くは一部が甚しき損害を被りたる場合に於ては救済資金として給付す。

長野縣に於ける養蠶補償制度に就いて

(ロ) 組合員中の一部に甚しき損害を被り其復舊の爲め特に資金を必要とするものある場合は左の條件により必要な資金を貸與す。

(a) 利子年四分。(b) 貸與期間 五ヶ年以内。(c) 償還、年賦償還、

(B) (一) に對する運用方法

(イ) 桑園及養蠶經營改良上に必要な共同施設に對し必要費を支出す。

(ロ) 組合員中特に桑園及養蠶經營上の資金を必要とする者ある時は(Aの二)の條件により資金を貸與す。

而してこれ等共同資金を給付する場合に於ける額の決定に就ては、委員會がその任に當り、資金の蓄積狀況を斟酌して決定せねばならぬ。(標準第三)

五、結 論

以上を以つて長野縣當局が、養蠶組合内にその設置を奨勵した災害補償部の内容を大略紹介したのであるが、その實蹟に就ては、未だ一つも知られて居らぬ。これは設置して半歳にもならぬ上に、縣當局としては補償部が相當の資金を有するに至るまでは運用しない、意嚮でもあるからであら

う。その爲め將來に於けるこの効果、影響等を推斷する材料を持ち合さないが、本補償部の目的が普通の養蠶保險以上に繭價の價格をも補填するので、繭價の一般値下りが本年の如く生産費以下に低下した場合にはその危険率が多い。勿論補償部はこれを防止する目的で各災害に對する補填の限度を定めてゐるが、それでは保險としての目的は達成せられない。故に本補償部は單に保險類似の制度として無きに優る程度の効果より齎らさないかも知れぬ。

第七章 我國に於ける農業火災保險事例

第一 緒論

火災保險は損害保險の一種類として、一般保險界に於て重要な地位を占めてゐるが同時にまた農業上に於ても相當重要なものとなつてゐる。蓋し農家が一度火災を被つた時には、その損害高が多くの場合比較的巨額にのぼるから、貧弱なる農家經濟をもつてしては、到底回復の見込たらず、破産に陥ることが往々あるからである。即ち相當裕福と見られてゐる農家でも、一度火災に罹つた爲めに、救ふべからざる状態に立ち至つた實例は、吾人が農村に於て屢々見聞するところである。殊に養蠶を行ふ農家の如きは、家屋が比較的大きいから損害も亦甚大である。そこでこの損害を補填して農家を救ふ火災保險制度が、米國、佛蘭西、丁抹を初め、歐米諸國には既に實施されてゐる。佛蘭西では一九二一年迄に四、四六三の農家相互火災保險組合(Assurance Mutuelle Agricole Co-ntre L'Incendie)と三九の再保險聯合が設置されて居り(註一)、米國でも一九一五年には二千近く

の農業者相互火災保險組合(Farmers' Mutual Fire Insurance Company)があつて保險金總額は五億二十萬弗に上つてゐる(註二)。そして保險の對象たる物件も、農業用家屋、農具、機械等農業用の不動産、動産から、住宅、家具、衣服に至る一切の農家財産にまで及んでゐるのである。然るに我邦に於ては、農家火災保險制度の發達は殆んど見られない。僅かに營利を目的とする一般火災保險會社が、農村にも幾分か手を伸ばして家屋、動産等について保險契約を締結してゐると、帝國火災保險會社、東邦火災保險會社等二三の會社が森林保險を實行してゐる位である。森林保險も今のところ餘り効果があがつてゐないが、また家屋其他の火災保險も、營利會社にのみ任せ置くと、農村の如き比較的火災の數の尠ない處でも(註三)、凡ての都會地と平準されて同率の保險料を友拂はねばならぬから(註四)、甚だ不利である。のみならず、會社としても監督困難な遠隔の地にある農家に保險するのは營業上餘り有利でない。そこでこれ等の弊害から遁がれる爲めには、佛米諸國の如くに、相互組織による火災保險制度を農家自身で行はねばならぬが、我邦でこの農業火災保險制度を、行つてゐるところは甚だ尠ない。乍併一萬ヶ村以上も數へる我邦農村の中には自發的に火災の相互救濟組合を起してゐるところが、筆者の寡聞を以つても少しはある。即ち埼玉縣、東京府、京都府、愛知縣等の外靜岡縣濱名郡に二三ヶ村この組合が設立されてゐる。

乍併これ等の組合と雖もその救済方法の多くは、罹災程度を標準として救済金を支拂ふのでなく、各戸が積立てた救済資金の多寡を基準に支拂ふ保険類似の制度になつてゐる。唯愛知縣知多郡八幡村、静岡縣濱名郡富塚村火災相互救済組合等は純然たる保険制度になつてゐる。以下富塚村の火災相互救済組合に就いて述べて見る。

註一 小平權一氏の「農業保險の機能と組織」四〇頁

註二 G.W.Hoffman 「Crop Insurance」(The Annals of the American No.2066p,95)

註三 農村より都會に火災の多いのは、次の道府縣別及都市別危険率統計(自明治四十一年至大正八年の八ヶ年間火災統計から算定したもの)が物語る

都市別…平均千分率	
新潟市	32,62
函館市	30,38
大阪市	11,40
札幌市	5,36
東京市	5,05
横濱市	4,67
長崎市	1,18
名古屋市	5,15
神戸市	0,67
京都市	0,85

道府縣別…平均千分率	
北海道	11,45
神奈川県	6,81
新潟縣	5,50
大阪府	5,75
東京府	5,06
長崎縣	2,22
愛知縣	2,14
兵庫縣	2,06
福岡縣	1,85
京都府	1,61

註四 尤も我邦に於ける火災保險料は、大正六年火災保險協會が設立以來各社で協定してゐるがその料額は等級保險主義をとつて、各地の情況、建物の構造等によつて地理的には大體六等級構造は四階級に分けてゐる(協會協定規約並に料率書三八頁―五四頁)。而してこれが算定方は各府縣別の危険千分率によつて純保險率(安全割掛)を見出し、それに豫想と實際損害との間に備へる爲めの若干の増率と附加保險料(募集手數料其他)を加算して平均營業保險料を算出する。更らにこれを、物件所在地附近の地理的事情や建物其他の種類構造によつて、等差法に基き分類をなし、表定保險料とするのであるから、この場合の保險料算出には、普通の家屋と農家との區別は全然なく、両者は混同平準されてしまふ譯である。

我國に於ける農業火災保險事例

第二 設立動機及組織

一 設立動機

富塚村は濱松市から約一里の近郊に位し、農業と並んで商工業が行はれてゐる土地である。随つて純粹の農家は割合に尠く、昭和四年末の調査によれば、總戸數六百〇七戸に對し農家戸數は三百九十九戸に過ぎない。殊に火災相互救済組合員が主として住居する富塚部落は、舊東海道の街道に沿ふた農村市街地型をなす部落であるから、この戸數三百十四戸の中專業農家は約三分の二を算するのみといふ。

富塚村には富塚部落の如くに人家の密集してゐるところもある關係上、消防制度は比較的完備してゐる即ち村の消防組は全村からなる單一組織になつてゐるが、その下には各部に唧筒をもつた十五部の火防組合と豫備消防隊一隊とがあり、また別動隊として尋常科六學年生以上の兒童をもつて組織された少年消防隊が大正八年一月七日から設けられてゐる。この少年消防隊は唧筒一台を所有せるのみでなく、通學區域の非常警備、火災巡視、弄火防止等の事業にたづさはつて非常なる効績を

あげてゐる。いまこれ等に要した警備費の支出額を年次別に示すと次の如くである

年次	警備費額
大正十一年	三三〇圓
同 十二年	二八〇
同 十三年	四八〇
同 十四年	四〇〇
同 十五年	五〇〇
昭和二年	五〇〇
同 三年	六〇〇
同 四年	六〇〇

斯の如き消防熱の旺盛は防火設備のみならず、罹災者の相互救助にまで進展し、大正十五年當時の消防組頭高山隆一氏が、愛知縣知多郡八幡村の火災相互組合を視察し、その長所をとつて大正十年四月富塚村火災相互救済組合を設けるに至つたものである。(註一)

二 組織

我國に於ける農業火災保險事例

(1) 目的及事業

組合の目的を定款で見れば、火災に遭遇したる者を相互に救済するのであるが（定款第一條）、その爲め左の事業を行ふのである（定款第三條）。

- 一、火災に遭遇したる者に救済金を交附する事（火災保險事業）
 - 二、火防思想の助長を計り相互救済の實を擧ぐる事（火防事業）
 - 三、救済基金は救済金交附に當つるの外消防器具の改善或は火防設備をなすこと（消防事業）
- （因に第四項以下は救済金に關することなれば後述する）

(2) 構成地域及構成員

構成地域は富塚全村で、構成員は村内に於ける家屋の所有者（定款第二條）を以つてし、家屋の所有者が組合に加入するには家屋の構造及坪數に應じて規定の掛金（保險金）をなす義務を負ふのみならず、他の保險會社に加入せんと欲し又は既に加入せるものは、そのことに就いて組合の承認を得ねばならぬ（定款第四條）また組合員となつた後組合加入の家屋の名義を變更したる場合は、救済契約は自然消滅し既納の掛金は拂戻さないことになつてゐる（定款第五條）。

この組合は、斯く村全體を構成區域とするが、組合員の資格を有する者は全部加入せしめる強制

保險制度ではなく、任意加入の制度である。随つて實際加入してゐる人員は、多く富塚部落の家屋所有者で、いま創立當時からの組合員數を示せば次の如くであるが、この中七割を農家が占めてゐるといふ。

年次	組合員數
大正十五年	二七二名
昭和二年	二五二
同 三年	二四九
同 四年	二五三
同 五年（八月末日）	二四三

本年に至つて組合員の減じたのは、農村の不況が原因してゐるのと今まで火災が餘りないので組合を脱退する者が殖へた爲めだといはれてゐる。

(3) 役員

組合の役員は組合長一名、副組合長一名、會計三名、監事三名、評議員若干名である（定款第六條）

組合長には、消防組々頭を推し、組合長は組合を代表し事務を總理する。副組合長には消防頭副組頭之に任じ組合長を補佐し、組合長事故ある時之を代理する（定款第七條、第八條）、

會計は産業組合事務員と消防組の會計係とが之れに當り、それを監査する爲めには組合員から選出されたる監事がある（定款第九條、第十條）。

評議員は消防役員全部と區長、組長からなり、その任務は組合事務を評議するのこある。（定款第六條、第十一條）、また何れの役員の任期も消防組に關係あるも、外は、一ケ年として再任を妨げない（定款第十二條）

現在の役員としては、組合長には和久田喜一氏、副組合長に高山秀治氏、會計は佐藤平四郎氏等がたづさはつてゐる。

(4) 組合の機關

組合の機關は、總會、役員會の二つにして、總會は毎年四月に定期總會を開く外に、組合長、幹事等が必要と認めたる時又は組合員四分の一以上から總會の目的及理由を記載したる書面を提出したる時に臨時總會を開く（定款第十五條）。總會に於て決議及報告すべき事項は、(一)定款變更の件(二)役員選舉の件(三)組合の收支決算及事業報告の件等ある。（定款第十七條）

役員會は組合長必要と認めたる時又は評議員三分の一以上より會議の目的たる事項を示して請求したる時之れを開き（定款第十八條）、決議すべき事項は(一)組合收支豫算及決算の檢認、(二)財産の處分及管理方法、(三)救濟契約金算定、(四)積立金達成及支出(五)其他組合に必要な諸事項である（定款第二十條）。

(5) 會計

組合の資金となるものは救濟基金及組合所有の動産及不動産等（定款第二十一條）であるが、この構成及内容は後段で詳述する。救濟金の保管は天富銀行及信用組合を取引金庫に指定して預金することになつてゐる。（定款第二十四條）。

會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日終了（定款第二十二條）するのであるが、今組合の經營状態を昭和四年度の貸借對照表に就いて見るに次の如くである。

貸		借	
種目	金額	種目	金額
備品	四、〇五〇	救濟資金	一一五八、九一〇
當座預金	一九一、六四〇	流用資金	六七、四一〇
定期預金	一〇七七、九三〇	剩餘金	四七、三〇〇
計	一二七三、六二〇	計	一二七三、六二〇

我國に於ける農業火災保險事例

組合が火災保險を契約するに當つて、その對象物となる被保險物件に就いては、定款及細則の中に何等の規定がない、されど組合設立の趣意、規約及申込書の内容等から推して、大體被保險物件は建物に限られてゐると見て可なりである。尤も建物であれば、農業用建物に限らず、住宅又は、商店等でも、所在地が富塚村内にある限り、差支ない。故に農家の中には、納屋のみに保險契約を締結するものもあれば、住宅だけを保險に附する人もある。

又火災保險を契約するには、豫め保險金額を定めねばならぬ。救済組合ではこれを契約金と稱する。この契約金は家屋見積金額の八割を限度として役員會が算定するのであるが、(定款第二十條、細則第二條)、その算定には建築の構造、坪數等を酌するのを慣例としてゐる。

創立以來の契約高總額は次の如くである。

年次	契約高總額
大正十五年	一二八、九五二圓
昭和二年	一一〇、六四四
同 三年	九六、三六〇
同 四年	九一、七七六

同 五年(八月末) 七六、七二〇

契約高が右の如く遞減せるは、組合員の減少と同様、不況の結果もあるが、大體火災が少いので加入者が必要なる家屋以外は保險せぬ爲めらしい。

(3) 保險料及保險料支拂基金

保險料とは救済組合の所謂掛金にして、組合が加入者から定額及細則に従つて徴收する料金(細則第一條)である。保險料は契約金壹千圓に對し金貳圓五十錢とし、事情により變更出来るが(定款第三條)大體に於て一率の平均保險料主義をとつてゐる。またその率を千分の二五とした理由に就いても、全く危険率から算定したのではなく、八幡村の保險料率を模倣したに過ぎないといはれてゐる。斯くの如き保險技術上から見て簡単な平均保險主義を、危険率の差が激しい火災保險にそのまゝ應用出来るのは、農村に於ける半公共的相互保險なるが爲めに外ならぬ。

而して保險料を拂込めば、茲に初めて完全に保險契約が成立されるのであるから、普通の火災保險ではその拂込と同時に保險證書を交付するが本組合では細則五條によつて掛金の領收書を以つて救済契約證書の代證となし、證書交附を管略してゐる。保險證書に代る掛金領收書の形式は左表の如くである。

我國に於ける農業火災保險事例

符 號	救濟契約金		掛 金	
	號	號	號	號
第一號	一金	圓	一金	圓
第二號	一金	圓	一金	圓
第三號	一金	圓	一金	圓
第四號	一金	圓	一金	圓
	一金	圓	一金	圓

右昭和四年四月一日ヨリ昭和五年三月卅一日迄ノ救濟契約掛金トシテ領收候也
 (規約細則第五條ニ依リ本領收書ヲ以テ契約證書トス)
 富塚村火災相互救濟組合長 和久田喜一
 昭和五年 月 日 徴集者

なほ左に組合創立以來の保険料収入を示すが、累年收入が減少してゐるのは、契約高が尠くなつた結果である。

年 次	保険料収入
大正十五年	三二九、二九 ^円
昭和二年	二七六、六一
同 三年	二四〇、九一
同 四年	二二九、四四
同 五年	一九一、八一

またこの組合は相互組織の爲め、創立當初は一定の基本金を有たなかつたが其後この保険料を積立て救濟基金とし、罹災者の救助金及組合経費をこれから支出するのである。創立以來の救濟基金蓄積額は次の如くである。

年 次	救濟基金蓄積額
大正十五年	三一〇、 ^円 七四
昭和二年	六六八、四〇

我國に於ける農業火災保険事例

同 三年 九六七、一〇
 同 四年 一一五八、九一

(二) 保険金の支拂

(1) 保険金支拂の場合

保険金たる救済金の支拂は、定款第三條の規定により「火災に遭遇したる場合にのみ交付する」とを原則としてゐるが、次の如き例外の場合に於ても、役員會の決議に依つては救済金の幾分を支拂ふことにしてゐる。

一、火災の爲め隣接家屋に甚大なる損害を及ぼした時（細則第十條）

一、組合員中不幸にして一家が疲弊に陥り家屋を縮め或は止むを得ず轉居をする場合、（細則第十條）

二條）

尙罹災の場合と雖常に契約高の金額を支拂ふのではなく、全額支拂の場合と一部支拂の場合がある。

(イ) 全額支拂の場合

全額支拂は、火災によりて全焼したる場合で、例へば、大正十五年八月二日に村内某氏所有の家屋が全焼した時、契約高金三百圓の全額を支拂つた如きがそれである（註）

(ロ) 一部支拂の場合

契約家屋の一部が火災に罹つた場合は、其の罹災程度に應じて救済金額の一部支拂をなすのである。この場合支拂金額の決定は、役員會の決議によりて行ふのである（細則第八條）その實例としては昭和四年一月十三日に某氏家屋の一部（戸袋の一部）が燃えた時は、契約金二百圓に對して金三圓を支拂つたことである。

(ハ) 不拂の場合

一般火災保険契約中に、保険金詐取の目的で故意に放火する時は支拂はぬとあるに鑑み、本組合でも同様の行爲のあつた時は、救済金を支拂はぬことになつてゐる（細則第九條）

(2) 保険金支拂と救済基金の關係

保険金の支拂金額が、常に救済基金の範囲内で支拂はれて居れば問題とはならぬが、若し支拂金額が救済基金を超過するに於ては、兩者の關係を考慮せねばならぬ。そこで組合は定款第三條の第五、六、七の諸項にこの關係を規定してゐる。

一、救済金（保険金）の交附に不足を生じたる時は基金の全部を以て決済する（第五項）

一、救済戸數二戸以上に及んで救済金交附額に不足を生じたる時は、基金を掛金により按分交附

我國に於ける農業火災保險事例

てし決濟する（第六項）

一、救濟金支拂の基金が欠乏した上に更らに救濟の必要を生じたる時は、役員會の決議で臨時追徴することがある（第七項）

(3) 保險の支拂期間及支拂手續

保險支拂の効力を有する期間は、掛金の拂込を了したる時より翌年三月三十一日の午後四時迄とする（細則第四條）

この期間内に火災が起つた時は、組合長は直ちに現場に出張して、原因その他を調査するを要し（細則第六條）調査後は役員會を開いて保險支拂の當否を認定し、正當と認めたる時は、十日以内に保險金を支拂ふのである（細則第七條）

註 この時に支拂つた形式は全額支拂であるが被保險者はその中壹百圓を受取り殘金二百圓を組合に寄附したので、實際の金額は壹百圓支拂つたのみである。農村に於ける非營利的の相互保險の妙味はこうした點にあらう。

第四 結 論

以上を以て富塚村火災相互救濟組合の内容を檢覈したが、既述の如くこの組合の特質は、救濟金支拂が全くの保險制度になつてゐることである。埼玉縣兒玉郡秋平村にある火災相互保險組合の如きは、救濟金支拂を醸出個數（一個月額廿錢の保險料（義務金）の數量に應じて、最高はその個數の百倍から最低は五十五倍と定め（秋平村火災相互救濟組合細則第一條、第二條）、富塚村のそれと全く趣を異にしてゐる。故に、富塚村の場合に於ては火災の頻發して救濟基金が不足した時には、秋平村より一層問題が面倒になる、尤もその場合には、定款に基いて救濟資金を按分し、且つ足らざれば、役員會の決議で救濟金の臨時追徴が出来るけれども、萬一大火災或は震火災の如きに遭遇すると、それも有名無實とならう。故に將來これ等を豫防する爲めには、普通火災保險約款に記載してある如く、震火災等の場合の支拂に對しては、損害補填の責に任ぜざる條件を附する必要があるのではなからうか。また、救濟資金の現在高が保險契約高を超過してゐれば問題ないが、然らざる場合に於て、若し其年度内に火災が數回發生した時、最初は救濟金の全額を支拂ひ得られるが、回數を累ねれば、遂に救濟資金の欠乏及追徴金の不可能を來して、支拂不能に陥る場合を保し難い。そうした場合同じ年度に於て最初の者は全額給付を受け、後の者は支拂不能と謂ふ様な不公平が生ずるのである。これを如何にするか、一農村の單獨組合としては救濟の途なく、再保險制度の發達

に俟たねばならぬ。

斯くしてこの組合にも、農業火災相互保険組合のもつ特有の欠點は存在してゐるが、火災の尠ない農村であるから、現實化する場合は稀であらう。これがそれに反し一方には完全なる保険制度を採用し農業火災保険の眞隨を捉へてゐるのみならず、この組合が創設せられた結果として防火上の注意を組合員に喚起するとか、或は又その資金を融通して防火設備を完成し得る等幾多の望ましい副産物が現はれんとしてゐるから、この組合の存在價値を充分完ふしてゐるのである。

第八章 米國における收穫保險の概觀

第一 緒言

我邦に於て農作物に對する保險の創めて唱へられたのは可成り古いことで、特に小作爭議の頻發以來、これが對策の一つと看做されるやうになつた。最近は農林省でも、これが調査にかゝり、各地の危害調査を終へ目下集計中の様である。

その結果、如何なる農業保險が實施されるに至るか、いまのところ逆睹することは出来ないが、農作物保險制定に當つて、先づ定めねばならぬ根本問題の一つは、各種の危害を別個の保險に附する類別主義をとるか、數種類又は一切の危害を一括して保險する綜合主義に據るかである。前者によれば雹害保險、霜害保險等といふやうな一危害宛の保險となり、歐米諸國にはこの制度が相當に發達してゐるが、殊に獨乙に於ける雹害保險 (Hagelversicherung) の發達は世界第一である。後者は長い間繼續して襲來する慢性的の危害までも時には一括して保險する收穫保險 (Erntevericherung)

米國に於ける收穫保險の概觀

であつて、歐洲諸國には現在のところ實施されてゐない。尤も、一九〇六年にルーマニアが玉蜀黍饑饉に際して、國民銀行を救済する爲めにこれを行つたこともあるが、僅か一年にして止めてしまつた。

翻つて我邦では、不作の時の對策として備荒貯蓄の制度が古來から行はれてゐる、がこれも見方によつては收穫保險類似の制度と言ひ得よう。また我邦でこれまで提唱されて居る農業保險論は、一般にこの收穫保險を中心に立論されてゐる場合が多い。

斯くの如くにして、收穫保險は、我邦でも歐洲諸國でも實施されて居らぬが、たゞ亞米利加合衆國のみは、收穫保險に對する幾多の經驗をもつて居る。以下米國に於ける收穫保險の概況を、ペンシルバニア大學保險學助教 G. Wright Hoffman の「作物保險」(Crop Insurance) といふ論文を中心として論述して見よう。

(1) Manes, A. Versicherungswesen, 1922, 2band S. 238. 小平權一著「農業保險の機能と組織」五一頁

(2) 原名は「Crop Inevanc-Its Precent Accomplishment and Its possibilities」⁽²⁾と居り The Annals of the American Academy of political and Social Science. No. 206 に掲載されたものである。本論の内容は米國に於ける穀物及び果物の作物保險と雹害保險と論じその理論に

まで及んでゐるが茲では穀物の作物保險(收穫保險)の概況だけに止める。

第二 農業者と收穫保險

米國の農業者 (Farmer) は、彼等の職分上二つの危険を負擔してゐる。その一つは、種々なる危険によつて生ずる減收上の危険であり、他は企業者としての立場からする價格上の危険である。前者の危険は、農業者にとつて重要な問題で、例へば米國に於ても東部カンサス地方の旱魃や鼠疫、河川に沿へる低地の洪水、各州に起る雹害等は常に起り易い危害である、同國に於ける各種の危害に基く農作物の損害高を一九〇九年から十一年間に亘つて調査せる米國農務局發表の統計によれば次の如くになつてゐる。⁽¹⁾

年次	(百萬弗單位)
一九〇九年	一一,三〇〇・九(亞麻仁を含む)
一九一〇年	一一,五一〇・一
一九一一年	一一,九八二・二
一九一二年	一一,〇五三・八(乾草を含む)

米國に於ける收穫保險の概観

一九一三年	二、六一九・一(乾草を含む)
一九一四年	二、一〇〇・一(同 右)
一九一五年	二、三六一・二
一九一六年	二、九六〇・五
一九一七年	二、九二四・五
一九一八年	三、〇六五・七
一九一九年	二、九四四・一

調査せる作物

備考

小麥、玉蜀黍、燕麥、大麥、米、馬鈴薯、煙草、棉

早魃、過温、過水、霜、雹、熱風、暴風其他の氣象植物の病氣、害蟲、害獸

米國の農業者はかゝる莫大な損害を毎年負擔しなければならぬ有様なので、この負擔を幾分でも輕減する爲めに、數種類の農業保險が行はれるに至つたのである。

米國に行はれてゐる農業保險の中で、最も重要なものは、火災保險と雹害保險とである。農業火災保險は、一九一五年に保險金總額五億二千五百萬弗に達し、殆んど二千近くの相互火災保險組合

が農業者によつて組織されて居りまた雹害保險も、一九一九年には保險金總額五億五千九百餘萬弗に及び、その主體は相互保險組合、株式會社、州立保險所等である。⁽³⁾其他颶風、雷害等に對する保險も、火災保險證券中に附加的條項として記載されてゐるし、家畜保險の如きも、ペンシルバニア等の狭い範圍であるが、その疾病及偶發的死亡を保險してゐる。⁽⁴⁾このほか農業者の生命に關する保險等もこの部類に屬するであらう。

乍併、これ等の數種類の農業保險のみをもつて、農業者の危險が救濟されるといふ譯には行かぬ火災保險にせよ、雪害保險にせよその種の危害から生じた損失を補填することは出来るがこれ以外の危害に基く損失は何等補填されない。ところが農業者の危害は、火災、雹害のみに限らず、一九二二年に米國農務局が發表した前記の調査によれば、米國に於ける農作物の危害を全國的に見ると旱魃が各地方に通じて最も著しく、次いで過濕、降霜、害虫、熱風の順位となつてゐる。⁽⁵⁾即ちこれによつて觀れば米國に於ける危害は雹害、雷害、颶風等の如く比較的狭い範圍に急激に來襲する危害より、廣汎な地域に長い期間を経過して及ぼす慢性的の旱魃のごときものに相當重要性があることが知れる。従つてまたこれに對する保險も必要と言はねばならぬ。その爲め米國ではこの危害の數種類を綜合して保險する一般作物保險 (General Crop Insurance 所謂收穫保險) を實施する會

米國に於ける收穫保險の概観

59
429

社が生れたのである。而かもこの保険は、後述するが如く、時には農産物の販賣価格の下落に對する損害の補填、即ち農業者の企業上の危険負擔にまでも及んでゐるのである。

いま一九〇八年から一九二三年に亘る十六年間の小麦價格を毎年十二月一日現在をもつて調査せるところによつて見ると、一ブツシエルに付き〇、七六弗から二、一五弗の開きがあり、玉蜀黍の價格は一ブツシエルにつき毎年〇、四二弗から一、三六弗の間を上下した。(6) 斯く穀物價格に變動があると、農業者は時には生産費をも回収出来ぬ場合が生ぜぬとも限らぬ。一農業者Aの毎年の生産費を算定し、それと彼等収入とをの數年間に亘つて調査せるところによつて見るに次の如くである。(7)

年次	費用	最大收入	損失	利益	割合
一九〇〇	一、八〇〇	一、七〇〇 (一)	一〇〇 ^弗	—	九四
一九〇一	一、七〇〇	一、七八〇	—	(十) 八〇	一、〇五
一九〇二	一、七〇〇	二、三〇〇	—	(十) 五〇〇	一、三五
一九〇三	二、〇〇〇	一、二〇〇 (一)	八〇〇	—	六〇
一九〇四	一、六〇〇	一、六〇〇	—	—	一、〇〇
一九〇五	一、五〇〇	二、〇〇〇	—	(十) 五〇〇	一、三三
一九〇六	一、八〇〇	二、一〇〇	—	(十) 三〇〇	一、一七

一九〇七	二、〇〇〇	二、七〇〇	—	(十) 七〇〇	一、三五
一九〇八	二、三〇〇	二、一〇〇 (一)	二〇〇	—	九一
一九〇九	二、〇〇〇	二、一〇〇	—	(十) 一〇〇	一、〇五
一九一〇	一、八〇〇	一九、二八〇 (一)	一、〇〇 (十)	二、二八〇	—

即ち前表によると、第六欄の割合が一〇〇なるとき農業者は生産費と収入とに均衡が生ずるも、それ以下の場合には勞して効なき結果に陥る。といふのはかゝる場合は減收を來たさなくとも、價格の下落等によつて生ずる場合が決して尠くないからである。

斯くして收穫保險は、結局農業者に最も重要な二つの危険—自然的災害と價格上の危険—から生ずる損失を補填することが出来る譯であるが、右のほか收穫保險は、果樹の收穫保險と同様に、農業者が資金を借入れる時の信用上にも相當の効果を齎らすことがある。乍併この保險の反面にはまた、種々なる實行上の短所もあることを看過してならぬ。

(1) Crop insurance; risk, losses, and principle fo protection, Bllection. No, 1043, 1922. 所載(農林

省農務局譯「亞米利加合衆國に於ける農作物保險(其二)に據る」)

(2) Hifman—Crop Insurance, p. 95

米國に於ける收穫保險の概観

590
429

- (3) Insurance of farm crops against hail. No.5.7.1921 (農林省農務局「前掲農作物保險(其一) 三七頁」)
- (4) Hoffman ibid.p.95. Department of Agriculture U.s. Agriculture Year-book 1924.p.p.223. 224
- (5) 農林省農務局譯「前掲農作物保險」(其一) 八頁
- (6) Year-Book. 1924.p.247
- (7) Hoffman' ibid' pp.95.96.
- (8) General Crop Insurance in the U.S (International Review of Agricultural Economics. 1927. No.7.p.806—808)

第三 保險の濫觴と一九一七年の保險

米國に於ける收穫保險の濫觴は、一八九九年ミネソタ州ミネアポリスにある Realty Revenue Guaranty Company であるといはれてゐる。⁽¹⁾ 同會社はその年の春に於いて、農業者に對して任意販賣約款 (Optional-sale Contract) として知られてゐる保險証券を發行した。その内容のう重ち

なる點を擧ぐれば次の如くである。⁽²⁾

- 一、會社は被保險者の希望により、全保險作物を一エーカー五弗の割合をもつて彼等から購買するを約し、被保險者はまた任意約款を實行する場合は、打穀後五日以内にそれを實行すべきことを協定す。
 - 二、被保險者は五弗の任意約款の範圍に於て一エーカー二十五仙即ち五パーセントの保險料を負担す。
 - 三、會社が任意約款を實行する上に必要な場合、農業者は最寄の市場に作物を運搬すべきことを協定す。
 - 四、會社は九月十五日以降、或は收穫後の損失に就いては責任を負はず。
- 以上の契約によると、收穫量の如きは、穀物價格の如何にかゝはらず、被保險者の意思によつて會社は全收穫物を一定の金額で買取らねばならぬ義務を生ずる、隨つて農業者は會社に買つて貰ふ方が有利と見た場合は、これを賣るであらう。一八九九年には、小麥の相場が下落して、シカゴで一ブツシエル約七十二仙で販賣されてゐたから、一エーカー七ブツシエル以下の收穫しかなかつた被保者險等は、一會社に對し契約の履行を迫るものが續出するに至つたため、遂に會社はこの保險に

米國に於ける收穫保險の概観

失敗したのである。⁽³⁾

この保險に於て會社は農業者の怠惰、不良耕作等の人為的災害を除外した他の一切の災害を抱括してその責に任じ、その保險金を支拂ふ場合は、收穫量や價格によつて差別をつけずして之を一定してゐたから、收穫保險の實行方法としては餘りに粗雑に過ぎたと思ふ。元來、かゝる場合に會社は、穀物の危險に曝らされる原因と、それから生ずる損失の程度とを考慮し、一定の限界即ち季節に對し⁽⁴⁾不⁽⁴⁾定⁽⁴⁾の最大收入年収入一定の費用が少くとも一以下である場合にのみ、購買しなければならなかつたらう。

其後收穫保險に關する企圖は、暫く試みられなかつたが、一九一七年になつて、南北ダコタ州及モンタナ州等の三火災保險會社がこれを行つた。これ等の會社の中の二つは全部同一の約款であるが、他の一會社は少しく異なるところがあるので、以下二つに分けて述べる。⁽⁵⁾

その第一はモンタナ州にある會社が行つたもので、會社は洪水、火災、農業者の農業上の失敗等を除いた他の一切の危害に保險したのである。會社の發行した保險証券には、保險に附すべきエーカーの全數に對して、一エーカーにつき七弗の割合になつて保險額が一括して明記してある。斯く會社が一括して保險したのは、農業者が一番貧弱な部分のみを保險しようとするのを防止する爲め

であつた。⁽⁶⁾

保險の對象となる土地は小麥、亞麻、ライ麥、燕麥、大麥、獨乙小麥等を栽培する耕地に限られ保險金の支拂は、これ等農作物の收穫量の程度によつて相違するのである。

先づ收穫が皆無で全部損失を來した場合は、保險金の全額、即ち一エーカー當り七弗の割合をもつて支拂ふが、部分的の損失の場合に於ける會社の責任は次の如くである。

會社はこの場合に處する爲めに、前もつて保險証券に一定の價格(註)を定めて記載しおき、收穫せるブツシエルの數をその價格で乘じ、この種を保險金額から控除して支拂ふのである。

註 保險証券に記載せる各種類の穀物價格は次の如くである。

小麥	一ブツシエル	一弗
亞麻	同	一、七五弗
ライ麥	同	七〇仙
燕麥、大麥、獨乙麥	同	五〇仙

いまこの支拂方法を例示して見れば、農業者Aが、一エーカー七弗を以て百エーカーの小麥を保險に附し、これが保險金額は七百弗となる。農業者は九月十日に打穀し、四百ブツシエルの小麥價

米國に於ける收穫保險の概観

格一弗を乘じた四百弗を、保險額から差引いた殘額、即ち700—40=300⁽⁷⁾が會社の責任である。この保險も、その年に大旱魃があつて、季節後に會社は二十萬弗も拂込金から超過してしまつたので、失敗に歸したのであつた。これが失敗の原因に就いて、ホフマンが會社と通信して知り得た事項は次の如くである。⁽⁸⁾

一、會社の事務上の管理が貧弱であつたこと。
二、僅か五萬弗の資本金のみを擁してゐる會社では、この種の廣汎なる危険をもつ事業を行ふには小さ過ぎたこと。

三、目前に作物の損失があつて、季節としては遅過ぎたこと。
なほ同年に行はれたいま一つの保險は、ペンシルバニア會社の手によつて、北ダコタ地方に行はれた。この會社の發行せる保險証券は前記の會社（ハンカー會社）のそれと同様で、同一の危害に對し七弗の保險金を契約し、部分的損失に對する責任も前と同じ方法をもつて支拂ふのである。たゞ異なるところは、前記の會社がこの保險を、火災保險の附隨的契約とせるに對し、この會社は全然獨立の契約とし、保險料として七〇仙即ち一〇パーセントを徵集したのである。⁽⁹⁾

本會社も亦た、その年の旱魃の影響を蒙り、破産するまでには至らなかつたが、相當大きな損失を受けた。會社はその損失を知るや、保險料の拂戻をやつてこれを免かれやうとし、一時は成功したらしいが、其後會社と被保險者間に紛争が起り、遂には詐欺事件として法廷に持さ出さるゝに至つた。その中の數件は北ダコタ上級裁判所にまで提訴せられたのである。¹⁰斯くこの會社が失敗した原因について、事件を取扱つた法律家は、會社の管理方法が拙劣であつたといひその理由として次の如きことを言つてゐる。

「保險會社の代理店は、その區域にある種々なる地方銀行であつたが、大抵の農業者は、それ等の銀行から、次の作物によつて得る収入で支拂ふつもりで借金をしてゐた。ところが旱魃で凶作が確定されるや、銀行は回收不能の狀況に直面した。その爲め保險の申込みが激増し、銀行も喜んで保險を附したのである」⁽¹¹⁾

以上は、一九一七年の米國に於ける收穫保險の狀況であるがこの年の保險も、一エーカー當りの保險額を定め、その額に至るまで保險を附するので、前の任意販賣約款のそれと類似してゐた。乍併異るところは、支拂ふ場合を、全部損失の場合と、部分的損失の場合との二つに分け、後者にあつては、その控除額だけに責任を負ふのであるから、價格の下落等から來る責任を免れるのみなら

す、減收程度にのみ應じた合理的支拂が或る程度まで出来るのである。これは一八九九年の欠點を補ふのであるが、市場價格を無視した一定の價額で收穫高を算出することは、米國の如き農業經營が甚だ企業的になつてゐるところでは、⁽¹²⁾考慮する必要がある。この點に於て後述する一九二〇年以後の收穫保險は、その欠點を除去してゐるのである。

- (1) Hoffman. *ibid.* p. 960. Year Book 1924 *ibid.* p. 254.
- (2) Hoffman. *ibid.* p. 99
- (3) Hoffman. *ibid.* p. 99
- (4) Hoffman. *ibid.* p. 99, 100
- (5) 農業局亞米利加合衆國に於ける農作物保險(其二) 十八頁
- (6) Hoffman. *ibid.* p. 100
- (7) .. p. 100
- (8) .. p. 101
- (9) .. p. 101
- (10) .. p. 101

(11) .. p. 101, 102

(12) 八木芳之助北米合衆國の農業問題(經濟論叢第二九卷第五號昭和四年十一月、七一—七四頁)

第四 一九二〇年以降の保險

米國の收穫保險は、一九一七年の後を以て、一九二〇年に二つの大きな火災保險會社で行はれた。その中のハートフォード火災保險會社によつて行はれたものを述べる。

同會社は農業者の生産費に保險しようと試み、先づ保險の申込書と共に、農業者から、作物に對する一エーカー當りの播種、收穫等に要する勞賃種子代、地代等を合計せしめた投下費用の表を添附せしめた。會社はその表を基礎とし被保險面積によつて、保險額を定め、火災、暴風、颶風、降雹、不良耕作、種子の發芽不能等を除いた降霜、凍死、洪水、旱魃、病虫害等の危害に保險したのである。またこれ等の危害による損害が発生した場合に、會社の支拂ふ責任を二つに分け、作物が全滅した時には、その時まで播種、耕作した一切の費用の全額と地代の一部のみを支拂ひ、然らざる時は、保險証券で價格を定めず、十一月十五日以前(契約に特定ある場合はこの限りに非ず)で一番近い市場の同一種類と品質をもつた穀物の數量、又はそれを購買し得る市場の價格を支拂ふの

米國に於ける收穫保險の概観

590
429

である。故に會社が、季節の終りに負擔する損害を簡単な數式をもつて表はせば次の如くである。(1)

1 生産額×市場價格
 一定の生産費用

即ちこの保険をもつてすれば、會社は自然的危害からの損失を補填するのみならず、更に穀物價格の流動から生ずる損害も補填することになる。

ところがこの保険が初めて實施された時の成績を見ると、その年には、有名な穀物價格の大暴落に遭遇した爲め遂に見るべき効果がなかつた。會社が作物保険調査委員會に陳述せるところによると、全體で二百五十萬圓の支拂をなしたが、保険料を八十萬圓受け入れてあるので、差引けば、殆んど百七十萬圓の損失を蒙つたといふ。(2)

斯くして、一九二〇年の收穫保険は、農業者の生産費を初めから決定して置き、これを基礎として保険を附したので會社は全額補填の場合は價格の變動による危険から免れることが出来、從來の收穫保険の欠陥から脱却し得たが、一部補填の場合は同じく價格流動の危険が生じ、價格が下落するや、忽ち失敗の苦き經驗を嘗めさせられた、そして一九二一年以後は、この失敗に鑑みて電害を除いた前記の危害一切に保険すると共に、これから生ずる責任の範圍を限定すべき計畫をたてたの

である。この保険が前述のものとは異なるところを見るに次の如くである。(4)

(一) 保険額は、過去五ヶ年間の平均收穫量を一ブツシエルの平均價格(五ヶ年間)で乗じて決定したこと例ば一エーカー小麦二ブツシエルの平均收穫量のある土地を、五五エーカーだけ保険し、この土地の總收穫量六六〇ブツシエルを一ブツシエル六六二・三仙の平均價格をもつて乗ずれば、保険額は四四〇弗に相當する。

(二) 收穫前に作物が全滅せる場合の會社の責任は、作物に投じた費用の七五パーセント以下にして且つ保険額の七五パーセント以下としたこと。

(三) 部分的損失の場合に於ける會社の責任は二つの方法を選択してなす。その第一は收穫せる作物の市場價格と保険額との差額を支拂ふことであり、第二は、實際の收穫が保険証書記載の收穫以下に減た時は、その相異量を補填するか、或はこれが市場價格を支拂ふかである。

いまこの補填額を明瞭にする爲めに、一つの事例をとつて表示するに、次の如くである。(4) (本表は前例を基礎として計算す)

A、補填する當時の市場價格が平均價格六六二・三仙以上の場合、

米國に於ける收穫保険の概観

小麥の市場價格一、五〇弗の場合

小麥市場價格一、〇〇弗の場合

作物量 會社の選擇すべき責任

會社の選擇すべき責任

作物價格 四四〇弗 損失量

作物價格 四四〇弗 損失量

(作物の價格) (一ブツシエルの價格)

(作物の價格) (一ブツシエルの價格)

一、〇〇〇	一、五〇〇 ^弗	〇 ^弗	〇	一、〇〇〇 ^弗	〇 ^弗	〇
八〇〇	一、二〇〇	〇	〇	八〇〇	〇	〇
六六〇	九九〇	〇	〇	六六〇	〇	〇
六〇〇	九〇〇	〇	九〇	六〇〇	〇	六〇
五〇〇	七五〇	〇	二四〇	五〇〇	〇	一六〇
四〇〇	六〇〇	〇	三九〇	四〇〇	四〇	二六〇
三〇〇	四五〇	〇	四四〇	三〇〇	一四〇	三六〇
一〇〇	一五〇	二九〇	四〇〇	一〇〇	三四〇	四四〇
五〇	七五〇	三六五	四四〇	五〇	三九〇	四四〇

B、六六%仙及びそれ以下の場合

小麥の市場價格六六仙

小麥の市場價格五〇仙

作物量 會社の選擇すべき責任

會社の選擇すべき責任

作物の價格 四四〇弗 損失量

作物の價格 四四〇弗 損失量

(作物の價格) (一ブツシエルの價格)

(作物の價格) (一ブツシエルの價格)

一、〇〇〇	六六六% ^弗	弗	〇	五〇〇 ^弗	弗	〇
八〇〇	五三三%	〇	〇	四〇〇	四〇	〇
六六〇	四四〇	〇	〇	三三〇	一一〇	〇
六〇〇	四〇〇	四〇	四〇	三〇〇	一四〇	三〇
五〇〇	三三三%	一〇六%	一〇六%	二五〇	一九〇	八〇
四〇〇	二六六%	一七三%	一七三%	二〇〇	二四〇	一三〇
三〇〇	二〇〇	二四〇	二四〇	一五〇	二九〇	一八〇

米國に於ける收穫保險の概観

一〇〇	六六%	三七三%	三七三%	五〇	三九〇	〇
五〇	三三%	四〇六%	四〇六%	二五	四一五	三〇五
〇	〇	四四〇	〇	四四〇	〇	三三〇

斯くの如く、本保険に於ては穀物の市場価格が、保険証券価格以上に昂騰する時に限り保険會社は保險額に達するまでの責任を負へば足り、それ以下の時は、同種類の生産物、或はそれと同額の生産物を購買し得る金額だけを支拂へばよい。従つてこの場合は、作物が全滅せざる限り、その責任額が保險額に達することはないのである。

以上の如き約款をもつて、會社は保險の申込みに応じたが、一九二一年、翌二二年とも加入者尠なく、一九二三年には、會社に於ても主たる穀物には之を行はなかつたので成績の見るべきものがない。

斯してハートフォード會社の行つた第二の計畫も失敗に歸したが、その原因は價格が下落した場合は、農業者は保險額だけの収入を得ることが出来ず、恰も詐欺的行爲のやうな感を生じたから、これを歓迎しなかつた爲めであると言はれてゐる。⁽⁵⁾

- (1) Hoffman, ibid P. 103.
- (2) .. P. 103 104.
- (3) .. P. 105.
- (4) .. P. 106

第五 結 言

以上叙述せる如く、米國の收穫保險は、一八九九以來幾多の計畫によつて實行されたが、その成績は、何れも良好とは言ひ得ない。

斯くこの保險が失敗した個々の原因に就いては、或る點まで本論に於て述べたが、更らにこれを綜合觀察すれば、次の二つにあると思ふ。

その第一は、保險を實施するに先立つて、正確なる危害統計をもたなかつたことであらう。收穫保險は、不可抗力による自然的危害に保險するのが本旨であるから、先づ保險を附する地方に起る危害の統計的觀察が是非共必要である。米國に於て自然的危害の統計が發表されたのは、前述の如く一九二二年で、これすら全米國を六區域に分つたのみであるから、狭い地方的の危害を知

ることは困難である。況して、かうした統計すらも欠いてゐた時には行はれた收穫保險が、附すべき危害の種類程度等を如何にして推算したか頗る疑はしい。尤も地方によつては、個々に調査せる統計があつたかも知れぬが、何れにしてもその基礎なくては保險額、保險料を正確に算定することは至難である。一九一七年の保險に於て、一エーカー七弗といふ保險額を決定しそれが旱魃等の危害に直面するや、一たまりもなく失敗したのはこの基礎的調査が不充分であつたことに起因したのではなからうか。

第二は收穫保險が單に一會社の如き、小規模の組織で計畫され、且つ狭い區域に實施されたことである。收穫保險は一般の作物に對し、種々なる危害を一括して保險する制度であるから、兎角危険率が多く、殊に狭い區域で行へば、その損害を平均することが困難であつて失敗し易い。またこれを小規模に行へば、責任の負擔が重過ぎて破綻し易い。ハンカー會社の失敗は、その適例である況やこの收穫保險が、自然的危害のみならず、價格の危険をも負擔する場合は、一層至難であらうハートフォード會社が、最初この爲めに失敗し、其後改竄的手段を講ずるに至つたのは當然である斯くの如く、收穫保險の失敗した跡を観るに、結局この保險は一個人の經營をもつてすることが困難といふことになる。そこで一九二二年の春米國上院は、收穫保險を調査する爲めに三名の特別

委員 (Special Senate Committee) を任命し、次の如き問題に關し審議した。¹⁾

- (1) 現在行ひ得る保險の種類及費用
- (2) 保險の範圍を擴張する爲めに望ましき實際的方法
- (3) 保險を適當に且つ安全に行ふに必要な統計の利用と能力
- (4) 其他

その結果、委員會は「收穫保險を有効にする爲めには、栽培作物の危険に對する一層詳細なる智識を基礎とし、範圍は全國的ならざるべからざるべからず」²⁾といふ價值ある報告を得たのである。

(1) Hoffman .ibid.p. 95

(2) Year Book. ibid. p. 255

前文執筆後筆者は、更に前記 G. W. right Hoffman が一九一九年に發表せる、The Outlook for Crop Insurance と題した論文¹⁾を披見することを得たので、其後の變化の二三點を叙述しよう。

これによると、米國の收穫保險はその後も引續き行はれてゐるが、未だ試練時代の域を脱せない。殊に一九一七年と一九二〇年に於ける失敗の創痕が深く浸み込んだものか、一九二三年以後は被保

險物件の種類を選択して、穀物綿花等の主要農作物よりも、果實、園藝、蔬菜等を主として保険するやうになつたのである。即ちフロリダ州で被保険物となる作物は、多く果實類にして、カロリナ、デオルギア等ではトマト、三つ葉豆類の園藝蔬菜の數種類である。またルイジアナ、テキサス、アルカンサスでは、最近殆んど米、甘蔗には附せられないといふが、大平洋岸では、今でも廣い範圍の作物の危険に保險を附してゐる。⁽²⁾

而してこれ等に對する危害も外觀的には米國に年來發達してゐる電害を除いた旱害、霜害、病害虫害其他に及んでゐるが、實際の場合は、これ等の危害の中から被保険者が選擇したものに附することになつてゐる。例示すれば、一九二八年に大平洋沿岸で行はれてゐる作物保險契約の中には、單に危害を羅列する代りに「保險協定」として次の如き系列標式をも設けて、これ等の中何れかを任意に選擇せしむる權利を被保険者に與へてゐる。⁽³⁾

部門

- A 電害、過雨、風害、過熱、洪水(破堤) 虫害、病害、
- B 霜害或は凍害……………春期、
- C 霜害或は凍害……………冬期、

- D 旱害……………變態的旱急
- E 旱害……………泉水の欠乏、揚水設備の破壊、溝渠の破壊
- F 旱害……………水源から供給する灌漑水の欠乏
- G 洪水或は Seepage

斯く最近に於ける收穫保險は、契約の内容に於て幾分の變化があつたが、それ以上新味を帯びて來たのは、方法に於てである。

即ち現在この保險が行はれてゐる地域は、南大西洋諸州は及大平洋沿岸であるが、その後者では保險契約を個人農業者と締結せず保險會社と各個人の代理となつて行動する農場聯合會との間に、綜合契約を以て締結するのである。⁽⁴⁾それは、個人よりも聯合會の責任の方が大きいからであるのみならず、會社が直接勧誘するよりも、責任ある應募者の一團を得る方が一層有利の爲めである。またこれと共に同地方では、收穫保險によつて、手軽に農業資金を借入れられる信用上の傾向が著しくなつて來たのであるが、その理由は保險證券が銀行、信用組合、農場聯合會等に擔保となるからである。

次に重要な變化はか價格保險としての内容が甚だ物足らなくなつて來たことである。

米國に於ける收穫保險の概観

これに就いて記述することは長くなるから避けるが、大體價格上の保險を忌避する結果として屢々迷い易い條項が契約書に挿入されるのである。その爲め或る場合には曖昧にもなり、他の場合には、その條項を適用する時被保險者を不満にするのであるが、それも一九二〇年の經驗が斯くしか⁽⁵⁾しめたのである。⁽⁶⁾

- (1) G Wright Hoffman "The Outlook for Crop insurance" (The Annals of the American Academy of Political and Social Science—march. 1929)
- (2) Hoffman idib. p. 302
- (3) .. p. 303
- (4) .. p. 303
- (5) .. p. 305
- (6) .. p.p. 304. 305

第九章 奧太利における

農業労働者保險法

第一 序論

一般労働者の身體に對する保險の目的とするものは社會保險の範疇に屬するから、農業労働者に對する保險も勿論社會保險體系中の一である。乍併この保險はまた一方農業に従事する者に對する保險といふ點から見れば、廣義の農業保險體系中にも包含せられ農業社會保險と見做し得る。

右の保險の目的たる危害は、之れを疾病、災害、廢疾、死亡等に分類されるが、その何れにしても、一度危害が発生した場合は農業者に及ぼす損害は消極的にも積極的にも尠くない。例へば農業者が疾病にかゝれば職務中止による消極的の損害がある上に、醫藥其他の積極的損失をも被るのである。

その爲めこれが救済の方法として第三回國際労働會議では、農業に於ける社會保險促進の勸告を

奧太利に於ける農業労働者保險法

採用してゐるのであるが、この以前に於ても、歐州諸國では一般労働者と一緒に、或は農業者のみに特別法を設けるかして、これが強制保険を實行してゐる。

農業労働者の身體に関する保険で最も古いのは、筆者の寡聞を以てすれば、一八八六年に英國に於ける傷害保険法が農業者にも適用されたのを嚆矢とし、次いで一九八年丁抹に於て製酪所其他の農業労働者の傷害保険法を制定せると共に法律を以つてペーコン製造組合の労働者傷害相互保険組合等が設けられたのである。⁽²⁾尤も同年には佛國でも労働者傷害法を發布してその中にも農業労働者の傷害に関する賠償を含めてゐる。

現在農業労働者に関する身體上の保険及それと類似の制度を採用してゐる諸國は、前記の諸國の外に獨逸、和蘭、伊太利、ユーゴスラヴァ、ノールウェー、オーストリア、ポーランド、ルーマニヤ、瑞西、西班牙、ハンガリー、其他で合計十六ヶ國に及んでゐる。⁽³⁾この中主なる諸國の法規を示すに次の如くである。

英國……國民保險法 (National Insurance Act. 1911)

養老保險法 (Old age pension Act. 1908)

獨逸……社會保險法 (Reichsversicherungs-ordnung 1910)

佛蘭西……農業傷害法保險 (Loi etendant aux Exploitations agricoles sur les Accidents du

Travail 1922)

廢疾金支給法 (Loi sur Retraites Ouvreres et Paysannes 1910)

伊太利—農業労働者強制災害保險法 (Provvedimenti per l'Assicurazione Obbligatoria contro

gei Infortuni sul Labors in Agricoltura 1917) =

以下本論では最近發布された埃太利の農業労働者法 (Landarbeiter versichrungs gesatz) の内容を主として農業國際評議論 (International Review of Agriculture) 所載のオットトデーゲル氏によつて記述する。

但し本文は英文なれば、本法の條文をも參酌したいと思つたが遂に手に入ることが出来なかつたので、參照する機會を得なかつたのを遺憾とする。

- (1) 外務省第三回國際労働總會報告書
- (2) 和田日出著、丁抹農業組合三一二頁
- (3) 小平權一著、農業保險の機能と組織一三九頁
- (4) 英國に於ける傷害保險法は、一九二三年に雇主の賠償すべきものにしたため廢止された(小

埃太利に於ける農業労働者保法

平氏「前掲」三七頁)

- (5) International Institute of Agriculture—International Review of Agriculture part imonthly Bulletin of agricultural Economics and Socioeogy year. XXI. January 1933 p.p. 10-21.

第二 農業労働者保険法の沿革及價值

奥太利に於ける農業労働者の身體に對する保険は、既に準備の時代を經過して一九二九年一月一日に、奥國聯邦法の一つとして發布された。其後一九三〇年一月一日には疾病に關する聯邦法規の條項未施行地となつてゐた。ウルゲランド、ステイリキ、高地オーストリア、ザルワブルク等の聯邦地方にも施行されたのである。

元來奥太利に於ける社會保険としては一般労働者に對する災害及疾病の二つであつた。其中災害に關する保険法は一八八七年十二月廿八日奥太利法律公報第一號で發布されて以來、一九一二年と一七年とに改正されたが、この間一八九四年には災害保険擴張に關する法律、一九一三年には航海業、及海洋漁業の災害保険法一九一七年に於ける鑛山労働の災害保険法が發布されたのである。また

疾病保険に關する法律としては、一八八八年三月三十日奥太利公報第三十三號を以て法律が發布され、一八八九年と一九一七年と二回改正されたが、この間一九一三年に航海業者に對する疾病保険法が發布せられてゐるのである。

乍併、斯く社會保険が實施されても、この保険法中特に農林業労働者に對してのみの保険法は制定されてゐなかつた。たゞ一九一七年改正された災害保険法の中に「發動機を利用する農林労働者」(第一條、第三項)を含むこと又疾病保険法では農林労働者の疾病保険は、各州の特別法を以て之を定むとの規定あるのみである。⁽¹⁾尤も農林労働者の癱疾保険に就いても法律でなく聯邦大臣の命令をもつて施行されてゐたやうであつたか、⁽²⁾大體農林労働者の身體上の保険に關して特に法律を制定したのは一九二九年を以て嚆矢とする。故にオット氏の言へるが如く、この法律の制定によつて「社會保険の法規の體系に一層の連鎖が加へられた」のみならず、商工業のかゝる法規と比較されて發展せる唯一のものと言へやう。⁽³⁾

なほこの法規は農業労働者の身體のみならず、一般小農業者の身體をも或る程度まで保険するのであるから、農業保険としての價値を比較的多くもつてゐる。元來小農業者は農業労働者と異り、自ら經營をなす人で、若しその農業者の身體に障害が起つても、家族なり又は他から人を雇備すれ

ば、農業經營上に及ぼす損害は低いものと見られてゐた。その爲め、多くは保険の客體となり得なかつた。乍併大經營、中經營等の相當大きく農業經營をなせば知らず、小經營は家族の勞作によつて行はれるものが多いから、若し家族中の働き手の身體上に障害のある場合には、往々他より人を雇ふるので醫藥費の以外賃金支拂といふ加重負擔をも被ることがある。然かも小農業者には經濟的餘力の尠ない者が多いから、この點に於て寧ろ農業勞働者以上に經濟的打撃を受くるのである。墺國はかゝる小農業者數の優越してゐる國と言はれて居り。五十萬内外の全農民の中殆んど大部分はこの種の農業であつて、寧ろ農業勞働者數を超過してゐる位であるから、この法律が、彼等にも適用されるれば、その効果は相當に大なるものと見なければならぬ。

- (1) 墺國災害保險及疾病保險に關する法律 (農商務省勞働保險調査資料第十號)
- (2) Oct. Insurance of Farm Workers in Austria (International Review of agriculture January 1930 p.20)
- (3) *ibid* p. 10
- (4) International Labour Office—The Redrepresentation and organisation of agricultural workers, Studies and Reports Series K No.8. 1928 p.84.

(5) 1920 Burgenland を除いたて太利聯邦の農業人には次の如くで、現在でも殆んど變りないと云ふ International Labour office opacit. p. 85)

種類	人數	割合
土地所有者	547. 246	39
その家族	493. 486	25
職員	11. 195	1
正規農業勞働者	229. 246	21
日傭勞働者	44. 707	4
合計	1.396.260	100

第三 被保險者及保險料

- (1) 被保險者の範圍

墺國農業勞働者保險法によつて、被保險者たり得るものは農業に従事し、しかも自身の計算で墺國に於ける農業勞働者保險法

590
429

耕作を行はぬ人々、更らに具體的に言へば、農業労働者、事務員、智的労働者等を原則とする。即ちこれ等の人々は菜園を包含せる農場や、山林間に於て自ら利潤を得る爲めに働かず、また狩獵地や漁場、土地や森林間に於て副業經營を行はない人々である、この外農林業の必要品を共同に購買及販賣する協同組合員及び農林業者の僕婢等もこの範疇に入る。(1)

次に被保険者たる資格を有する者は農場及森林所有者及小作人であるがこれ等の人々は主たる農林會或は聯邦地方に於ける保險團體の申出によつて聯邦社會福利大臣が聯邦農林大臣と協議の上、命令をもつてその仕事に従事中起つた疾病、傷害、廢疾病等に對して被保険者となることが出来る。(2)

(2) 被保険者の等級

この法律で保險される被保険者は、同國に於ける他の社會保險のそれと同様に、被保険者の收得する賃銀に隨つて、次の如き九等級に分類せられる。但しこの場合賃銀と見做すものは、一定の期間内に於ける収入を指し、その中には、特に利潤分配、収入、實物給與、第三者補助金等を加へられる。(3)

等級	日誌	週誌	月誌
一	八以下	四、八以下	二〇、八以下

九	八	七	六	五	四	三	二
六、〇以上	六四、八〇	四三、八六	三三、六〇	三二、〇四	二一、四八	一一、八二	一〇、二八
三六、〇以上	二八、〇八	二二、八六	二一、八六	一八、〇四	一四、〇八	一〇、七二	七、二八
一五六、〇以上	一一四、〇八	九三、八六	七八、〇〇	七二、〇四	六四、〇八	四六、八二	三一、二八

(3) 保險から除外される者

墾太利に於ける農業労働者保險法

590
429

また、この保険は強制保険であるから、原則としては、自己の計算で農業に従はざる人々は何れも、保険義務を有するけれども、たゞ次に該当するもののみは、この条件が備つてゐても保険法から除外される。

(イ) 災害、廢疾保険の義務から脱かれる者は

(A) 十八才以下者

(B) 妻

(C) 被使用人となる場合よりも、多くは獨立の収入を生活の本據にする者或はその生活の本據が、公證人の起草せる保有證券か或は土地法によつて確保されてゐる者

(D) 生活の本據たる他の職業が、この法規によつて、同時に保険義務を有してゐる者

(E) 主として慈善により生活し時折この法規で保険される職業に従事する者、不健康或は精神的、欠陥の爲めか又は老人の爲めに限定された範圍のみ労働可能の者

等である。尤もこれ等の免除される人々でも、若し賃銀を取らぬか或はたゞその賃銀が、同一の地方で同一型の普通労働者が得る賃銀の三分の一に達しないならば、保険から除外されない。

(ロ) 農業疾病保険から免除される者は、農業者の家庭に生活してゐる次の如き人々即ち子供及

孫、娉及嫁、兩親、異父母、祖父母、兄弟及姉妹等が除外される。

斯く保険から免除を受くる手續としては、雇主は、農業疾病保険金庫に對して、使用するこれ等の種類の労働者を扶養し、疾病の場合は、注意すべき旨の上申書を提出するを必要とし、また被使用人も使用者が災害と疾病の場合は注意する旨の上申書を金庫に提出するならば、傷害及疾病の双方、又は何れかの一つを免除されるのである。⁽⁴⁾

(二) 保険料

保険法に於て保険料は重要な地位を占めてゐるが、墺國農業労働者保険法に於ても、第六章にこれを規定してゐる。保険料は原則として公共金からの補給を含まず且つ各保険關係の經營費用は、これから支出するのである。

(一) 保険料額

(1) 疾病保険料額
疾病保険料は、被保険者と同額だけを雇主も支拂ふのであるが、その爲め農場が非衛生状態に陥らぬやう注意せねばならぬ。⁽⁵⁾

疾病保険に支拂ふ保険料の實際額は、農業疾病保險病金庫の規約を以て、管轄區域の情況に應じて

墺太利に於ける農業労働者保險法

決定し、徴集は毎週二〇%の率を以て行ふ。

(ロ) 災害、癱疾保険料

災害保険料は、雇主に於て三分の二、被保険者に於て三分の一を支拂ふのである。これは毎週五%の率を支拂はれ、森林業者の管理人は、使用する森林労働者の災害に對して、保険料基本の二十分の四に當るところの災害保険補助金を支拂ふ。⁽⁶⁾

何れの保険料を問はず、保険料は、賃銀等級に従つて階段を設けられて居り、これが計算の基礎は被保険者が登録してある賃銀等級の中の最低日給によつて決定される、但し第一等級の制限は六クロシエとする。⁽⁷⁾

(ハ) 保険料徴集の手續

保険料徴集に際しては農業疾病保険金庫は、保険料を徴集し、農業労働者保険所は、保険料の支拂を監視する。この目的を遂行する爲めに保険所は、金庫の執務時間中に、保険料の徴集と被保険者の等級に關する帳簿及書類を參觀する権限を與へられてゐる。

(1) Ott. "Insurance" p. 10.

(2) Ott. Ibid p. 11.

(3) Ott. ibid p. 12.

(4) Ott ibid p. 11.

(5) Ott ibid p. 20.

(6) Ott ibid p. 20.

(7) Ott ibid p. 20.

第四 保険の内容

奥太利農業労働者保険法に於て、保険の目的となるものは、被保険者の従業期間内に發生せる偶發的の災害、不時の疾病癱疾死亡等である。以下それを疾病保険、災害保険、癱疾保険等に分つてその内容を窺ふことゝしよう。

(a) 疾病保険

(イ) 保険の目的

疾病保険に於ては、疾病は勿論出産の場合や疾病の結果死亡せる場合に對しても保険するのであ

奥太利に於ける農業労働者保険法

590
429

る。而して疾病に際しては醫藥、看護料のみならず、疾病の結果生ずる義肢足、眼鏡、脱腸帶に至るまで、被保險者が職務を遂行するに必要な一切の救護處置と疾病手当金として支給することになつてゐる。

この手当金の給付は、被保險者が労働不可能となつた第四日から初まり、被保險者の登録せる賃銀等級に應じて、次の如き一日當り總額が支給されるのである。

賃金等級	疾病手当額
一	〇、六
二	〇、八
三	一、二
四	一、六
五	二、〇
六	二、四
七	三、〇
八	三、六

九……………四、二

尤もこれ等の疾病手当金は、若し被保險者が故意に疾病を誘發するか、或は農業疾病保険金庫から規定の治療を受けるか、雇主の家に宿泊するか又は全賃銀の尠とも八〇%を現金又は實物を以て雇主から給與されてゐる間は支給されない。

手当金の給付期間は病氣全快と共に終了するが、病氣全快の豫見なくば二十六週間以上に亘る。若し被保險者が三十週間以上の靜養を要するならば、最高五十二週間(二年間)迄は給付する。この場合の計算は、疾病届出の第一日を以つて、疾病手当金の第一日とする。

また法規は、疾病手当金給付の關係上、被保險者をして、金庫及金庫聯合會が指定せる醫師以外には治療せしめず、たゞ指定醫師の範圍内に於てのみ被保險者は、自由に醫師を選擇する権利が許されてゐるのである。これを所謂醫師自由選擇權といふ。而して治療すべき醫師と金庫及聯合會とはまた、相互に權利義務を有する契約をなす。

病氣の種類又は其他事由によつて家庭治療の不可能なる場合には、自宅治療の代りに、病院治療をなさしめ、公設病院で治療する者に對して、金庫は、被保險者が最後に登録したる最低日給の三倍を限つて、賠償支拂をなすのであるがこの場合は四週間に限られてゐる公設に非らざる病院に

被保険者を送れば、契約せる範圍の治療費を支拂ふのみである。

(ハ) 分娩扶助料

分娩扶助料は分娩後一ケ年以内に於て農業労働者保険法或は他の聯邦法によつて保険される職業に二十五週間以上働いたところの被保険者に給付される、但し出産扶助料には何等統一せる制度がないから、賃金等級に基いて一定金額を給付するか或は哺乳料をも併せて給付するかは、各金庫によつて定められてゐる規定を綜合する外はない。

(ニ) 埋葬料

疾病手當金講求以來半ケ年を出でずして被保険者が死亡したる場合、金庫は遺族に對して葬儀費に該當すべき埋葬料を、病氣手當金の四十倍だけ支給する。但し最低額は六十志を下ることを得ない。

(b) 災害保険

(イ) 保險の目的

この保險の範圍は、職業上の災害によつて生じた労働能力の減少又は死亡の損失をも填補するのである。

職業上の災害とは、職業によつて發生せる一切の災害は勿論、被保険者の家庭又は他所で從業中起つた災害も包含する、また職業の結果生じたる疾病は、從業中の災害と見做される。但しかゝる場合の認定は、社會福利大臣が行ふのである。

なほ聯邦地方の農林團體又は地方行政廳の申告によつては、聯邦社會福利大臣は、聯邦農林大臣と協定の上、命令を以て、災害保險の範圍を擴張することが出来る。

(ロ) 災害賠償金

災害賠償金は、収入能力が一五%以上減じた場合に限つて支給せられ、その期間は疾病保險金庫で行ふ災害に必要な救濟處置の終了したる日から収入能力が減少してゐる間である。

賠償金額は災害によつて生じた収入能力の減少せる程度に従つて計算する。即ち収入能力が全然不能になれる場合は、その計算の基礎を月收の三分の二とし、被害が局部的にして収入能力が三分の一以上——林業及製材労働者は五分の一以上——減少せる場合は、収入能力減少の程度に應じて支給するのである。この外被保険者は、個人及職業上に必要な義足等を要求する權利を有する。

災害の時から賠償金を支拂ふに至る迄の、救濟處置は、疾病保險金庫で行ふのであるが、若しそれが四週間以上に亘る時は、疾病手當金の半額を農業労働者保險所から疾病保險金庫に給付するか、

○太利に於ける農業労働者保險法

然らざれば反對に被保險者の救済處置を保險所が行つて、その費用の半額を金庫から支給を受くるかするのである。

(ハ) 埋葬料及遺族年金

災害の結果死亡せる場合は、その死亡が災害賠償を受けた後であれば、遺族に埋葬料を支給する。また災害によつて直ちに死亡せる被保險者の寡婦には、災害賠償金の三分の一にあたる年金を死亡するまで支給する。若し寡婦が再婚するとすれば三十五ヶ月分を支給する。被保險者の遺兒に對しては原則として、十六才迄六分の一の年金を支給し若しその子が身體虛弱又は精神上に欠陥を有し自己で収入を得られない場合は、その後も繼續されるのである。但し遺族に對する年金は遺兒の數を斟酌せず支拂の最高額の範圍にて切捨てられるのである。

(イ) 癱疾保險

(イ) 保險の目的及年金

癱疾或は養老保險に對する要求者の資格は、左の條件が具備せる場合に限る。

第一、被保險加入後五ヶ年以上を經過せること。

第二、また、少くとも百〇週間の拂込を有し、その中五十二週間は最近三ヶ年間に拂込みたること。

と。この條件が具備すれば、被保險者は、生來に非ざる疾病或は病弱によつて永久に従業能力を喪失せる時、この要求權が発生する。但しこの場合、癱疾と認定され得るには、被保險者の熟練及前職業から推考して、その能力及び力量が同等級の人の三分の一以下になつてしまはなければならぬ。

尤も、被保險者が六十五才以上に達し且つ保險拂込を五百週間以上なした場合は、假令癱疾にならずとも、養老年金の形態で保險金が給付されるのである。

(ロ) 遺族扶助料

被保險者の死亡後その寡婦は、一ヶ年に亘つて遺族扶助の請求權を有し、若しその人も癱疾者である場合は、六十五才までこの權利が保有される。また遺兒の扶助料は子供が十六才に至る迄支給される。但し養育し能はぬ十六才以下の子供を二人以上有するか或はその子供が心身上に不能力者であれば、請求權は擴張される。而して遺兒の扶助料は、一人の子供に對しては全額の十分の一、一人を増す毎に毎月一、二志を最低に全額の二十分の一が加へられる。

(ハ) 年金に對する補助

癱疾及養老年金に就いては、六志迄を限つて公共金か基金から補助し、寡婦扶助料には三志、遺兒扶助料には一、五志、兩親無き孤兒には二、二五志が補助されるのである。